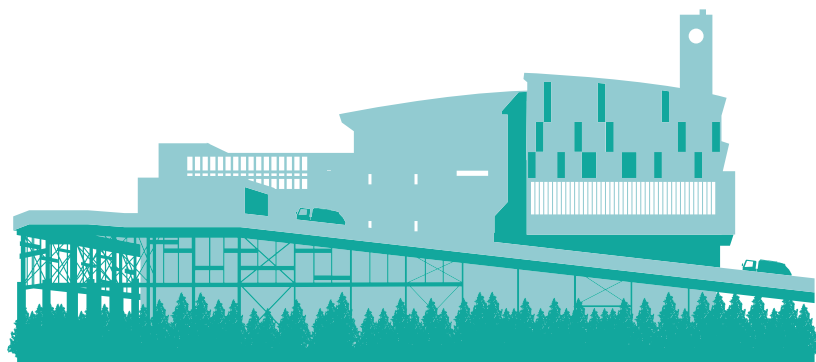


船橋市 一般廃棄物 処理基本計画

未来へつなぐ 持続可能な
循環型社会の実現を目指して

令和4年3月
船 橋 市



はじめに



近年、私たちは地球温暖化や気候変動に伴う自然災害の多発、生物多様性の危機、海洋プラスチック問題など地球規模の環境問題に直面しています。

国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組みが進められ、国の環境施策においては、地域循環共生圏の創造に向けた環境・経済・社会の統合的向上を目指すとされています。

各自治体にとっても環境問題は重要課題の一つであり、自治体が行う環境問題への取り組みは地球全体を見据えたものに行わなければならない時を迎えています。

市では、次代を担う子どもたちの未来のため、また、世界的な課題である地球温暖化問題への対策を推進するため、2050年ゼロ・カーボンに挑戦することを表明しました。

私たちの生活や経済活動によって排出される「ごみ」を処理する過程では、温室効果ガスを発生させることから、地球温暖化対策の観点からも、さらにごみの減量と資源化による脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速させる必要があります。

このような背景を受け、本計画では、「未来へつなぐ持続可能な循環型社会の実現を目指して ～ふなばし資源循環プラン～」を基本理念に掲げ、「市民・事業者・行政の協働による、持続可能な循環型社会の実現」「2Rのさらなる推進と環境負荷の低減の推進」「安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制の構築」を基本方針とし、市民・事業者・行政等が一体となって様々な施策に取り組むこととしました。

また、世界において重要な課題となっている食品ロスについても、「食品ロス削減推進計画」を本計画に盛り込み、削減に取り組んでまいります。

結びに、本計画の改定にあたりご審議いただきました船橋市廃棄物減量等推進審議会や、ご議論いただきました船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会の各委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆様から感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1章 総論

第1節 計画策定の基本的事項

1.1	計画策定の目的	1
1.2	計画の位置づけ	3
1.3	計画の策定体制とその流れ	7
1.4	計画の期間及び進捗管理	8

第2章 ごみ処理編

第1節 現状と今後の方向性

1.1	ごみ処理の流れと体制	9
1.2	本市の現状	13
1.3	前計画の総括	20

第2節 計画の基本理念・基本方針

2.1	基本理念	33
2.2	基本方針と重点的な取り組み	36
2.3	数値目標	38
2.4	計画の体系	39

第3節 取り組みの内容

3.1	基本方針1	41
3.1.1	情報提供の充実	42
3.1.2	環境学習の推進	43
3.1.3	地域全体の環境美化の推進	43
3.1.4	優良事業者の育成	44
3.1.5	市民サービスの向上	44
3.2	基本方針2	45
3.2.1	発生抑制行動の推進	46
3.2.2	家庭系ごみの分別の推進	47
3.2.3	事業系ごみの適正排出と分別の推進	48
3.2.4	廃棄物施設を利用した環境負荷低減	49
3.2.5	食品ロス削減	50

3.3	基本方針3	51
3.3.1	効率的で安定した収集運搬体制の推進	52
3.3.2	施設の適正な運営と維持管理の継続	52
3.3.3	災害時における廃棄物処理体制の構築	53

第4節 食品ロス削減推進計画

4.1	食品ロスの現状	55
4.2	数値目標	59
4.3	求められる役割と行動	61
4.4	食品ロス削減に向けた取り組み	62

第3章 生活排水編

第1節 生活排水処理基本計画

1.1	船橋市の生活排水処理の現状	67
1.2	将来予測	70
1.3	し尿・浄化槽汚泥処理の課題	71
1.4	基本計画	72

第4章 資料編

1	船橋市廃棄物減量等推進審議会概要	75
2	船橋市廃棄物減量等推進審議会名簿	76
3	船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会概要	77
4	船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会名簿	77
5	審議経過	78
6	諮問書及び答申書	79
7	船橋市の地域特性	82
8	ごみ処理予測	87
9	特定テーマ	91
10	市民アンケート結果	93
11	事業者ヒアリング結果	148
12	SDGsターゲットと施策及び取り組みの関連性	186

第1章 総論

第 1 節 計画策定の基本的事項

1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年9月 環境省）では、一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね5年ごとに計画を改定するものとされています。

平成 29（2017）年 2 月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）は、策定から 5 年が経過し、環境問題を取り巻く状況が変化していることから、食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制、SDGs といった国内外の動向や、第 10 次千葉県廃棄物処理計画を踏まえ、新たな計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、先進国と開発途上国を問わず一丸となって取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人取り残さないことを掲げています。

17のゴールは、「貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ」「エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ」「地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ」といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。

廃棄物との関わりが特に深いゴールとしては、「12 つくる責任つかう責任」が挙げられ、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題に関しては「14 海の豊かさを守ろう」、生活排水の処理に関しては「6 安全な水とトイレを世界中に」等も大きく関係しています。

各ゴールは相互に関係しており、1つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち、取り組みを進めることが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsにおける17のゴール

1.2 計画の位置づけ

1.2.1 各種法体系の整理

本計画の策定に係る、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりです（図1-1）。
関連計画、法規の主な改定の概要は次のページに示すとおりです。

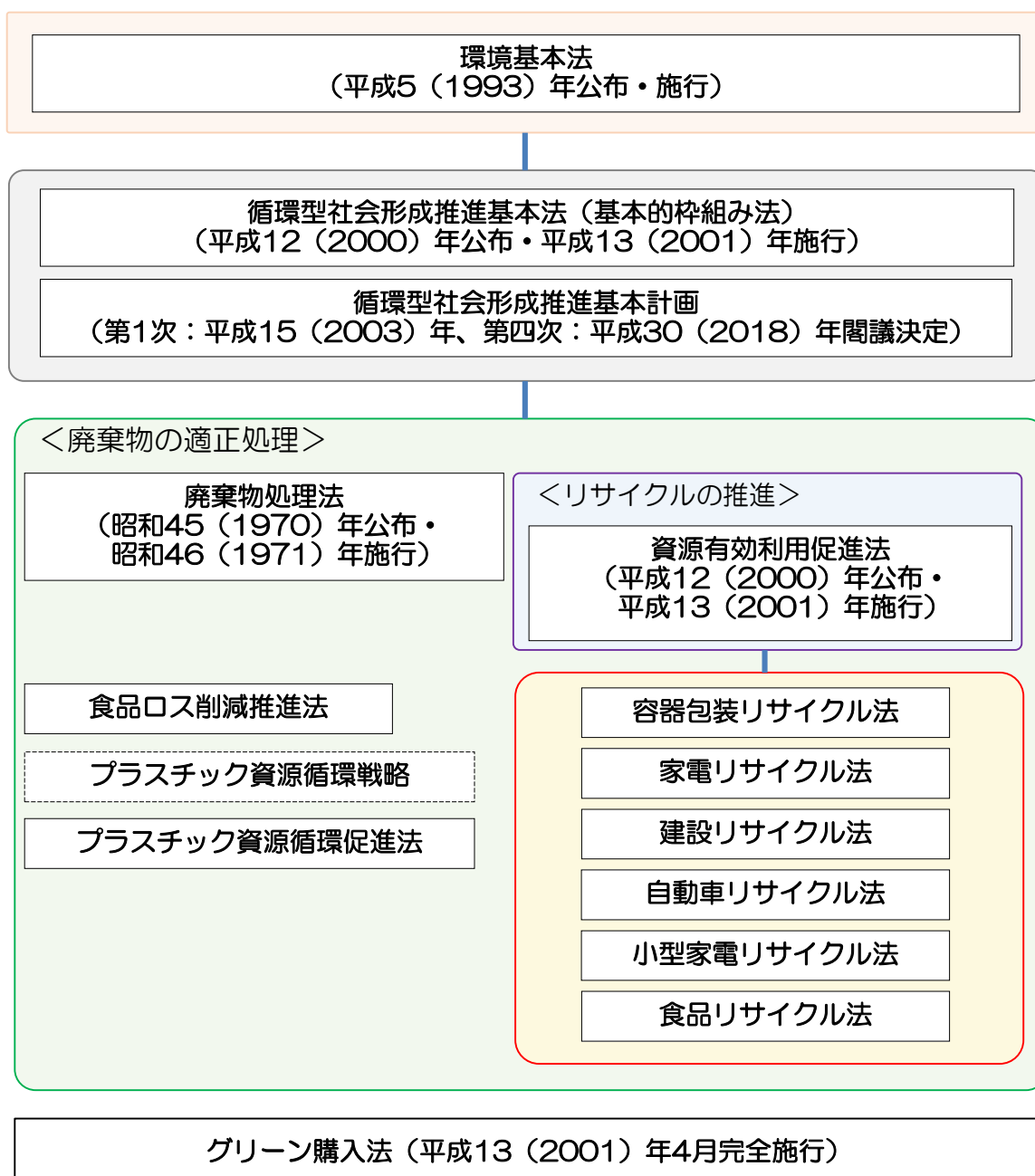


図1-1 各種法体系の整理

関連計画、法規の主な改定の概要

環境基本法

- 平成5（1993）年の施行以降、環境基準の項目や測定方法など逐次改正を実施

環境基本計画

平成30（2018）年4月 第五次環境基本計画閣議決定

- 環境・経済・社会の統合的向上を目指す
- 分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）

循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月 第四次循環型社会形成推進基本計画策定

- 資源生産性及び循環利用率の向上
- 最終処分量の削減
- 経済的・社会的側面に視野を拡大した地域活性化や食品ロス量の削減
- プラスチックごみ対策
- 高齢化社会及び災害時に対応した廃棄物処理体制の構築

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元（2019）年10月施行

- 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を総合的に推進
- 食品ロスの削減に関して国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明確化
- 市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務を規定
- 国民、事業者に対して、求められる役割と行動を明記

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

令和元（2019）年7月 新たな基本方針の策定と政省令・告示の改正

- 事業系食品ロス量削減目標が新たに設定

プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月策定

- リデュース等の徹底
- 令和12（2030）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出削減

令和元（2019）年12月

- 「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を公表

令和2（2020）年7月

- レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を実施

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）

令和3（2021）年6月公布

- プラスチック資源循環の基本方針を策定
- 環境配慮設計指針の策定
- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者等）が取り組むべき判断基準を策定
- 市区町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

1.2.2 船橋市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル関連法に基づく本市における一般廃棄物処理の基本方針を示しており、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画と位置付けられています。また、本計画に食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包することとします。

なお、各種法律や国の計画・方針を踏まえるとともに、本市の上位計画（船橋市総合計画、船橋市環境基本計画）との整合を図るものとします。（図1-2）。

「循環型社会形成推進基本計画」及び「千葉県廃棄物処理計画」の概要は次のページに示すとおりです。

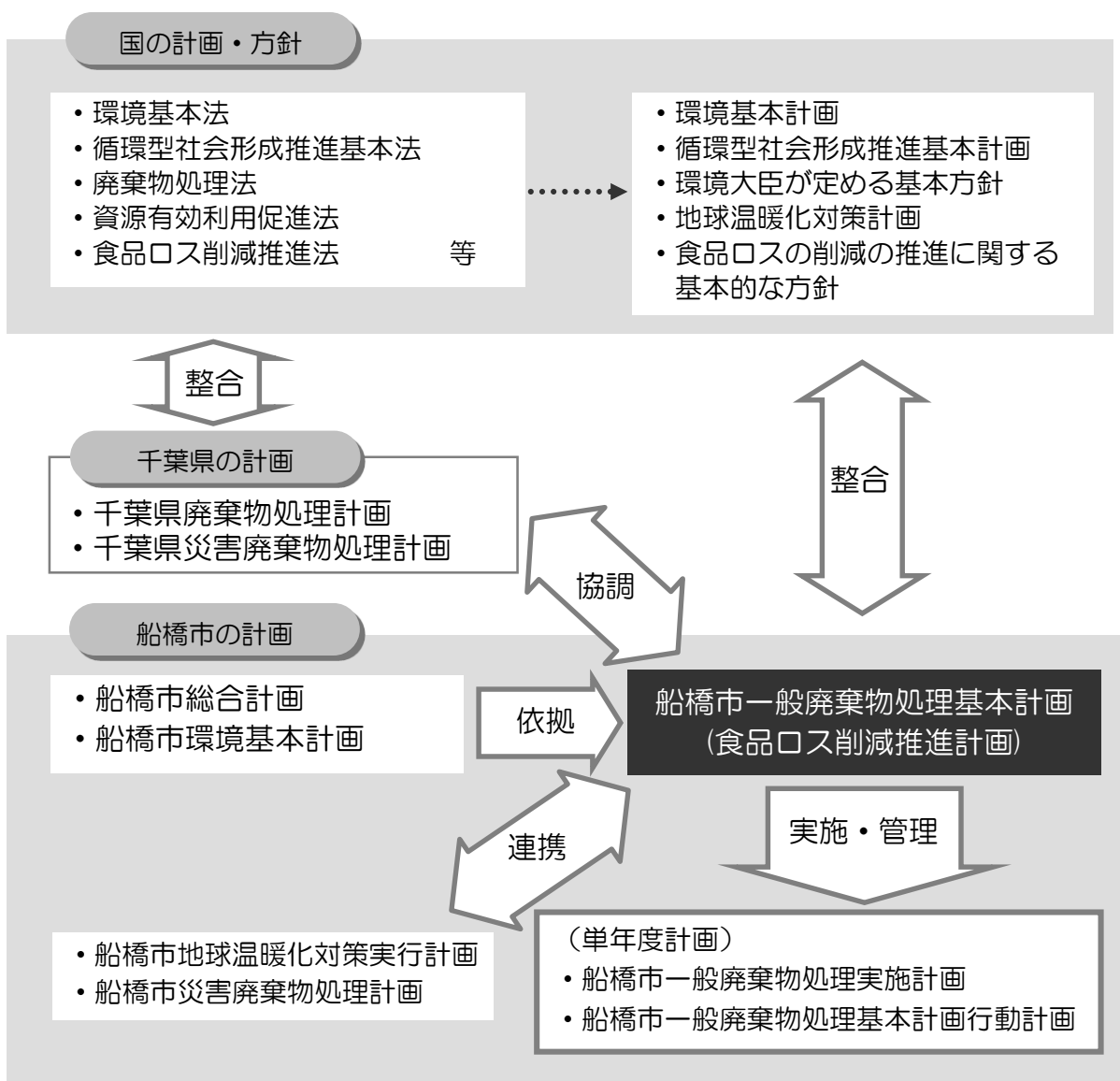


図1-2 本計画の位置づけ

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月）の概要

<重要な方向性>

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

<目標値>

指標（目標）	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	令和7（2025）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	令和7（2025）年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000） 年度比半減	令和12（2030）年度

<持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み>

- ・地域循環共生圏の形成
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 等

第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）の概要

<計画策定の趣旨>

県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す

<計画期間>

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

<計画目標（一般廃棄物）>

区分	基準年度 （平成30（2018）年度）	目標年度 （令和7（2025）年度）
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

<展開する施策>

- ・3Rの推進・適正処理の推進・適正処理体制の整備 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築

<新たな取り組み>

- ・「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の展開
- ・食品ロスの削減をテーマとしたリーフレット作成 等

1.3 計画の策定体制とその流れ

本計画の策定にあたっては、船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会において、前計画の進捗状況の確認や新たな計画の内容の検討を行い、国及び県の動向、近隣市や中核市の状況から見た本市のあるべき姿、市民アンケート調査結果等を踏まえた素案をもとに、船橋市廃棄物減量等推進審議会による答申を受け、パブリックコメントを実施し、作成しました（図1-3）。

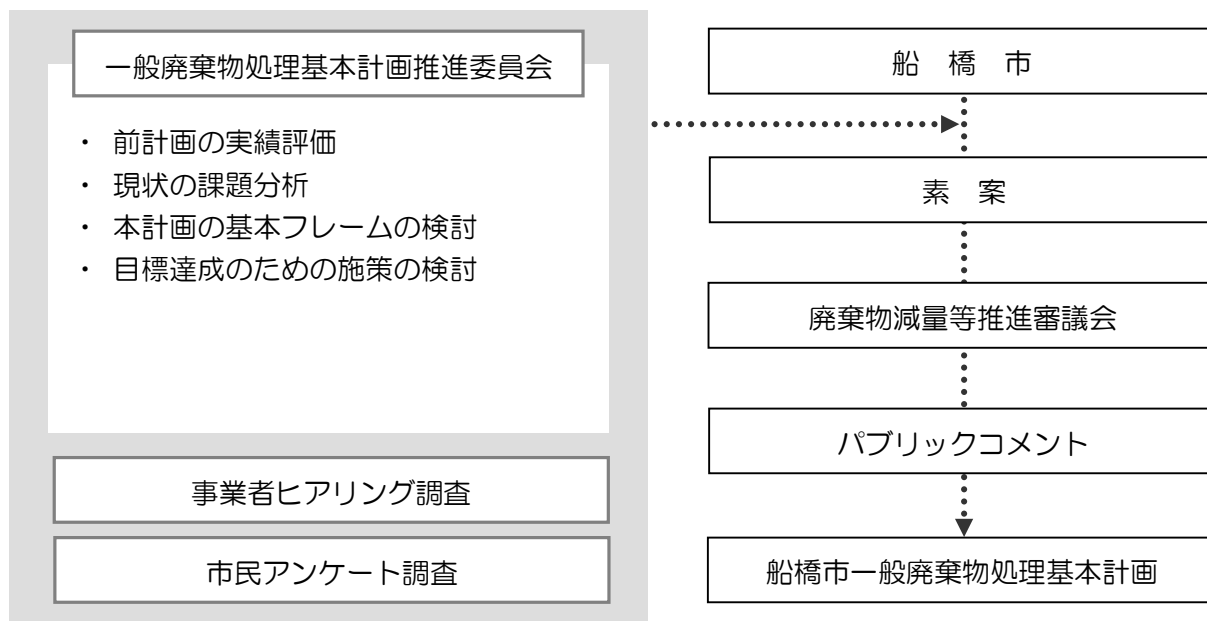


図1-3 船橋市一般廃棄物処理基本計画の策定体制とそのフロー

1.4 計画の期間及び進捗管理

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度を初年度とした令和13（2031）年度までの10年間で、令和8（2026）年度を中間目標年度とし、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。

また、本計画で設定した数値目標の達成状況や施策の進捗状況等については、次回の計画見直しまで、一般廃棄物処理基本計画推進委員会と市の間で、毎年度、確認を行うものとします（図1-4、図1-5）。

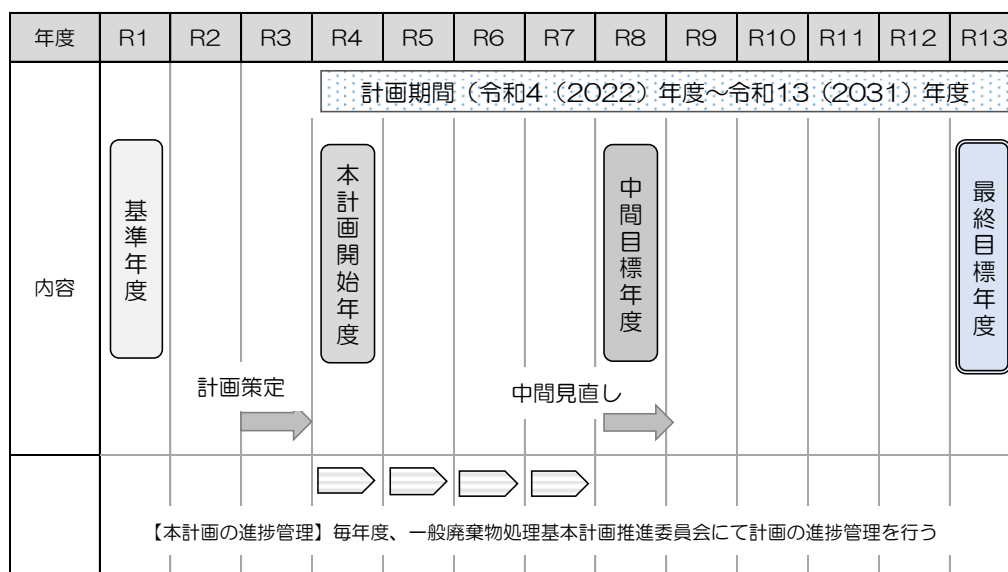


図1-4 計画の期間

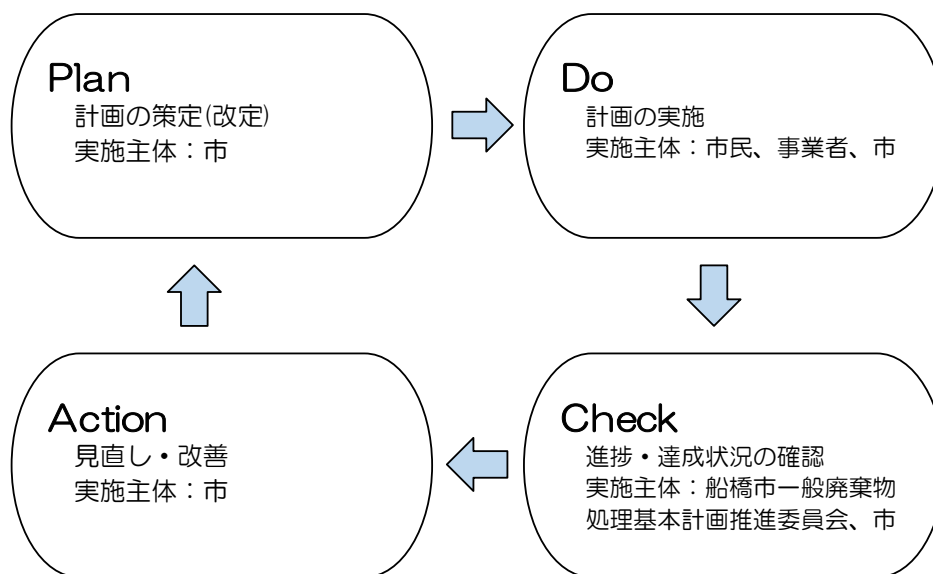


図1-5 進捗管理の流れ

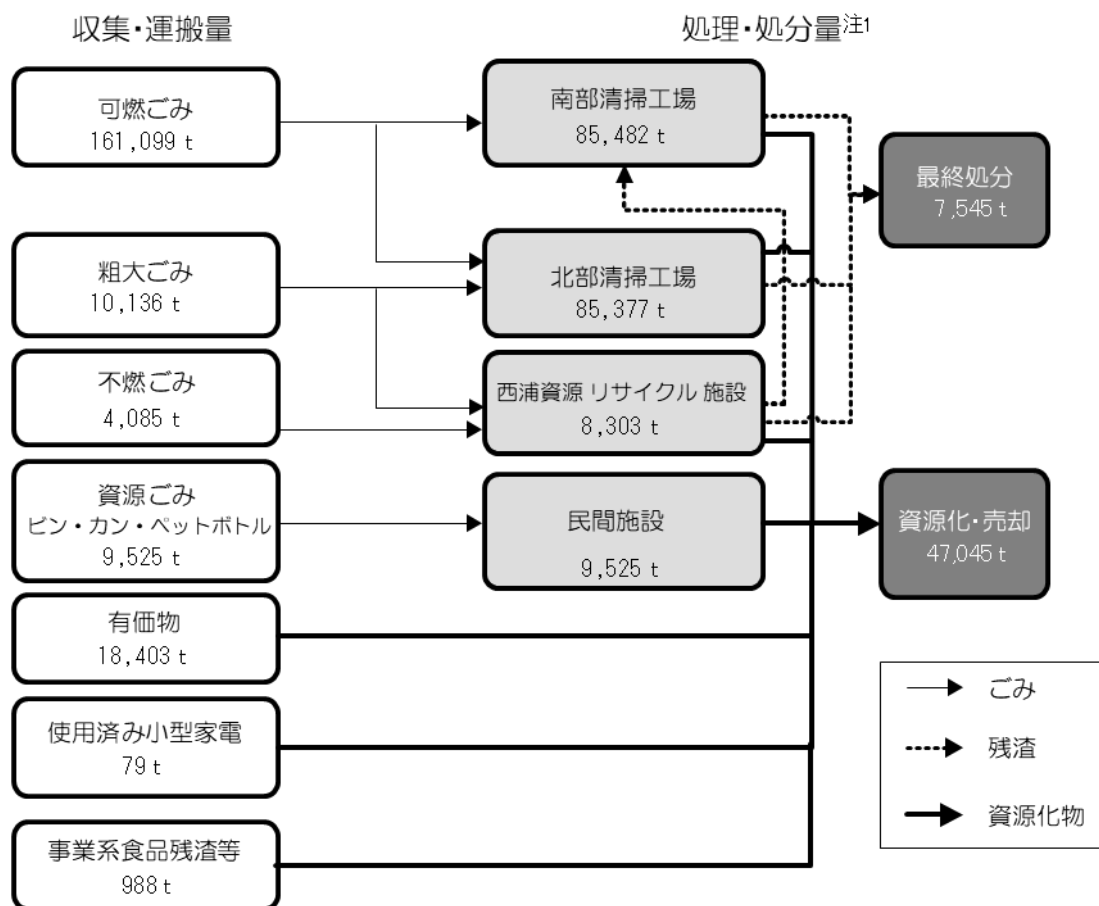
第2章 ごみ処理編

第1節 現状と今後の方向性

1.1 ごみ処理の流れと体制

1.1.1 ごみ処理の流れ

「可燃ごみ」は、北部清掃工場及び南部清掃工場の2か所の清掃工場で焼却処理しています。「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」については、西浦資源リサイクル施設を中心に破碎・選別処理しています。破碎・選別し、取り出した資源物は、民間事業者へ委託を行い資源化するほか、可燃物は焼却処理し、不燃物は民間事業者へ委託を行い資源化または最終処分しています。また「資源ごみ」については、民間施設で選別・梱包処理および資源化をしています（図2-1-1）。



注1：処理・処分量には他区分等搬入量 1,011 t を含む

図2-1-1 令和2（2020）年度ごみ処理実績フロー

1.1.2 分別区分・収集体制

分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「有価物」となっており、「資源ごみ」については、「ビン」、「カン・金属類」、「ペットボトル」の3品目としています。なお、小型家電は拠点回収により回収しています。

平成29（2017）年4月より、新たに有価物の品目に「雑がみ」を増やしました（表2-1-1）。

表2-1-1 分別区分等

分別区分		内容	収集回数	収集方法	収集主体
家庭系ごみ	可燃ごみ	生ごみ 皮革類など	週2回	ステーション方式	直営収集 委託業者
	不燃ごみ	金属類 ガラス類など	月1回	ステーション方式	委託業者
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	委託業者
資源物	資源ごみ・ ペットボトル	ビン カン・金属類 ペットボトル	週1回	ステーション方式	委託業者
	有価物回収	新聞・雑誌 雑がみ 段ボール 紙パック 古着・毛布	週1回	ステーション方式	船橋市有価物回収 協同組合
小型家電	携帯電話 ゲーム機など	随時	拠点回収	委託業者 障害者福祉事業所	
事業系ごみ			直接搬入または許可業者搬入		
<p>【排出禁止物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害性物質を含む物（有毒性の薬品、農薬やその容器など） ・危険性のある物（ガスボンベ、バッテリー、消火器、在宅医療廃棄物など） ・著しく悪臭を発する物 ・容積、重量又は長さが著しく大きい物（FRP船、オートバイなど） ・資源化を促進することが必要と認められる物（家電リサイクル法対象品、パソコンなど） ・市で処理できない物 ・その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物 					

ごみの定義

家庭系ごみ・・・家庭から排出されたごみ。

事業系ごみ・・・事業者や公共施設から排出されたごみ。

資源ごみ・・・ビン、カン、ペットボトルなど再資源化が可能なごみ。

有価物・・・不要物のうち、古紙や古繊維など有償で回収業者に引き渡されるもの。

資源化量・・・焼却灰、資源ごみ、食品残渣等、有価物などのリサイクル量。

1.1.3 処理体制

(1) 中間処理

本市の設置するごみ処理施設は以下のとおりです（表2-1-2、図2-1-2）。

表2-1-2 本市の設置するごみ処理施設

施設名	ごみの種類	処理方法	処理能力
北部清掃工場	可燃ごみ	焼却	可燃ごみ 127 t/日×3炉 (381 t/日) 発電能力：8,800kW
	粗大ごみ	破碎・選別	粗大ごみ 15 t/日
南部清掃工場	可燃ごみ	焼却	113 t/日×3炉 (339 t/日) 発電能力：8,400kW
西浦資源リサイクル施設	不燃ごみ	破碎・選別	不燃ごみ 29 t/日
	粗大ごみ		粗大ごみ 34 t/日



図2-1-2 本市の設置するごみ処理施設

(2) 資源化・最終処分

資源ごみであるビン、カン・金属類、ペットボトルについては、選別・梱包・資源化する中間処理施設を持っていないため、市内の民間事業者処理を委託しています。また、焼却灰等については、市内に資源化や最終処分を行う施設がないため、市外の民間事業者処理を委託しています。

コラム 燃やしたら終わり？最終処分場の話

ごみを処理した後は、焼却灰や残渣が発生します。そのうちの約半分は資源化をしておりますが、残りの半分については、本市に焼却灰等を最終処分する埋立地がないことから、令和2年度においては、秋田県小坂町、山形県米沢市にある最終処分場へ埋め立てをお願いしています。

限りある埋立地に負荷をかけないためにも、ごみを減らす必要があります。



最終処分場の様子

1.2 本市の現状

1.2.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量は、減少傾向となっており、令和2（2020）年度が204,314 tと、平成28（2016）年度より2,394 t（1.2%）減少しています（図2-1-3）。

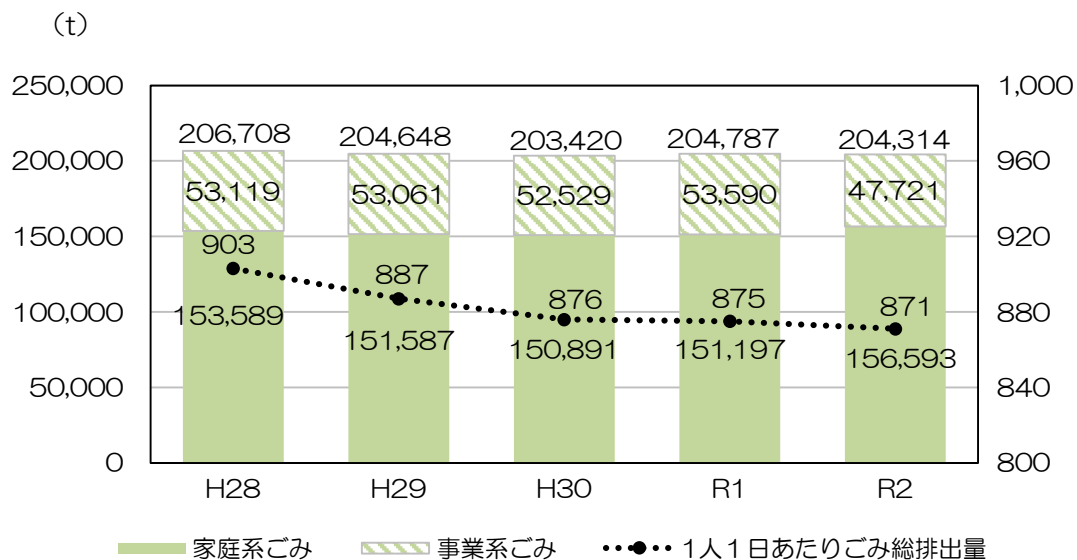
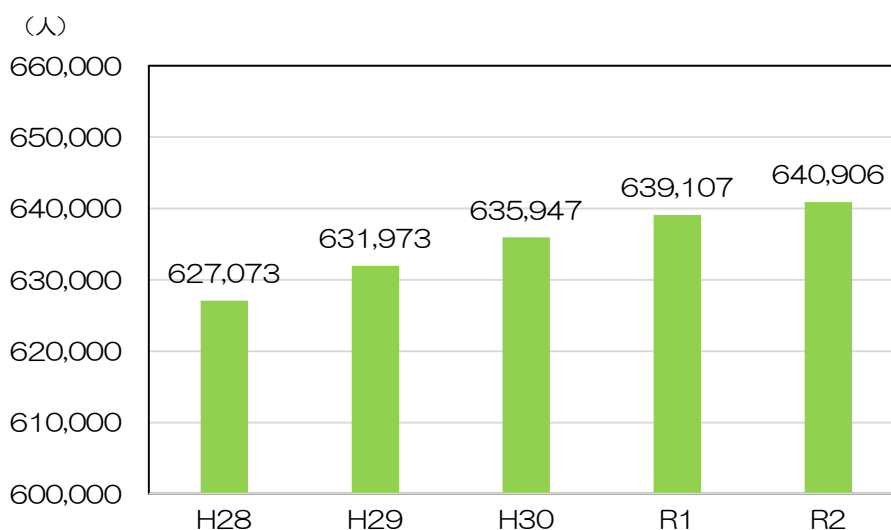


図2-1-3 ごみ総排出量の推移

1.2.2 人口の推移

令和2（2020）年10月の常住人口は640,906人となっており、平成28（2016）年より、13,833人（2.2%）増加しています（図2-1-4）。



（出典：令和2年度版船橋市統計書）

図2-1-4 常住人口の推移（各年10月1日現在）

1.2.3 ごみ処理量

ごみ処理量については、平成 29（2017）年度以降ごみ焼却量は減少傾向にあるものの、資源化量が増加しているため、ごみ処理量としては微増となっています。令和 2（2020）年度の処理量は 215,322 t（焼却量 168,277 t、資源化量 47,045 t）、リサイクル率は 23%となっています（図 2-1-5）。

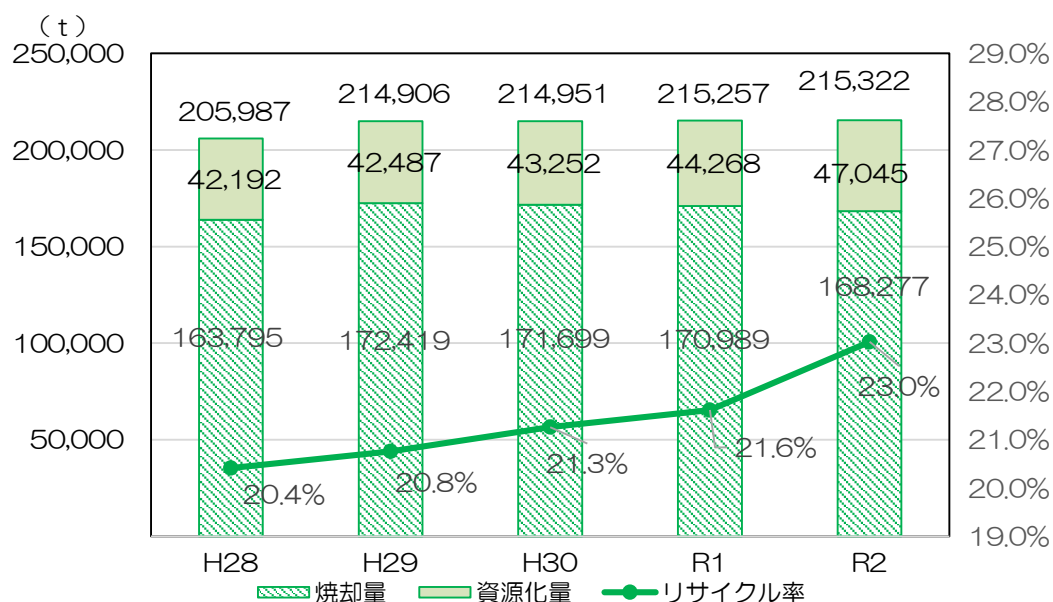


図 2-1-5 ごみ処理量の推移

1.2.4 灰の資源化量及び最終処分量

灰の資源化量は、増加傾向にあり、平成 28（2016）年度と比べ、1,421t 増加しています。最終処分量は、減少傾向にあり、平成 28（2016）年度と比べ、2,187t 減少しており（図 2-1-6）、資源化と最終処分を合わせた全体では微減となっています。

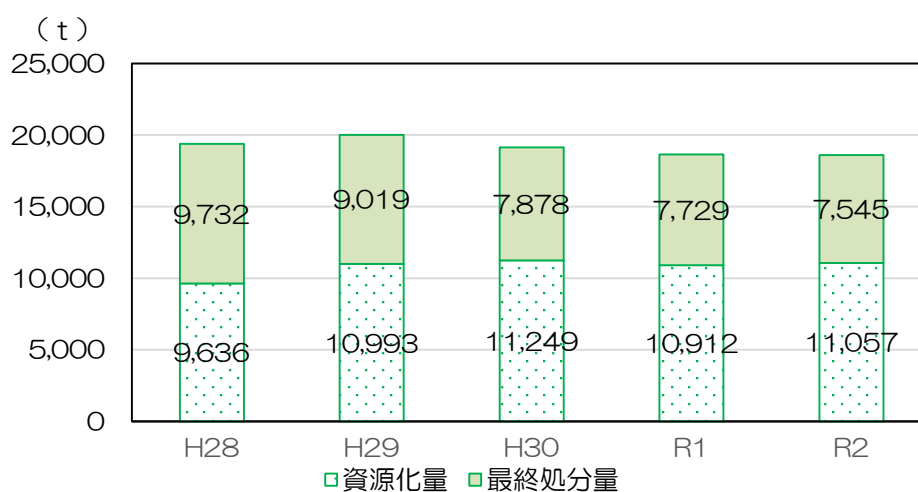


図 2-1-6 ごみ処分量の推移

1.2.5 家庭系ごみ（排出量・組成）

家庭系ごみ排出量は、平成 28（2016）年度以降は減少傾向にあるものの、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 156,593 t と増加しています（表 2-1-3）。

家庭系可燃ごみの組成調査結果では、台所ごみと紙類の割合が非常に高く、全体の 61.74% を占めています（図 2-1-7）。

表 2-1-3 家庭系ごみ排出量の推移

			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
人口（人）			627,073	631,973	635,947	639,107	640,906
直営収集 委託収集 直接搬入	ごみ	可燃ごみ（t）	118,814	117,668	115,785	115,102	117,417
		不燃ごみ（t）	3,617	3,516	3,623	3,664	4,085
		粗大ごみ（t）	4,891	4,948	5,628	6,181	7,345
		計（t）	135,830	134,596	134,287	134,792	140,277
	資源ごみ（t）	8,943	8,813	8,787	8,757	9,264	
小計（t）			136,265	134,945	133,823	133,704	138,111
平成 27（2015）年度比（%）			98.5	97.5	96.7	96.6	99.8
集団回収	有価物（t）		17,303	16,610	17,014	17,433	18,403
拠点回収	小型家電（t）		21	32	54	60	79
合計（t）			153,589	151,587	150,891	151,197	156,593

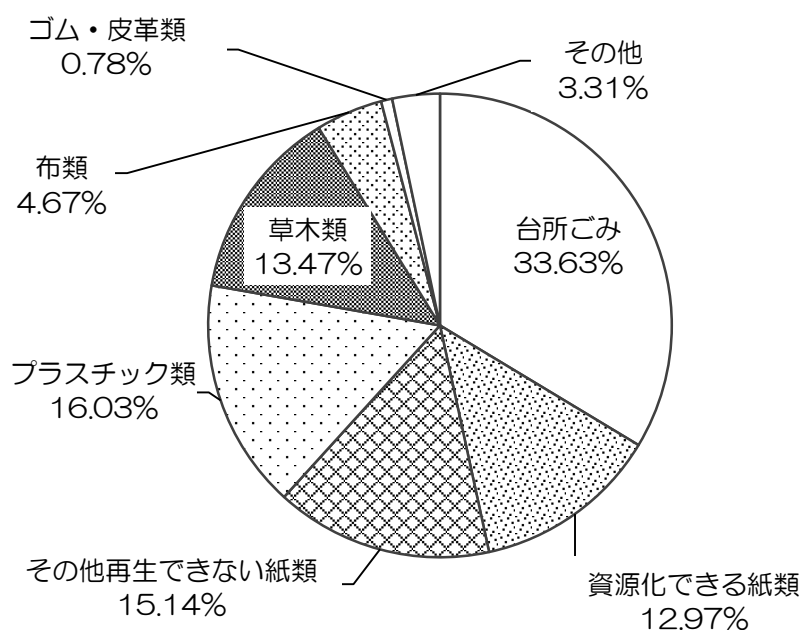


図 2-1-7 家庭系可燃ごみ組成調査（令和元（2019）年度）

1.2.6 事業系ごみ（排出量・組成）

事業系ごみ排出量は、平成 28（2016）年度以降は緩やかに増加していましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 47,721 t と大きく減少しています（表 2-1-4）。

事業系可燃ごみの組成調査結果でも、紙類と厨芥類（台所ごみ）の割合が非常に高く、全体の 77.06% を占めています（図 2-1-8）。

表 2-1-4 事業系ごみ排出量の推移

			H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
許可業者 直接搬入	ごみ	可燃ごみ (t)	48,533	48,572	48,413	48,979	43,683
		粗大ごみ (t)	3,102	2,851	2,573	3,048	2,790
		計 (t)	51,635	51,423	50,986	52,027	46,473
	資源ごみ (t)		347	330	308	354	260
	食品残渣他 (t)		1,137	1,308	1,235	1,209	988
	合計 (t)		53,119	53,061	52,529	53,590	47,721

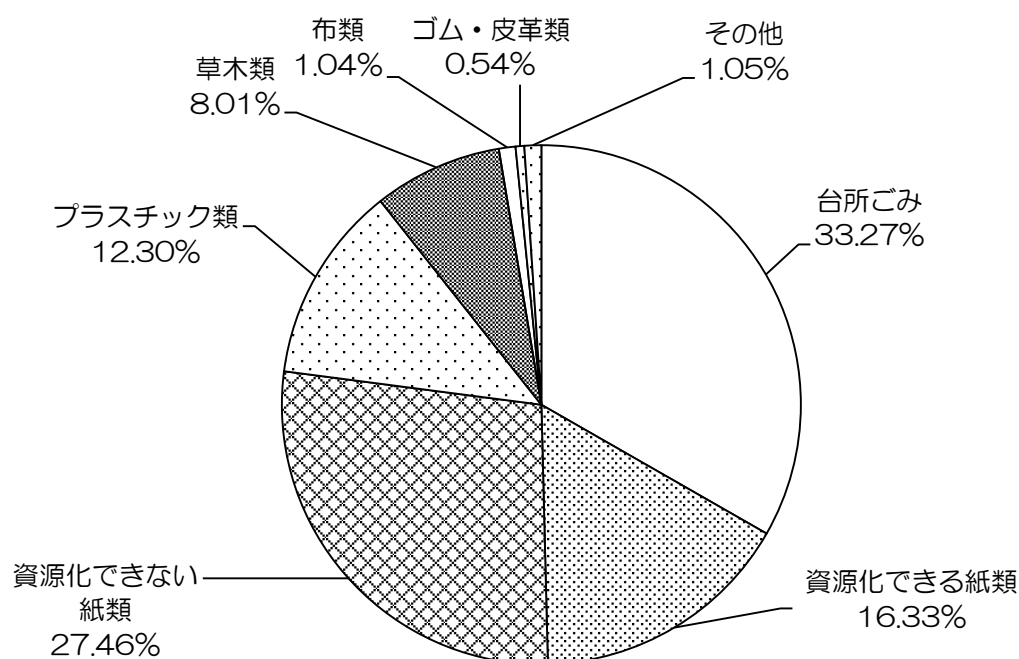


図 2-1-8 事業系可燃ごみ組成調査（令和元（2019）年度）

1.2.7 発電状況

本市では、北部清掃工場及び南部清掃工場の建替え事業を実施し、北部清掃工場（平成29（2017）年4月稼働）に8,800kW、南部清掃工場（令和2（2020）年4月稼働）に8,400kWの高効率ごみ発電設備を整備しました。

今後、安定したごみ発電を継続的に行いながら、発電電力の更なる利活用方法の検討を行います。

表2-1-5 清掃工場別発電量の推移

		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
発電量(千kWh)	北部	57,192	57,236	57,239	55,708
	南部				57,935
原単位発電量(kWh/ト)	北部	661.5	669.0	663.6	678.2
	南部				672.6

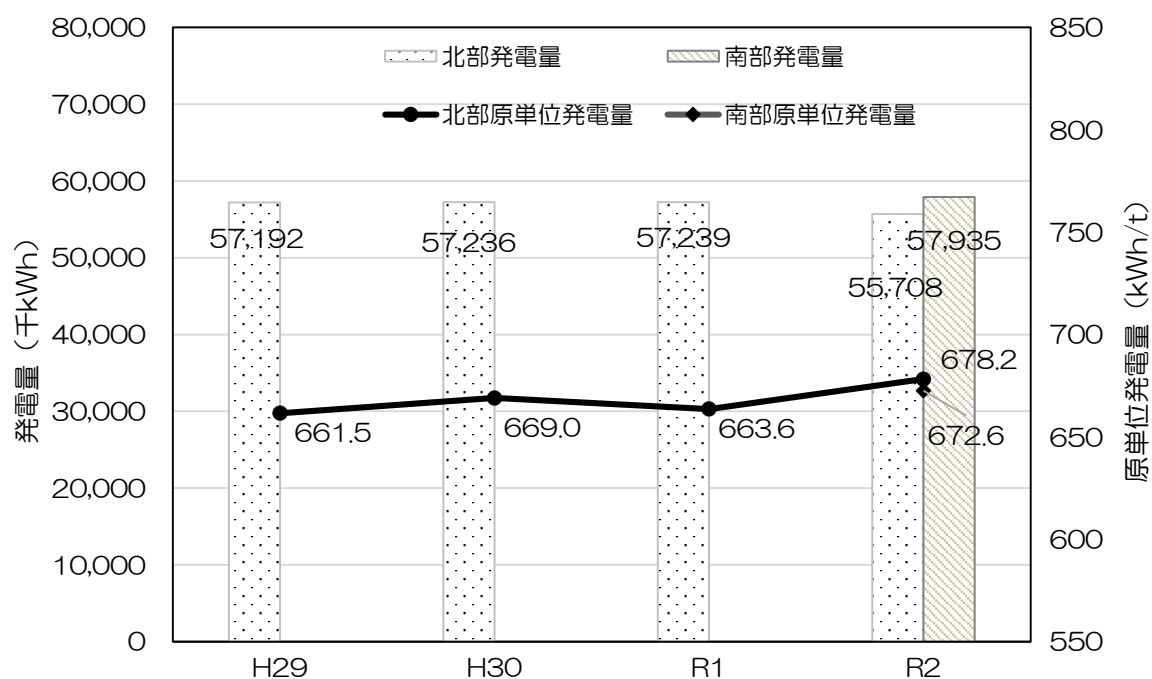


図2-1-9 清掃工場別発電量の推移

コラム：すごいぞ！北部清掃工場

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課発行の「日本の廃棄物処理（令和元（2019）年度版）」では、平成 29（2017）年 4 月に稼働した本市の北部清掃工場が、「エネルギー回収（ごみ処理量当たりの発電電力量）の取組」で、表のとおり、発電効率の高い施設として全国で第 4 位となりました。

また、令和 2（2020）年度の実績でも、北部清掃工場は 678kWh/トとなり、令和元（2019）年度よりさらに 14kWh/ト増加、また、令和 2（2020）年 4 月に稼働した南部清掃工場は 673kWh/トとなり、本市の 2 つの清掃工場は全国でトップクラスに位置づけられる高効率発電設備を備えています。

エネルギー回収（ごみ処理量当たりの発電電力量）取組の上位 10 施設（抜粋）

1	大阪府 東大阪都市清掃施設組合	第五工場	727 kWh/ト
2	埼玉県 東埼玉資源循環組合	第二工場ごみ処理施設	705 kWh/ト
3	兵庫県 神戸市	港島グリーンセンター	691 kWh/ト
4	千葉県 船橋市	北部清掃工場	664 kWh/ト
5	新潟県 上越市	上越市グリーンセンター	646 kWh/ト
	・	・	・
10	滋賀県 草津市	草津市立グリーンセンター（熱回収施設）	609 kWh/ト

出典：日本の廃棄物処理（令和元年度版）

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 発行

1.2.8 ごみ処理経費

令和2（2020）年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）は、約77億円（図2-1-8）で、市民1人あたりのごみ処理経費は、12,036円となっており、清掃工場の建て替えに伴う解体工事費などにより上昇しています（図2-1-9）。

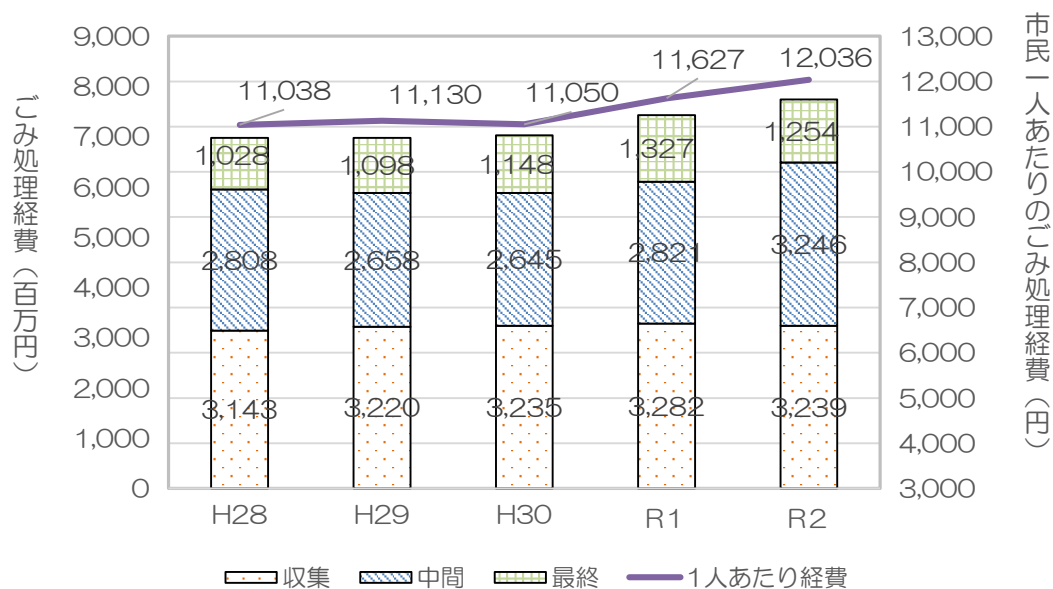


図2-1-8 ごみ処理経費の推移（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）

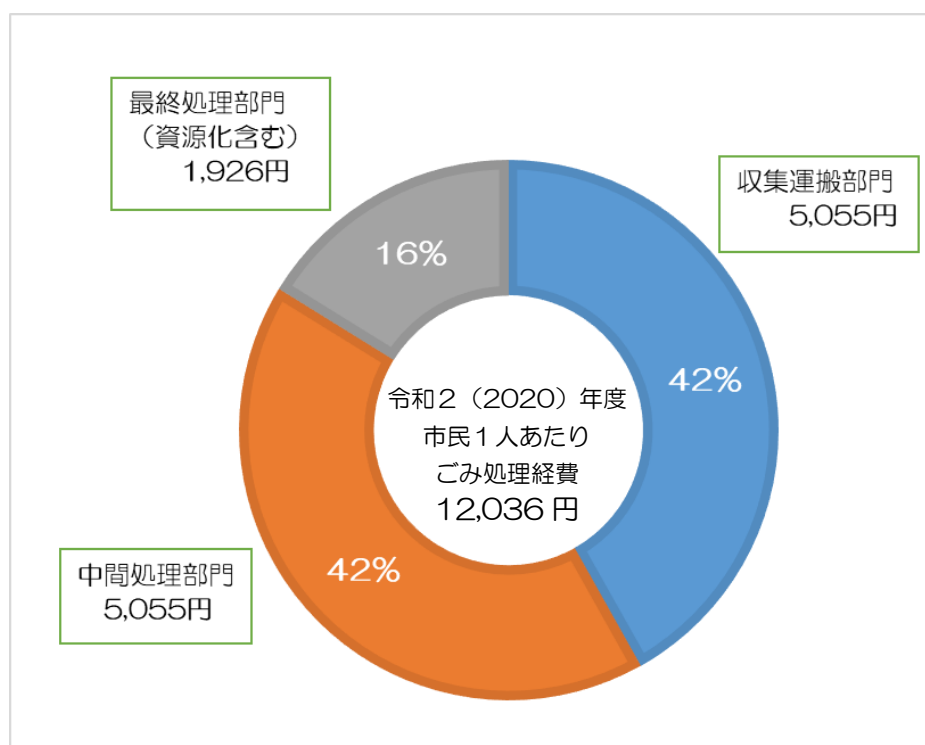


図2-1-9 令和2（2020）年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）

1.3 前計画の総括

1.3.1 前計画の目標達成状況

前計画では平成 27（2015）年度の実績を基準として数値目標を設定しました。令和 2（2020）年度の実績では、平成 27（2015）年度と比較し、ごみ量は減少していますが最終処分量以外は、令和 3（2021）年度の間目標を達成することが難しい状況です（表 2-1-5）。

表 2-1-5 目標の達成状況

数値目標項目	基準年度	現状	中間目標年度	目標年度
	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 8 (2026) 年度
①排出量	208,923 t	204,314 t	194,300 t	183,850 t
平成 27（2015）年度比	---	-2.2%	-7.0%	-12.0%
②1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	567g	551 g	497g	427g
平成 27（2015）年度比	---	-16 g	-70g	-140 g
③リサイクル率	19.6%	23.0%	27%	34%
（焼却灰を含まない）	13.3%	13.7%	20%	27%
平成 27（2015）年度比	---	+3.4%	+7.0%	+14.0%
④最終処分量	14,264 t	7,545 t	10,000 t	7,000 t
平成 27（2015）年度比	---	約 53%	約 70%	約 50%

1.3.2 前計画の施策における現状と今後の方向性

(1) 広報・啓発計画

①循環型社会推進の基礎となる情報提供

現状

- ・(市民アンケート調査結果より) 市が実施している取り組みの認知状況について、「すべて知らない」の割合が18.5%あり、特に20代が46.5%と高くなっています。
- ・(市民アンケート調査結果より) ごみ分別アプリから情報を入手している割合が4%と低い状態です。
- ・(事業者ヒアリング調査結果より) 足りないと感じている情報として、「事業所ごみの正しい出し方」、「資源化することによる具体的なメリット」が挙げられています。
- ・転入などにより人口が増加しているほか、外国人の居住者も増加しています。
平成28(2016)年4月には人口は627,816人(うち外国人居住者14,003人)でしたが、令和2(2020)年4月には643,971人(うち外国人居住者18,945人)と16,155人(うち外国人居住者4,942人)増加しています。(住民基本台帳人口より)
- ・平成29(2017)年度より情報誌「リサちゃんだよりプラス」を発行しています。
- ・平成30(2018)年度よりごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しています。

今後の方向性

- ・若年層の認知が十分でないことから、若年層に向けて施策を周知する必要があります。
- ・市の施策や、ごみ分別アプリの認知度を上げていく必要があります。
- ・事業者に対する啓発が十分でないことから、事業者にとって分かりやすく効果的な情報提供を行う必要があります。
- ・転入者や外国人居住者への啓発をより丁寧に実施していく必要があります。

②地域に根ざした広報・啓発活動の推進

現状

- ・船橋市廃棄物減量等推進員は、全体で約600人の方々に委嘱し、船橋市自治会連合協議会のコミュニティごとに活動計画を立て、ごみの減量・資源物の分別回収における指導、ごみ収集ステーションの清潔保持活動、市の環境関係PR活動への協力を行っています。
- ・環境美化モデル活動認定制度は令和3(2021)年4月1日現在で19団体を認定し、各団体が清掃美化活動や3R活動を行っています。
- ・不法投棄対策として、監視パトロールを実施するとともに、市民への情報提供を呼び掛けています。

今後の方向性

- 船橋市廃棄物減量等推進員の具体的な活動内容について、地区をまたいだ情報共有がなされていないため、市ホームページなどを活用して活動内容が共有できる仕組みを構築し、活動を活性化させていく必要があります。
- 環境美化モデル活動認定制度において最後に認定をしたのは、平成30（2018）年2月となっており制度の周知が不足しています。
- 不法投棄について、未然防止及び早期発見の取り組みをより一層推進する必要があります。

③環境教育の推進

現状

- （市民アンケート調査結果より）資源物の分別をしない理由としては「分別や排出方法がわからないから」の割合がすべての品目で（27.1%から60.6%と）高くなっています。
- 地球温暖化対策、廃棄物処理、リサイクルの推進のためにはライフスタイルの見直しが重要であり、その実現のために環境教育・環境学習が重要とされていることから、本市においても小学校への出前授業やごみ処理施設見学会を実施しています。

今後の方向性

- ごみの分別方法を分かりやすく周知する必要があります。
- 次代を担う子どもたちや若年層への環境学習や啓発の推進は、ごみ減量や資源化へのきっかけや関心を高めることに繋がることから、環境教育及び環境学習をより一層充実させる必要があります。

（2）リデュース・リユース計画

①市民が取り組む2Rの促進

現状

- ごみ総排出量は平成29（2017）年度、平成30（2018）年度と減少していましたが、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は増加しました。これは、令和元年台風15号、19号被害によるごみの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛などによる自宅の片付けなどで増加したものと考えられます。
- 家庭系ごみ原単位は減少が続いていましたが、令和2（2020）年度は増加しました。これは新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響と考えられます。
- （市民アンケート調査結果より）ごみに関する取り組みについて、「特に何もしていない」と回答した割合は0.5%と小さく、ごみの減量に対し何らかの取り組みをされていることが分かりました。
- （市民アンケート調査結果より）食品ロスに関して、「言葉も意味も知っていた」と回答し

た割合は 84.9%と高く、家庭でも「残さずに食べるようにしている」と回答した割合が 64.2%と、食品ロス削減につながる取り組みが実施されている状況がうかがえます。

- 情報誌「リサちゃんだよりプラス」や市のホームページ等において、マイバッグ運動、フードドライブ、3010（さんまるいちまる）運動、エコクッキングの紹介等の啓発を行いました。
- 平成 30（2018）年から、市施設で不定期にフードドライブを実施しているほか、フードバンク活動の周知を行っています。

今後の方向性

- 家庭系ごみ原単位は減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、ごみ総排出量は増加しており、家庭系ごみ原単位、ごみ総排出量ともに目標を達成できていないためさらなる周知啓発をする必要があります。

②事業者が取り組む2Rの促進

現状

- 平成 30（2018）年度から「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」を開始し、リデュース・リユースや食品ロス削減に優れた取り組みを行う事業者を認定し、ホームページで公表しています。
- （事業者ヒアリング調査結果より）発生する食品ロスの形態は多様で取引先との関係の中で発生する食品ロスや、機械の不具合等により発生する食品ロスもあることから、発生そのものを完全になくすことは難しいものと考えられますが、「食品ロス対策を実施していない」と回答した事業所はなく、それぞれの立場から実施可能な取り組みを行っていることがうかがえます。また焼却処理の方が資源化処理よりも安く済むことから、資源化処理費用の低価格化を望む回答もみられました。

今後の方向性

- 「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」について、新規の登録事業者が少ないため事業の周知を図るほか、認定を受けた事業者にとって有益となるような啓発活動を行う必要があります。
- （事業者ヒアリング調査結果より）従業員への動機付けが難しい一方で手間や費用がかかり、事業者にとって資源化するメリットが少ないことに課題があります。
- （事業者ヒアリング調査結果より）チェーン店等の事業所では、本社等の許可が必要なため、ごみの減量・資源化の取り組みの店舗単位での実施は難しいとの回答が多いため、ごみの減量の必要性を社会全体で共有できるような働きかけの必要があります。

(3) 資源化計画

① 分別収集の徹底

現状

- (市民アンケート調査結果より) 資源化できる紙類である「雑がみ」を分別している、ある程度分別している方は平成 30 (2018) 年度に実施した市民意識調査では 38.1%でしたが、令和 2 (2020) 年度に実施した市民アンケート調査では 60.8%と 22.7 ポイント上昇していますが、分別していない、あまり分別していないと回答した割合が 36.9%でした。分別をしない理由としては「分別や排出方法がわからないから」が 43.8%でした。
- 西浦資源リサイクル施設において、二次電池による火災発生が令和 2 (2020) 年度は 143 件発生しており、重大事故の発生が懸念されています。

今後の方向性

- 令和元 (2019) 年度家庭系可燃ごみ組成調査では家庭系可燃ごみに 12.97%の資源化できる紙類が含まれていたことから、雑がみ等の資源化できる紙類の分別をより一層推進していく必要があります。
- ごみ処理施設等における火災防止のため、二次電池使用製品の分別回収を検討する必要があります。

(4) 収集・運搬計画

①高齢化社会を踏まえた市民サービスの向上

現状

- 平成 30（2018）年高齢者や障害者へのごみ出し支援サービスである「ふれあい収集」を開始しました。
- 粗大ごみについて、特に月曜日等の休日明けに受付センターへの申し込みが集中しています。

今後の方向性

- 近隣自治体では、インターネットでの 24 時間粗大ごみの受付を実施しているため、粗大ごみの受付方法について改善を検討していく必要があります。

②事業系ごみの適正排出体制の確立

現状

- 事業系ごみについて、平成 24（2012）年度以降は増加傾向が続いています。（ただし、令和元（2019）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響と思われる減少がみられます。）
- （ごみ組成調査結果より）事業系可燃ごみへの資源化できる紙類の混入が 22%と多いため対策が必要です。
- （事業者ヒアリング調査結果より）雑がみの分別を実施していない事業者が多いことがうかがえますが「実施できる資源化等はすべて実施している」と回答している事業者もいることから、雑がみを資源物と認識していない可能性があります。
- 適正排出の徹底のため、令和 2（2020）年度は北部清掃工場で 4 回（34 台）、南部清掃工場で 3 回（30 台）の展開検査を実施したほか、プラットホームに設置したカメラでは常時、処理不適物の混入を監視しています。
- 食品リサイクルについて、チラシ配布により周知しました。

今後の方向性

- 事業者に対し、ごみの分別や排出方法について周知徹底を図る必要があります。
- ごみ処理施設において展開検査を実施し、違反物の搬入を防止するとともに、事業者に対して適切な指導を実施していく必要があります。

(5) 処理・処分計画

①施設の適切な運営、維持管理

現状

- ・平成 29（2017）年 4 月に北部清掃工場、令和 2（2020）年 4 月に南部清掃工場が稼働し、可燃ごみを安定的に処理する体制を構築しました。

今後の方向性

- ・施設の適切な維持管理のため、事業の実施状況を確認していくとともに、市職員への実務研修や施設の整備計画を検討していく必要があります。

(6) 安心・安全・安定した処理計画

①災害廃棄物の処理体制構築

現状

- ・令和 2（2020）年 3 月に「船橋市災害廃棄物処理計画」令和 3（2021）年 4 月には「災害廃棄物処理行動マニュアル」を策定しました。
- ・収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等と災害協定を締結したほか、災害廃棄物仮置場開設用の資材を備蓄し、仮置場開設訓練を実施しました。
- ・「災害時のごみ出しガイド」を発行し、発災前からの周知を図りました。

今後の方向性

- ・災害派遣等を経験した職員からの報告や訓練を通じて「船橋市災害廃棄物処理計画」および「災害廃棄物処理行動マニュアル」を、より実効性のあるものにする必要があります。

1.3.3 計画改定に向けた特定テーマの検討

特定テーマ1 『家庭系可燃ごみの戸別収集』

(1) 検証にあたって

家庭系可燃ごみの戸別収集の導入により「排出者責任の明確化」が実現され、市民のごみ分別の徹底や減量意識の促進、ごみ排出及びごみ収集ステーション管理の負担軽減、事業系ごみの家庭系ごみへの流入や処理不適物の流入防止といった効果が期待できます。

一方、戸別収集導入の課題としては、プライバシーの問題が指摘されるほか、収集時間の増加による収集運搬経費の増加が見込まれます。実際に、戸別収集を実施している自治体の多くは、ごみ処理の有料化（主に指定袋制）と併せて実施しています。

以上を踏まえ、本市における戸別収集の導入にかかる収集運搬経費と温室効果ガス排出量を算出し、検証しました。

(2) 実施条件の設定

■収集対象：可燃ごみ

（令和元年度の可燃ごみ収集量実績：113,670.61t/年を使用）

■収集時間：北部清掃工場搬入エリア（直営）：昼間の6時間

南部清掃工場搬入エリア（委託）：夜間の4.5時間

（19時半から24時まで）

■対象地域：市内全域

■収集の実施者：市職員及び委託業者（令和元年度と同様の体制）

■収集回数：2回/週

■ごみ収集ステーション利用：無（集合住宅は、ごみ収集ステーションを利用）

■収集車両：ごみ収集車（2t、2人乗り。令和元年度と同様の体制）

■収集車両燃料：軽油

（令和元年度実績は、北部清掃工場搬入エリアの半数がLPG車）

(3) 検証結果

上記、(2)実施条件を基に算定した結果は、以下の通り。

- ・収集箇所数は、現在の約19,200箇所から、約124,000箇所へ増加。
- ・収集車両は、現在の78台から93台へ、15台増車。

戸別収集を導入した場合、収集車15台の増車分として収集運搬経費が約2億8千万円の増額、増車分の燃料費として約740万円が増額となります。

温室効果ガスの排出量については、1,039 t-CO₂（78台分）から1,206 t-CO₂（93台分）へ167 t-CO₂（16.1%）増加することとなります。

(4) 今後の方向性

家庭系可燃ごみの戸別収集を導入するためには、増加する収集運搬経費の確保が必要となり、その経費の確保には、他の自治体同様、家庭系可燃ごみ処理の有料化（主に指定袋制）などと併せて検討する必要があります。また、以下の課題についても整理する必要があります。

○本市の道路状況は、全体的に交通量が多く、かつ、狭隘道路も多いことから、各住宅前の道路上に置かれた可燃ごみの袋が歩行者や自動車などの通行の妨げとなる恐れがあると想定されます。

○集合住宅における戸別収集については、各住戸前での収集は想定しておらず、集合住宅に設置してある共用のごみ集積所での収集を想定しており、集合住宅での戸別収集にメリットがないことが想定されます。

○共用のごみ集積所がない集合住宅においては、戸別収集を実施するため、共用のごみ集積所を設置してもらう必要がありますが、他市では、その設置完了まで約2～3年の時間を費やしたとの事例もあります。

○平成30（2018）年10月から家庭系可燃ごみの収集回数を週3回から2回へ見直し、見直し前の平成29（2017）年度との比較では、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度とも、家庭系可燃ごみの収集量は減少しており、現時点では、ごみ減量のための新たな施策を実施する必要はないと考えます。

以上のことから、現時点では、戸別収集は実施せず、上記の課題について整理するとともに、可燃ごみの減量効果を検証しながら、実証実験の実施も含め、有料化や戸別収集の必要性について、引き続き、検討していきます。

特定テーマ2 『容器包装プラスチックの分別収集と処理』

(1) 検討にあたって

現在、本市では「容器包装プラスチック」等のプラスチック類を分別せず、可燃ごみとして平成29（2017）年度より稼働した北部清掃工場及び、令和2（2020）年度より稼働した南部清掃工場で焼却し、発生する熱により発電を実施しています。

令和3（2021）年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が閣議決定され、家庭から排出されるプラスチックごみ全般を「プラスチック資源」として、一括回収するとの方針が示されたことから、本市において①容器包装プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合と、②容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別収集・再商品化を実施する場合の2つのパターンについて、その収集運搬・処理経費及び温室効果ガス排出量を算出し、検証しました。

(2) 実施条件の設定

■収集対象：容器包装プラスチック（※1）

製品プラスチック（※2）

■収集量：容器包装プラスチック量は組成割合 12.58%

（令和元年度組成調査結果）

協力率 40%と設定。

製品プラスチック量は組成割合 2.73%（令和元年度組成調査結果）

協力率 50%と設定。

■収集時間：昼間

■対象地域：市内全域

■収集の実施者：委託業者

■収集回数：1回/週

■ごみ収集ステーション利用：有

■収集車両：ごみ収集車（2t、2人乗り）

■搬入場所：北部清掃工場敷地内に選別梱包施設を建設すると想定

※1 食品トレイやボトル類など、商品が入っているプラスチック製の容器や包装で、目印としてプラマークが付いているもの。

※2 バケツや洗面器など、容器包装プラスチック以外のプラスチックでできている製品で、プラマークが付いていないもの。

(3) 検証結果

上記、(2) 実施条件を基に算定した結果は、以下の通り。

①容器包装プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合

- ・排出量 5,792 トン（処理量 4,923 トン）
- ・選別・梱包施設能力 25.7 トン/日
- ・収集車両 28 台
- ・分別による温室効果ガス排出量の削減効果 2,912 t-CO₂ (2.6%)

②容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合

- ・排出量 7,363 トン（処理量 6,259 トン）
- ・選別・梱包施設能力 32.7 トン/日
- ・収集車両 31 台
- ・分別による温室効果ガス排出量の削減効果 3,702 t-CO₂ (3.3%)

容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集を実施するにあたり、①容器包装プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合には、選別梱包施設の建設費として約29億円、施設の運営・維持管理費として年間約2億4千万円、新たな収集運搬費とし

て年間約4億2千万円が必要となります。また、②容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別収集・再商品化を実施する場合には、選別梱包施設の建設費として約37億円、運営・維持管理費として約3億1千万円、新たな収集運搬費として約4億7千万円が必要となります。

温室効果ガスの排出量については、新たな収集車の運用による影響は少ないものの、焼却する可燃ごみに含まれるプラスチック類の量が減少することによる焼却処理に伴う温室効果ガスの発生量が①容器包装プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合には12.5%、②容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別収集・再商品化を実施する場合には15.9%減少し、地球環境に与える負荷は小さくなると推測されます。

しかし、分別収集したプラスチック類の再商品化（材料リサイクル（パレット）、ケミカルリサイクル（高炉還元、ガス化））において発生する温室効果ガスを加味すると、温室効果ガスの発生量は、①容器包装プラスチックの分別収集・再商品化を実施する場合には2.6%、②容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別収集・再商品化を実施する場合には3.3%の減少となり、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを加味する前との比較では、多額の設備投資や運営維持管理費が必要となるにもかかわらず、温室効果ガスの削減効果は小さい結果となりました。

（4）今後の方向性

容器包装プラスチック及び製品プラスチックを分別収集した場合の再商品化の主な手法としては、材料リサイクルとケミカルリサイクルの2つがあります。

○材料リサイクルでは、収集したプラスチック類のうち、約半分が再生パレットなどへ再商品化され、残りの半分は残渣として焼却処理されています。（※）

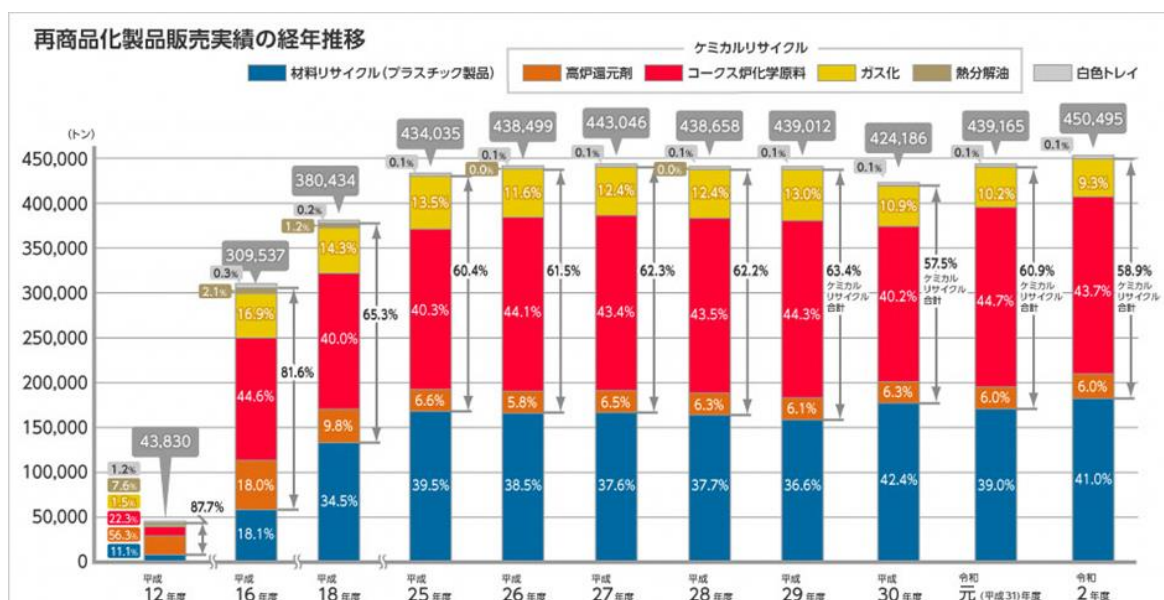
○ケミカルリサイクルでは、約87%がコークス炉化学原料（鉄鋼石を銑鉄にする際のコークスを製造する手法）などとしてリサイクルされ、約13%が残渣として焼却処理されています。（※） ※ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページより

また、温室効果ガスの排出量においても、材料リサイクルやケミカルリサイクルと廃棄物発電では、削減できる排出量に大きな差はないことから、本市では、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集は行わず、全国的にもトップレベルの焼却発電能力（高効率発電設備）を有する清掃工場において、可燃ごみとして焼却処理することが妥当であると考えます。

しかしながら、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集と再商品化については、プラスチック資源循環促進法の趣旨に則り検討していかなければならない取り組みと認識していることから、今後も国、県、近隣市などの動向を注視しながら、引き続き、検討していきます。

コラム：プラスチック製容器包装の再商品化製品販売実績

国内における令和2年度のプラスチック製容器包装の再商品化製品の販売実績をみると、材料リサイクルが41.0%であるのに対し、ケミカルリサイクルが58.9%を占めています。



出典 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会「再商品化製品販売実績の経年推移」

特定テーマ3 『使用済み紙おむつの分別収集と処理』

(1) 検討にあたって

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済紙おむつの適正処分について、環境省では、市区町村等向けに使用済紙おむつ再生利用等の検討の流れ、取り組み事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインを令和2(2020)年3月に策定しました。

本市においても、高齢化率が現在の24%(令和3(2021)年4月1日)から、令和27(2045)年には約30%まで上昇すると推計しており、今後の課題となることから、①市内の保育園や老人福祉施設など291事業者から排出される使用済み紙おむつを全量資源化する場合と、②27の公立保育園で発生する使用済み紙おむつのみを資源化する場合の2つのパターンについて、その収集運搬・資源化経費及び温室効果ガス排出量を算出し、検証しました。

(2) 実施条件の設定

- 収集対象：使用済み紙おむつ（事業系）
- 収集時間：昼間
- 対象地域：市内全域

- 収集の実施者：委託業者
- 収集回数：2回/週
- ごみ収集ステーション利用：無
(使用済み紙おむつ保管場所：排出事業者敷地内)
- 収集車両：パッカー車(2t、2人乗りとする)
- 搬入場所：北部清掃工場敷地内に資源化施設を建設すると想定

(3) 検討結果

上記、(2) 実施条件を基に算定した結果は、以下の通り。

①291 事業者から排出される使用済み紙おむつを全量資源化する場合

- 排出量 2,875 トン
- 収集車両 3 台

②27 の公立保育園から排出される使用済み紙おむつのみを資源化する場合

- 排出量 190 トン
- 収集車両 1 台

使用済み紙おむつの分別収集と処理を実施するにあたり、①市内の保育園や老人福祉施設など 291 事業者から排出される使用済み紙おむつを全量資源化する場合には、資源化施設の建設費として約 18 億円、運営・維持管理費として約 2 億 1 千万円、収集運搬費として約 4 千 5 百万円が必要となります。また、②27 の公立保育園で発生する使用済み紙おむつのみを資源化する場合には、資源化施設の建設費として約 1 億 2 千万円、運営・維持管理費として約 1 千 4 百万円、収集運搬費として約 1 千 5 百万円が必要となります。

温室効果ガスの排出量については、①市内の保育園や老人福祉施設など 291 事業者から排出される使用済み紙おむつを全量資源化する場合には 0.03%の減少、②27 の公立保育園で発生する使用済み紙おむつのみを資源化する場合には 0.004%増加となり、削減できる温室効果ガスの排出量は少なく、効率的に収集できないと、収集にかかる温室効果ガス排出量が、使用済み紙おむつの資源化による温室効果ガス削減量を上回ってしまうとの結果となりました。

(4) 今後の方向性

使用済み紙おむつの分別収集と資源化については、資源化の手法が再生パルプなどへのリサイクルやバイオマスボイラー用の燃料としてのペレット化と限られており、その利用先が確立されていないこと、また、全国的にも参考事例が少なく比較・検討ができないことから、現時点では、分別収集と資源化は行わず、他市の状況や資源化技術の動向も注視しながら、実証実験の実施も含め、引き続き、検討していきます。

第2節 計画の基本理念・基本方針

2.1 基本理念

国は、平成 30（2018）年 4 月に第五次環境基本計画を策定し、循環型社会形成に関連する戦略として「食品ロスの削減」、「廃棄物の適正処理の推進」を明示しているほか、平成 30（2018）年 6 月には、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。これは、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、循環型社会の形成や脱炭素社会、自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに経済的側面や社会的側面にも視野を広げ「持続可能な社会づくりとの統合的取組」「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」などの方向性を掲げたものです。

本市においては、平成 24（2012）年 2 月に「船橋市一般廃棄物処理基本計画 ～ふなばし『循環型社会実現へのチャレンジ』プラン～」を策定し、それをさらに発展させるかたちで、平成 29（2017）年 2 月には「船橋市一般廃棄物処理基本計画～『循環型社会実現に向けたステップアップ』～」を策定し、ごみの減量と資源化を進めてきましたが、前計画の数値目標であるごみの総排出量や一人一日当たりの家庭系ごみの排出量など、最終処分量以外の目標を達成できていません。

このような社会情勢の変化や本市の状況に対し、ごみ減量施策だけではなく持続可能な循環型社会の実現に向けた新たな施策を推進していく必要があることから『未来へつなぐ持続可能な循環型社会の実現を目指して ～ふなばし資源循環プラン～』を基本理念に掲げ、取り組みを進めていきます。

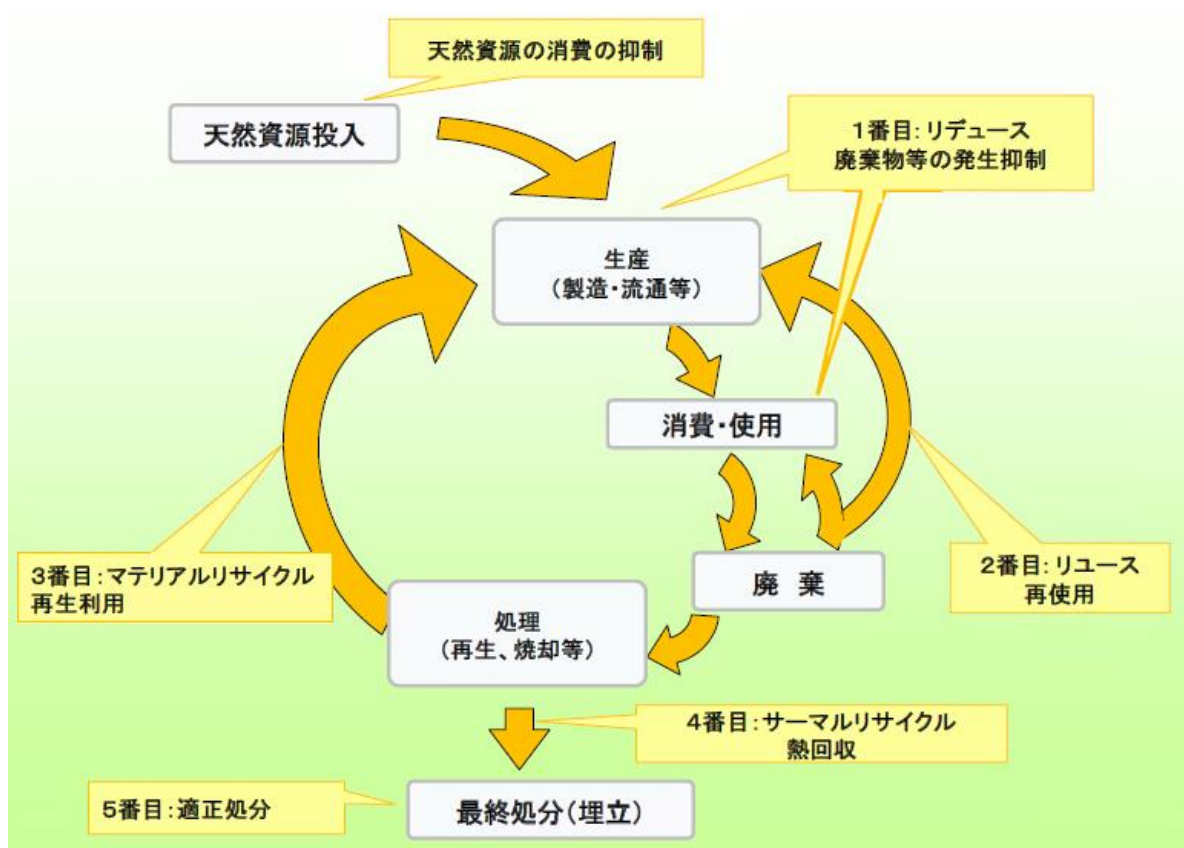
未来へつなぐ

持続可能な循環型社会の実現を目指して

～ふなばし資源循環プラン～

循環型社会とは

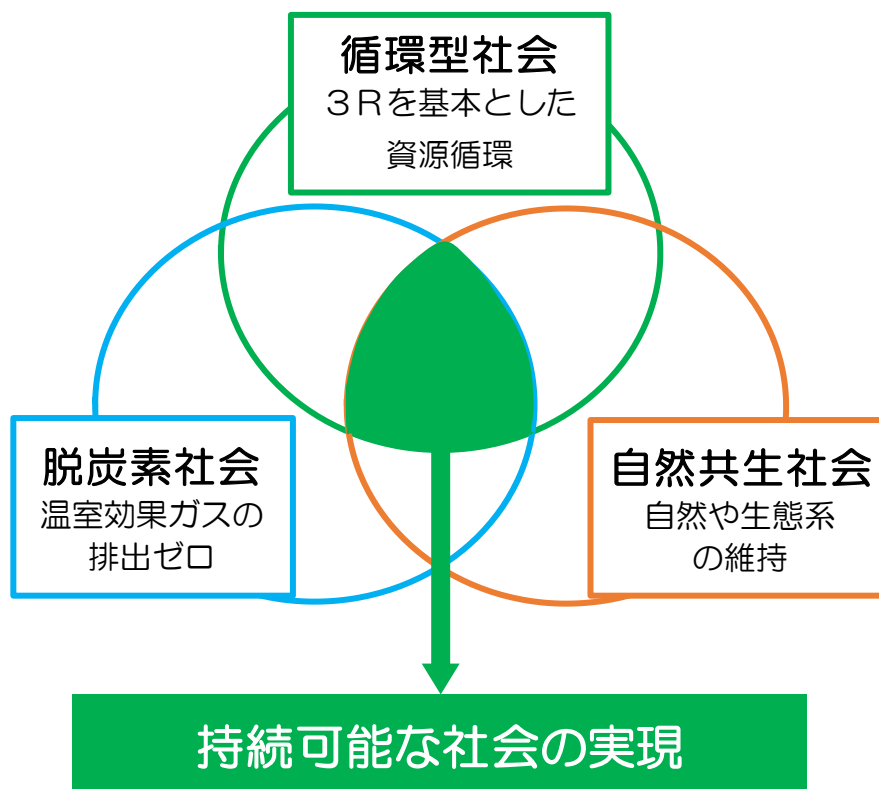
有限である天然資源の採取をできる限り減らし、効率的に利用することにより廃棄物となることを抑制します。次に、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは余熱利用など熱エネルギーの活用や、その後の適正な最終処分を進めていく社会のことです。



参考：循環型社会への新たな挑戦（環境省）

持続可能な社会を築くために

持続可能な社会を実現するためには、循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会の3つを統合的に進めていくことが必要となります。



○脱炭素社会との関係

脱炭素社会を目指す上で、3Rの推進や焼却エネルギーの利活用、効率的な収集運搬体制や処理体制の構築をする必要があります。なお、3Rの中でも特に Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）の2Rをリサイクルに先立って取り組むことで、ごみの発生量を減らすことが重要です。

○自然共生社会の関係

豊かな自然と生態系を次世代へ引き継いでいくため、地域の実情を加味し、環境への負荷や生態系への影響をできる限り少なくする必要があります。

2.2 基本方針と重点的な取り組み

2.2.1 基本方針

方針1 市民・事業者・行政の協働により持続可能な循環型社会を実現します

天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会を実現するためには、正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。このため、ごみの減量の必要性や分別方法がより多くの市民・事業者に伝わるよう適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政がともに行動できるような仕組みづくりを進めます。

<関連するSDGs>



方針2 2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

廃棄物は、いったん発生すれば資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせてしまいます。このため廃棄物処理に由来する環境負荷を低減させるためには廃棄物を発生させないことが最も効果的であるため、3Rの中でも特に Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用) の2Rをリサイクルに先立って取り組むことで、ごみの発生量を減らすとともに、リサイクルについても継続的に取り組みを推進します。

<関連するSDGs>



方針3 安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を構築します

廃棄物処理は環境衛生上欠くことのできない事業であり、市民の安全・安心を確保したうえで環境に配慮しつつ安定的に収集・処理を行う必要があります。このため、平時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時の施設運営や災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

<関連するSDGs>



2.2.2 重点的な取り組み

計画の実現のために、特に重要と考えられる 3 つの取り組みを重点的な取り組みと定め、取り組みを強化していきます。

環境学習の推進

温室効果ガスを削減することや、限りある最終処分場に負荷をかけないためには、廃棄物そのものを減らす必要がありますが、正しい知識を持ち、自ら行動しなければ廃棄物を減らすことができません。環境学習を推進することで、正しい知識を身に付け、自らが率先して廃棄物を減らす行動ができる人づくり、組織づくりを進めます。

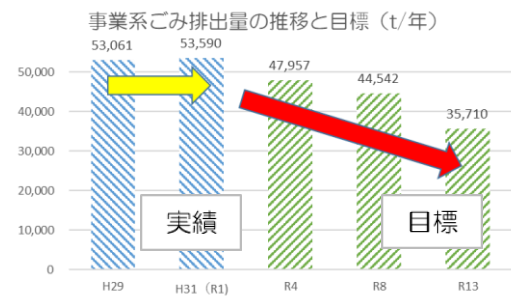


授業補助の様子



事業系ごみの適正排出と分別の推進

事業系ごみの発生抑制は本市のごみ減量において非常に重要であることから、清掃工場における内容物の確認のためピット前検査を強化し、検査結果を踏まえて排出事業者へ訪問指導を行うほか排出事業者向け研修会を実施するなど、事業系ごみの適正な排出と分別を推進します。



食品ロス削減の推進

食品ロスの削減のためには市民、事業者、市がそれぞれの立場から主体的にこの問題に取り組み、食べ物を無駄にしない社会の形成が必要です。世代別の食育や事業者への啓発などを通じ食品を大切にする意識を醸成するほか、災害備蓄品の有効活用など、やむを得ず不要となった食品を有効活用することなどを通じて食品ロスの削減を推進します。

家庭における食品ロスの発生要因



出典：消費者庁



2.3 数値目標

本計画の基本方針と重点的な取り組みを踏まえ、市民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境学習を推進するほか、事業系ごみの適正排出と分別の推進、食品ロスの削減、2Rを優先的に推進する目標として総排出量を、市民にとって身近な取り組み目標として、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、リサイクル率（出口側の循環利用率）を、環境負荷の低減のために最終処分量を目標にし、以下のとおり設定します（表2-2-1）。

表2-2-1 本計画の数値目標

区分		基準年度	中間目標	最終目標
		令和元 (2019) 年度（実績）	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
数 値 目 標	総排出量	204,787 t	195,000 t	182,000 t
			5%削減	11%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	534 g	490g	440g
			8%削減	18%削減
	リサイクル率（出口側の循環利用率）	21.6%	26%	30%
	最終処分量	7,729 t	6,800 t	5,900 t
			11%削減	23%削減

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動を反映する廃棄物量及びリサイクル率は正常値ではないと判断し、令和元（2019）年度を基準年度としました。

2.4 計画の体系

本計画における基本理念および基本方針と、施策や取り組みの体系は以下のとおりです。

基本理念	未来へつなぐ 持続可能な循環型社会の実現を目指して ～ふなばし資源循環プラン～	
基本方針	施策	取り組みの内容
方針1 市民・事業者・行政の協働により、持続可能な循環型社会を実現します	1. 情報提供の充実	1-①分かりやすい情報発信
		1-②多様な媒体での情報発信
	2. 環境学習の推進	2-①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
		2-②子ども向け環境学習の充実
		2-③若年層への啓発
		2-④ごみ処理施設見学会の開催
		2-⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実
	3. 地域全体の環境美化の推進	3-①不法投棄防止活動の推進
		3-②530推進員の育成
		3-③地域清掃活動の推進
	4. 優良事業者の育成	4-①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
		4-②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成
	5. 市民サービスの向上	5-①ごみ出しが困難な方への支援
		5-②粗大ごみ受付システムの検討
	方針2 2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます	1. 発生抑制行動の推進
1-②リユース（再使用）の推奨		
2. 家庭系ごみの分別の推進		2-①ごみ組成調査の実施
		2-②資源化できる紙類の分別
		2-③新たな分別と資源化の検討
3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進		3-①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
		3-②ピット前検査の強化
4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減		4-①廃棄物エネルギーの利活用の推進
5. 食品ロスの削減推進		5-①食品ロス削減推進計画の取り組み推進
方針3 安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を構築します		1. 効率的で安定した収集運搬体制の構築
	2. 施設の適正な運営と維持管理の継続	2-①一般廃棄物処理施設の適正な運営
		2-②一般廃棄物処理施設の維持管理
	3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	3-①災害時における廃棄物処理体制の構築

図2-2-1 計画の体系

第3節 取り組みの内容

3.1 基本方針1

市民・事業者・行政の協働により、 持続可能な循環型社会を実現します

わたしたちは、大量生産、大量消費を行うことで物質的な豊かさを手に入れた一方、環境汚染や地球温暖化といった環境問題に直面しています。

地球規模の環境問題が深刻化する中、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。

天然資源の投入をできるだけ抑制し、持続可能な形で資源を活用する循環型社会の実現のためには、正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。

市民・事業者・行政がともに行動できるよう適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政がともに行動できるような仕組みづくりを進める必要があります。

コラム ふなばし3Rすすめ隊

本市では平成14(2002)年から「リサイクル」に由来するキャラクター「リサちゃん」を活用して、ごみの減量や資源化を呼びかけてきましたが、平成29(2017)年に新たなキャラクター「リデュくん」「リユちゃん」を仲間に加え、ふなばし3Rすすめ隊を結成しました。



3.1.1 情報提供の充実

持続可能な循環型社会の実現のためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、そのために本市では分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報を分かりやすく伝えていく必要があります。

本市ではこれまでも広報ふなばしや、家庭ごみの出し方・リサちゃんだより、リサちゃんだよりプラス、粗大ごみの出し方、資源物とごみの分別ガイド、外国語版家庭ごみの出し方簡易パンフレット等により情報発信を行ってきましたが、今後も継続して分かりやすい情報発信を多様な媒体で行います。

令和2（2020）年度に実施した市民アンケート調査では、ごみに関する情報の入手先は、「家庭ごみの出し方」「広報ふなばし」「資源物とごみの分別ガイド」「船橋市ホームページ」の割合が高く、平成30（2018）年10月から配信を開始しているスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」の割合は低かったことから、今後も上記の媒体に加えてLINE等のSNSやふなばし情報メール、デジタルサイネージ等の多彩なツールを活用して、年代や国籍を問わず市民が情報を受け取ることができる環境の構築に努めます。

また、事業者に対しても、市ホームページ等を活用しながらごみの適正排出や本市の推進する施策への協力を要請していきます。

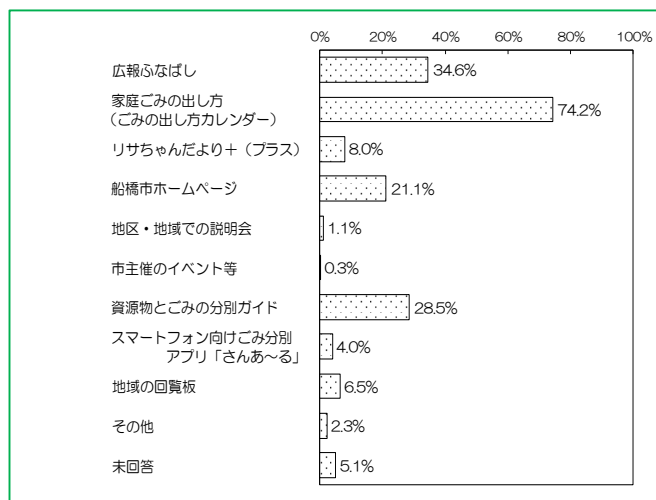


図2-3-1 ごみに関する情報の入手先
(令和2（2020）年度市民アンケート調査結果（P108）より抜粋)

<実施すべき取り組み>

①分かりやすい情報発信

- ・「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」、「ごみ分別アプリ「さんあ〜る」」、「リサちゃんだよりプラス」などによる分かりやすい情報発信

②多様な媒体での情報発信

- ・「広報ふなばし」や市ホームページ、デジタルサイネージ、SNSなど多様な媒体での情報発信

3.1.2 環境学習の推進 **重点**



SDGsの推進や循環型社会形成のための具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要であり、そのためには廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及や意識付けを図ることが必要となります。

特に次代を担う子どもたちや若年層への環境学習や啓発の推進は、ごみ減量や資源化へのきっかけや関心を高めることに繋がることから、若年層向けの啓発を新たに行うなど充実を図ります。

また、ごみ処理施設の見学会の実施や、環境教育に活用できるコンテンツを増やしていくことで、年代を問わず市民が環境学習に参加できる環境の構築に努めます。

<実施すべき取り組み>

①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進

- ・ごみ出し説明会や出前講座の実施など

②子ども向け環境学習の充実 ・小学生向けの出前授業の実施

③若年層への啓発 ・中高校生、大学生など若年層への啓発

④ごみ処理施設見学会の開催

⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実



3.1.3 地域全体の環境美化の推進



船橋市廃棄物減量等推進員（通称：クリーン船橋 530 推進員）を任命し、市と推進員が協力して「クリーン船橋 530（ゴミゼロ）の日」（一斉清掃）等といった地域美化活動の推進や、地域3R推進活動、不法投棄防止活動を行っています。今後も研修会の実施等による推進員の育成や活動の推進に努めるほか、不法投棄防止については、広く市民からの情報提供も受け付けて、未然防止や早期発見に努めます。

<実施すべき取り組み>

①不法投棄防止活動の推進

- ・不法投棄防止パトロールなど

②530 推進員の育成

③地域清掃活動の推進





3.1.4 優良事業者の育成

模範的なごみの減量及び資源化に取り組む事業者を「ふな R 連携事業者」として認定し、市のホームページ等で紹介しています。

今後は、ふな R 連携事業者を増やしていくことに加え、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しての研修を実施して優良事業者の育成に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
- ②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成



3.1.5 市民サービスの向上

高齢化や障害によって、ごみ出しが困難な方に対し支援を行う「ふれあい収集」や粗大ごみの屋内からの運び出しを行う「クリーンサポート収集」を継続して実施します。また、粗大ごみ収集の利便性向上のためインターネットを活用した申し込み制度を検討します。

<実施すべき取り組み>

- ①ごみ出しが困難な方への支援
 - ・「ふれあい収集」や「クリーンサポート収集」など
- ②粗大ごみ受付システムの検討
 - ・インターネット等の活用

コラム：ふれあい収集

自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、他の方からも支援を受けることができない状況にある高齢者や障害を持つ方の自宅まで、粗大ごみ以外のごみの収集を行う「ふれあい収集」を行っています。

今後も高齢化社会が進むなかで、安心してごみ出しができる環境を作ることは大変重要です。



ふれあい収集の様子

3.2 基本方針2



2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

2Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）のことで、これに Recycle（リサイクル：再生利用）をあわせると3Rとなります。

ごみは一度発生してしまうと、資源として利用したとしても少なからず環境に負荷を生じさせてしまうため、まずは廃棄物を発生させないリデュースが重要となります。

近年問題になっている「海洋プラスチック（マイクロプラスチックによる海洋汚染）」などへの対策として国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減が挙げられています。また、食品ロスの発生抑制も、リデュースにおける重要な取り組みのひとつであり「食品ロス削減推進法」の施行など循環型社会形成への動きが進んでいます。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、まずプラスチックをはじめとするごみの発生量そのものを減らし、最終的に焼却処理されるごみを減らしていくことが重要です。このため、リデュースとリユースの2Rをリサイクルに先立って推進し、天然資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の低減を進めます。清掃工場でごみを焼却することで温室効果ガスが発生しますが、焼却によって得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、清掃工場で使用する電気を賄い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与します。

Reduce (リデュース) 発生抑制	Reuse (リユース) 再使用	Recycle (リサイクル) 再生利用
出るごみを減らす (例)レジ袋をもらわないなど	そのまま使えるものは 何度も使う (例)修理して使うなど	分別してもう一度 資源として使う (例)雑がみの分別など
		



3.2.1 発生抑制行動の推進

ごみの減量や資源化を推進していくためには、市民・事業者・行政の各々が役割分担しながら協働していく必要があります。ごみの発生抑制行動の推進として、詰め替え商品の購入や、マイバッグ・マイボトルの利用、エシカル消費、リユースを推奨するほか、本市のリユース事業の可能性を検討していきます。また模範的なごみの減量や資源化に取り組む事業者を市民に紹介して、市民・事業者・行政の3者にとって有益な発生抑制行動の推進や仕組みの形成に努めます。

「家庭系可燃ごみの有料化」については、ごみ減量の動機付けとなるほか、費用負担の公平化を図ることができます。令和2（2020）年度に実施した市民アンケートでは、賛成は42.2%、反対は44.3%と同程度でしたが、平成28（2016）年度のアンケート結果と比較すると、賛成が8.4ポイント増加、反対が11.3ポイント減少しており、ごみの減量状況等を踏まえ、今後も引き続き有料化の必要性について検討します。また、粗大ごみ処理手数料について、費用負担の公平化のため、適正な手数料を検討します。

<実施すべき取り組み>

①リデュース（発生抑制）行動の推奨

- ・詰め替え商品の推奨、マイバッグ、マイボトル運動などの発生抑制行動の推奨
- ・『てまえどり』などエシカル消費の推奨

②リユース（再使用）の推奨

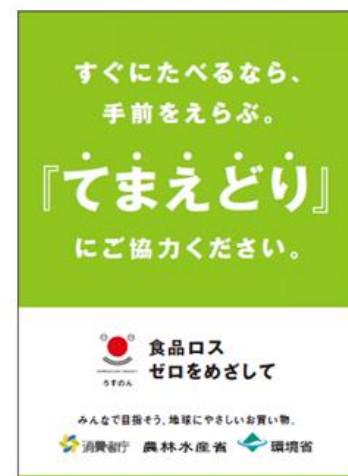
- ・リユースショップの利用などリユースの推奨

コラム：エシカル消費ってなに？

エシカル消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、消費者が社会的課題の解決を考慮し、課題に取り組む事業者を消費活動で応援することです。

マイボトルの利用や、すぐに食べるなら手前の商品を選ぶ『てまえどり』、食品ロスを削減することなどもエシカル消費に含まれます。

消費と社会のつながりを「自分のこと」として捉え、一人一人が思いやりを持った消費行動を心掛けることが世界の未来をより良いものに変えることに繋がります。





3.2.2 家庭系ごみの分別の推進

ごみの分別状況を把握するためにはごみ組成調査を継続的に実施していくことが重要です。調査結果より、紙類の分別がさらに必要なことから、雑がみ等の紙類の分別徹底を推進していきます。また前計画より検討を続けている家庭系剪定枝の資源化および地域への有価物回収ボックスの設置については、引き続き他市状況を踏まえ検討していきます。

また、電子タバコ等の二次電池使用製品を原因とする火災が全国のごみ処理施設で多発しており、本市でもごみ収集車の発火事故が発生しているため、二次電池使用製品を乾電池や蛍光灯と同様に分別することを検討します。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック製品の分別及び資源化について（28p参照）は、今後の国の動向を踏まえ検討を続けるほか、今後の高齢化率上昇とともに排出量の増加が予想される紙おむつの分別（31p参照）と資源化についても検討していきます。

- ＜実施すべき取り組み＞
- ①ごみ組成調査の実施
 - ②資源化できる紙類の分別
 - ③新たな分別と資源化の検討

コラム：海洋プラスチック問題

私たちが普段使用しているペットボトルやビニール袋などのプラスチック製品は、ポイ捨てなどにより風で飛ばされると、川や海に流れ出てしまいます。プラスチックは自然界で分解されにくいいため、海洋生物などがエサと間違えて食べるなど生態系に悪影響を及ぼします。

私たちにできること

- ・使い捨てプラスチックを減らす
（マイバック・マイボトルの利用など）
- ・ごみ出しの日時を守る
（カラスなどにごみを荒らされない）



一人ひとりの心がけで、海洋プラスチックを減らしていきましょう！

3.2.3 事業系ごみの適正排出と分別の推進

本市においては、事業系ごみのごみ総排出量の約3割を占めており、県内でも多い排出量となっていることから、事業系ごみの発生抑制は本市のごみ削減において非常に重要です。

事業活動で生じる事業系ごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」により、事業者自らの責任で適正な処理を行うことが規定されていますが、ごみ組成調査結果をみると、特に資源化できる紙類が可燃ごみとして排出されている状況がうかがえることから、今後も事業者に対してごみの分別徹底を指導していきます。

また、ごみ処理施設においては定期的にピット前における展開検査を実施し、違反物の搬入を防止するとともに、分別が不十分であったり、資源化できる紙類などがあった場合には事業者に対して適切な指導を実施します。

さらに、小規模事業者向けの指定ごみ袋制度の検討や近隣他市の状況も踏まえた事業系ごみの処理手数料の見直し等により、事業系ごみの発生抑制に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
- ②ピット前検査の強化

3.2.4 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減

ごみの焼却処理過程で発生する熱を利用して発電を行い、施設内で使用した後に余った電力については売電を行っています。今後は電力の自己託送などにより廃棄物エネルギーの地産地消を推進し、環境負荷の低減に努めます。

＜実施すべき取り組み＞

①廃棄物エネルギーの利活用の推進

コラム：余熱利用施設 ふなばしメグspa

ふなばしメグspaは、北部清掃工場から発生する熱エネルギーを利用した余熱利用施設で、施設内には大浴場、歩行浴プール、軽運動室、食堂、産地コーナー等が設置されています。

健康の保持増進や交流の場として、様々なイベントやプログラムを開催しており、広く市民に親しまれています。



左：歩行浴プール 右：浴場

3.2.5 食品ロスの削減推進

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本では、平成 30 (2018) 年度推計で、年間約 600 万トンの食品ロスが発生しています。

世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、食品ロスの削減は世界における重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、本市は食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に努めていきます。詳細については「第 4 節 食品ロス削減推進計画」に掲載します。

<実施すべき取り組み>

①食品ロス削減推進計画の取り組み推進

(第 4 節 食品ロス削減推進計画 P62～P66)

コラム：生ごみの水切りをしましょう！

家庭から出る可燃ごみのうち約 30%は生ごみです。

生ごみの水分は悪臭を発生させるほか、カラスや猫にごみ袋を荒らされたり、ごみ収集ステーションが汚れる原因にもなります。生ごみを捨てる前はギュッとしばって水切りをお願いします。



3.3 基本方針3

安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進します

廃棄物の処理は、生活環境の保全、公衆衛生の向上に欠かせないため、安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進していきます。

平時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時の施設運営や災害廃棄物の処理体制の構築を図ります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じるなどにより、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。

施設の老朽化により、清掃工場の建て替えを進めておりましたが、平成 29（2017）年度には北部清掃工場が、令和 2（2020）年度には南部清掃工場が稼働しました。

新しい清掃工場では高効率の発電設備による廃棄物発電を行い、発電した電力は場内利用するほか、余剰電力は売却しています。また、南部清掃工場は、津波一時避難施設としての機能を確保し、重要となる電気設備を2階以上に配置するなど津波対策を実施しています。

コラム：災害に備えて

令和元（2019）年の台風 15 号、19 号では、本市においても家屋が壊れたり、街路樹が折れるなど多くの被害が発生しました。

また、「千葉県北西部直下地震マグニチュード 7.3（想定ケース 冬 18 時、風速 8m/s）」では、市全体では災害廃棄物発生量は最大約 313 万 t と想定されています。

災害は、いつ起きるか分かりませんが、災害時にどのようにごみを出せばよいかを事前に確認することで、正しいごみの排出方法がわかり、迅速な復旧復興につながることから、市では「災害時のごみ出しガイド」を作成し全戸配布したほか、災害廃棄物仮置場の開設訓練等を実施し、災害に備えています。



災害訓練の様子



3.3.1 効率的で安定した収集運搬体制の構築

災害廃棄物の処理は市町村が処理責任を有していますが、災害時における生活ごみの収集運搬も欠かすことはできません。本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定しました。今後は、災害に備えた収集運搬シミュレーションを実施し、災害時における安定した収集運搬体制の確保を前提に家庭系可燃ごみの収集運搬の委託化について検討します。

また、処理体制を踏まえた収集区域の適正化のほか、家庭系可燃ごみの戸別収集については、他市状況を注視するとともに、有料化も含め、その可能性についても検討します。

＜実施すべき取り組み＞

①効率的で安定した収集運搬体制の構築

- ・災害に備えた収集運搬シミュレーションの実施
- ・委託化を踏まえた安定した収集運搬体制の確保
- ・処理体制を踏まえた収集区域の適正化
- ・家庭系可燃ごみの戸別収集の検討



3.3.2 施設の適正な運営と維持管理の継続

本市では、平成25（2013）年度から西浦資源リサイクル施設が、平成29（2017）年度から北部清掃工場が、令和2（2020）年度から南部清掃工場が稼働しています。これらの施設はDBO（Design、Build、Operate：公設民営方式）事業によって運営・維持管理がされており、今後も継続して適切な運営・維持管理が実施されていることを確認します。

また、上記の一般廃棄物処理施設について、順次中長期整備計画を策定し、必要に応じて延命化計画を策定するほか、市職員に対し廃棄物処理に関する研修を実施し、施設の適正な運営と維持管理を継続して実施していきます。

＜実施すべき取り組み＞

- ①一般廃棄物処理施設の適正な運営
 - ・廃棄物処理に関する研修の実施など
- ②一般廃棄物処理施設維持管理
 - ・各施設の中長期整備計画の策定



3.3.3 災害時における廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物は生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、市が円滑かつ迅速に処理しなければならないとされています。

本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定しています。今後は計画の実効性の確保のため、災害対応研修や訓練を継続的に実施するほか、清掃工場内に電気自動車用電力供給ステーションの設置を検討します。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況においては、『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』（令和2（2020）年9月）で示された市町村が取るべき措置等の内容を踏まえ、安全で安定した廃棄物の適正処理を行うことが重要となります。新型コロナウイルス感染症にとどまらず、その他の多様な感染症等が発生した場合においても、廃棄物処理体制への影響を把握し、これまでの知見を活かした拡大防止策を講じ、安全で安定した収集運搬及び処理体制の維持に努めます。

＜実施すべき取り組み＞

- ①災害時における廃棄物処理体制の構築
 - ・災害対応研修および訓練の実施など
 - ・清掃工場内への電気自動車用電力供給ステーションの設置検討

わたしもできる！7つの取り組み ～ごみを減らそう チャレンジ7～

ごみを減らすために、誰でも簡単にできる7つの取り組みを紹介します。
まずは、身近なことから始めてみましょう。

1. 雑がみは有価物回収に出しましょう！

有価物としてリサイクルできる雑がみ（お菓子の箱・トイレトーパーの芯・ワイシャツの台紙など）が、可燃ごみとして捨てられています。雑がみは紙袋に入れて紐でしばり、有価物回収の日に出しましょう。



2. マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使いましょう！

マイバッグ、マイボトル、マイ箸を持ち歩くことを習慣として取り入れましょう。使い捨てになってしまうものを使わないようにして、ごみの発生量を減らしましょう。



3. リユース（再使用）しましょう！

まだ使えるものはリユース（再使用）できないか考えてみましょう。
友人同士などで譲り合うほか、リユースショップやアプリも活用してみましょう。「もったいない」気持ちを大切に、修理して使うのもいいですね。



4. 買い物の前に冷蔵庫の中身を確認しましょう！

買い物の前に冷蔵庫の中の食材を確認し、買い過ぎに注意しましょう。
また、消費期限が切れそうな食品がないか確認し、食品を無駄にしないようにしましょう。



5. すぐに使う食材は「てまえどり」しましょう！

すぐに使う予定の食材は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、お店の食品棚の手前から取ることで食品ロスが減らせます。食品の「てまえどり」にご協力ください。



6. 外食の食べ残しをなくしましょう！

宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らしましょう。小盛りを頼んだり、お店の方に確認して持ち帰りも利用しましょう。



7. 余った食材は寄付をお願いします！

フードバンクとは、賞味期限前の未利用食品を個人や団体などから引き取り、子ども食堂や子育て家庭など、食料を必要としている人へ届ける団体です。買いすぎた食材や贈答品などで、食べきれずに家で眠っている賞味期限前の未利用食品は、フードバンクなどへの寄付をお願いします。



第4節 食品ロス削減推進計画

4.1 食品ロスの現状

4.1.1 食品ロスとは

食品ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることであり、食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階において日常的に大量に発生しています。

国内における平成30（2018）年度の食品ロス発生量は600万トンと推計され、この量は世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量である約420万トン（世界食糧計画、令和元（2019）年実績）の1.4倍に相当します。また国民1人当たり換算すると毎日130グラム（お茶碗1杯分のご飯と同程度）の食べ物を廃棄していることとなります（図2-4-1）。

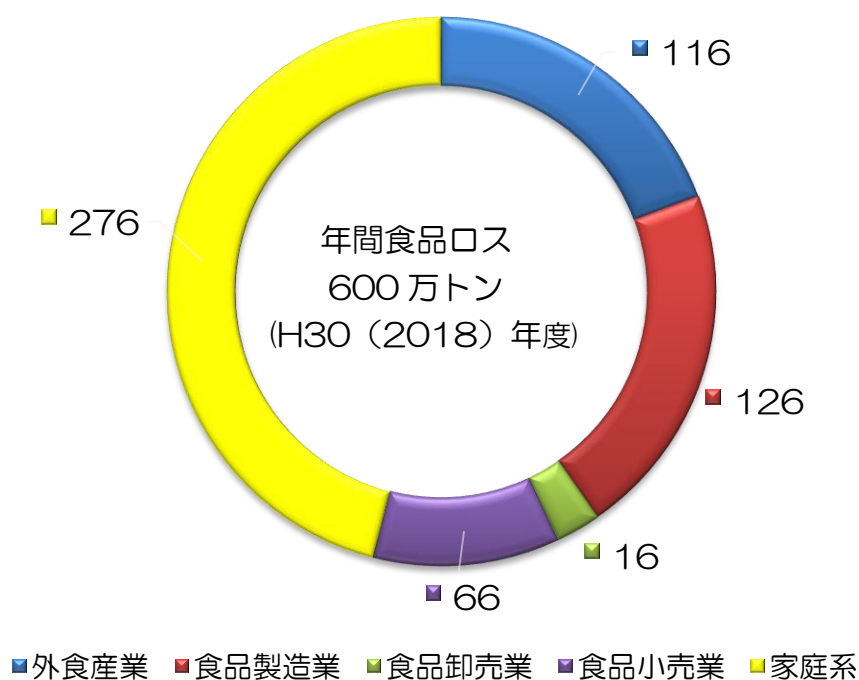


図2-4-1 国内における年間食品ロス発生量の内訳
(単位：万トン) (農林水産省、環境省推計)

4.1.2 船橋市の現状

市の令和元（2019）年度のごみ組成調査（以下、「ごみ組成調査」という。）によると、家庭から出る可燃ごみの33.63%を占める生ごみ（厨芥類）のうち手つかず食品（※1）が2.62%、食べ残し（※2）が4.18%含まれていました。これは、生ごみの中に『本来は食べられるのに捨てられてしまった食べ物』が約20%含まれていたこととなります（図2-4-2）。

なお、令和元（2019）年度の家庭から出た可燃ごみ量は約115,102トンであり、これを同年の家庭系可燃ごみ組成調査結果に当てはめると、手つかず食品が約3,016トン、食べ残しが約4,811トンになります。

（※1）手つかず食品…未開封の食材や食品、若しくは開封済みで半分以上残ったもの

（※2）食べ残し…開封済みの食材や食品で半分未満のもの

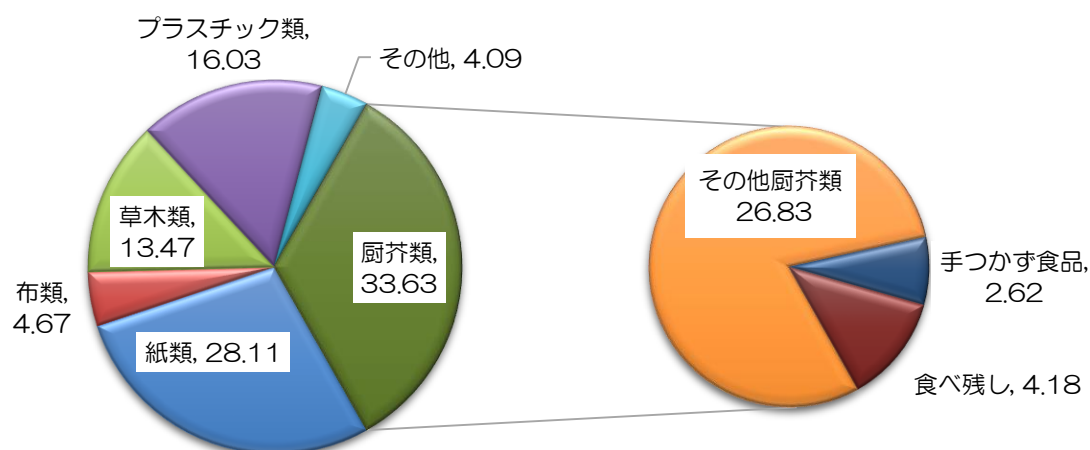


図2-4-2 令和元（2019）年度 家庭系可燃ごみ組成調査（単位：%）

4.1.3 発生要因

(1) 家庭から発生する食品ロス

農林水産省および環境省による推計によると、国内における家庭から発生する食品ロスの量は年間 276 万トン（平成 30（2018）年度時点）であり、農林水産省の「食育に関する意識調査報告書」（平成 31（2019）年 3 月）によると、主な発生要因として「期限切れ」、「食べ残し」、「調理時の過剰除去」等が挙げられます（図 2-4-3）。

買い物の際には、冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限の把握をすることや必要な食材だけを買う、調理の際には、残さず食べられる量を作るといった行動が必要です。

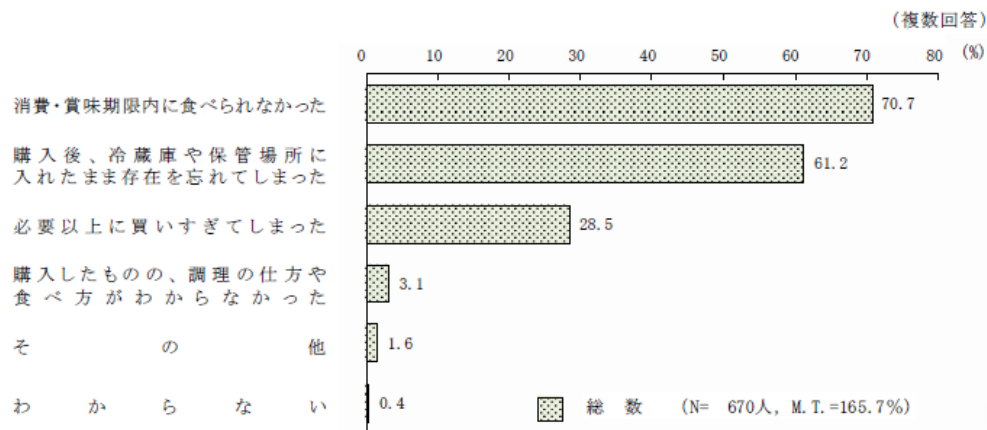


図 2-4-3 食品ロスの原因

(出典：農林水産省「食育に関する意識調査報告書」，平成 31（2019）年 3 月)

コラム：消費期限と賞味期限の違いを知って、食品ロスを減らそう

【消費期限】

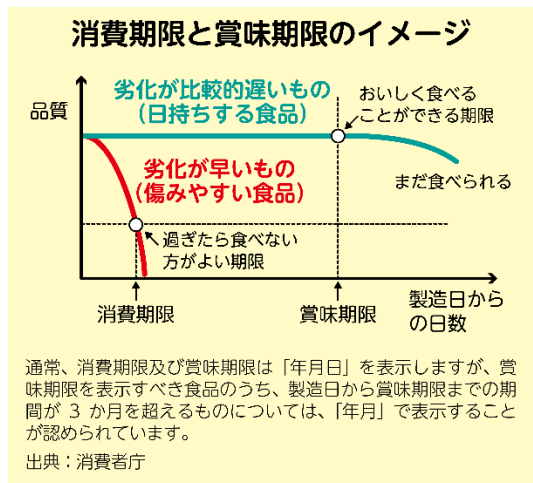
→期限を過ぎたら食べない方が良いでしょう

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、**「安全に食べられる期限」**の事です。(例：お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキ等)

【賞味期限】

→おいしく食べることができる期限です

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、**「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」**の事です。(例：スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料等)



(2) 事業者から発生する食品ロス

事業者から発生する食品ロスについては、3分の1ルール（※1）などの商慣習による食品廃棄やサプライチェーン（※2）の各段階における過発注による廃棄、規格外商品の廃棄、外食産業による食べ残し等が主な発生要因とされています。食品ロスの発生を抑制するためには、商慣習の見直しや需要予測に基づいた適正受注、規格外商品の有効活用等、食品ロスや期限表記に対する消費者の適切な理解促進が必要となります。

（※1） 3分の1ルール：賞味期限の1/3以内で小売店舗に納品する商慣習。

賞味期限の1/3を超えて納品できなかった商品は廃棄される。

（※2） サプライチェーン：商品が消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。

（調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費）



写真 ごみ組成調査で見つかった手つかず食品

コラム：食品ロスを減らすためにできること

すぐ食べるなら手前を選ぶ

「てまえどり」

購入後にすぐに食べる食品は、賞味期限、消費期限が長い商品を選択するのではなく「手前にある商品」を購入しましょう。



食べ残しを減らす

「3010運動」

会食時には、最初の30分、終わりの10分は料理を楽しむ時間として、出された食材の食べ残しを減らしましょう。



外食時の持ち帰り

「mottECO」

外食時には食べきれぬ量を注文しましょう。食べきれず残ってしまう場合は、お店の方に確認のうえ食べ残しの持ち帰りをしましょう。



4.2 数値目標

国は、SDGsを踏まえ、家庭系食品ロスについては、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、ともに令和12（2030）年度までに、平成12（2000）年度と比較して、食品ロス発生量を半減するという目標を設定しています。

国の平成30（2018）年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロスが276万トン、事業系食品ロスが324万トン、計600万トンと推計しています。令和12（2030）年度目標値を達成するためには、平成30（2018）年度比で家庭系食品ロスを21.8%、事業系食品ロスを15.8%、計18.5%削減する必要があります。

本市においては、国の半減目標に準じて、令和13（2031）年度までに、家庭系については【手つかず食品と食べ残しの発生量】を7,827tから6,125tへ、【厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合】を20.2%から15.8%へ、また事業系については【手つかず食品と食べ残しの発生量】を8,131tから6,851tへ、【厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合】を49.9%から42.1%へ減らすことを数値目標として設定します（表2-4-1）。

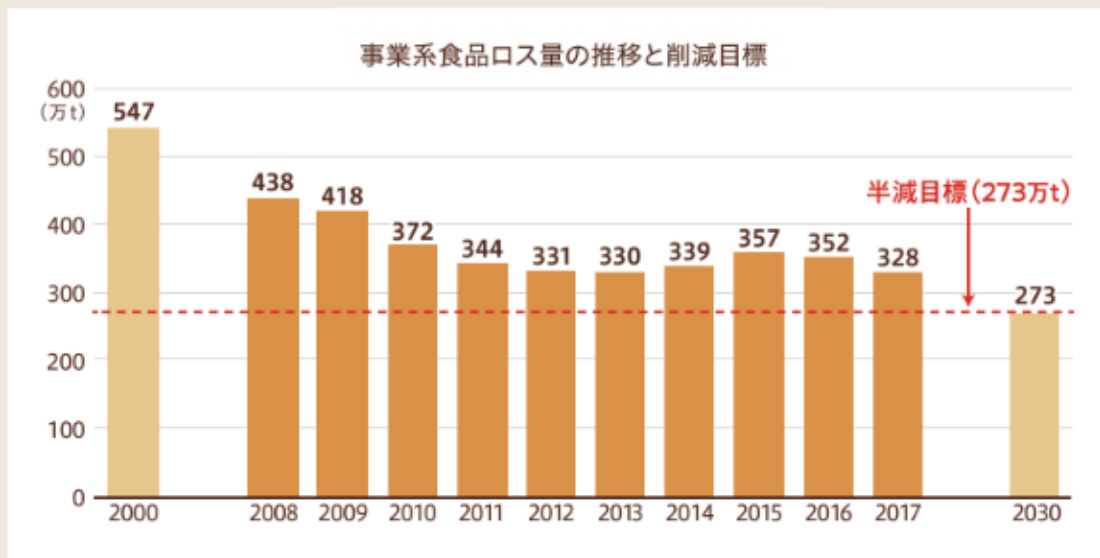
表2-4-1 食品ロスに関する数値目標

数値目標		基準年度	中間目標	最終目標
		令和元 (2019) 年度(実績)	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
家庭系	手つかず食品と 食べ残しの発生量 (t)	7,827 t	6,834 t	6,125 t
	厨芥類のうち 手つかず食品と 食べ残しの割合(%)	20.2%	17.7%	15.8%
事業系 (※1)	手つかず食品と 食べ残しの発生量 (t)	8,131 t	7,385 t	6,851 t
	厨芥類のうち 手つかず食品と 食べ残しの割合(%)	49.9%	45.3%	42.1%

(※1 事業系の手つかず食品と食べ残しの発生量は、他市事例より推計)

日本の目標

国は事業系食品ロスを、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を立てています。同様に家庭系食品ロスについても2030年度までに半減させる目標を設定しています。私たち一人ひとりが身近なところから食品ロス削減を意識する事が、目標達成には必要不可欠です。



出典／食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省）

ろすのん (♂)

食品ロス削減国民運動のロゴマークで、食品ロスをなくす (non) が命名の由来です。話すときに語尾に「のん」がつくのが口グセで、好きな言葉は「残り物には福がある」。



NO-FOODLOSS PROJECT

4.3 求められる役割と行動

4.3.1 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが必要です。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取り組みを支援することが望まれます。

4.3.2 事業者の役割

農林漁業者、食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を実施することが必要です。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが必要です。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが必要です。また、事業における備蓄や防災備蓄食料品の適切な管理に努める（フードバンクへの提供を含む。）とともに、事業者同士が連携することで食品ロスを削減することが求められます。

4.3.3 市の役割

市民の役割および事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、「4.4 食品ロス削減に向けた取り組み」に掲げる取り組みを推進していきます。

4.4 食品ロス削減に向けた取り組み

4.4.1 現在の取り組み

(1) ごみの減量に関する周知・啓発

食品ロス削減に向けた情報提供 【環境部】

市ホームページや広報、リサちゃんだよりプラス等にて、食品ロスに関する説明や食育、食品ロス削減に関する取り組みについて情報提供を行っています。

<紹介している取り組み例>

・冷蔵庫内、消費（賞味）期限確認

買い物に行く前に冷蔵庫の中に消費（賞味）期限が切れそうな食品がないかを確認し、家庭から出る期限切れ食品の廃棄や不要な食材の買い出しを抑制します。

・食べ残しの防止

宴会などでは最初の 30 分と最後の 10 分は食事に集中し、食べ残しを減らす事（3010 運動）を周知しています。また、外食時における食べきれる量の注文や食べ残しの持ち帰り（ドギーバック、mottECO（もってこ））について周知しています。

・食品ロス削減レシピ

食品ロスになりがちな野菜の皮などを使った食品ロス削減レシピを写真つきで紹介しています。

・フードバンク

生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取り組みを行う団体（フードバンクふなばし）を紹介し、サプライチェーンの各段階における食品廃棄を抑制しています。

・フードドライブ

食品ロス削減のため、家庭や職場などで余っている未使用食品の提供を受け、それらをまとめてフードバンクふなばしへ寄付をしています。市では、コロナ禍により食に不安を抱く子育て世帯を支援するため、令和 2（2020）年度より事業規模の拡充を行いました（表 2-4-2）。

表 2-4-2 フードバンクふなばしへの提供実績：資源循環課実施分

年 度	実施回数	提供量
平成 29 (2017) 年度	計 1 回	53.5 kg
平成 30 (2018) 年度	計 4 回	173.8 kg
令和元 (2019) 年度	計 5 回	20.9 kg
令和 2 (2020) 年度	計 2 回	1314.0 kg

防災備蓄品等の適切な管理 【市長公室】

備蓄食料品等の消費期限の管理を徹底し、普段の生活で消費する、「ローリングストック法」をうまく活用するなどをホームページ等で周知・啓発しています。

(2) 食育を通じた周知・啓発

食育推進計画の推進 【保健所】

船橋市の食育推進計画は、「食を通して望ましい食生活を実践するとともに、地域への愛着を深める」を基本理念とし、生産から食卓まで及び地域や関係者がつながり、各世代に応じた食育を推進しています。

食に関する知識を得るほか、食に対する感謝の念を深めることで、持続可能な食の循環を含めた食育の推進を図ります。

食育に関心がある人の割合	一般	高校生	中学生
	85.6%	41.4%	39.2%

—食育に関するアンケート（令和元（2019）年度）—

食品ロス削減のための何らかの取り組みを行っている市民の割合：87.2%

—市民意識調査結果（平成 30（2018）年度）—

園児への食育 【子育て支援部】

公立保育園における食育の取り組みとして、子ども達に食べ物への興味関心を促すため、野菜栽培や食育指導を行っています。また、食材ロスがなるべく出ないように日々の食材発注、食品の在庫管理等の調整等を行っています。子どもの苦手な食材を使用した献立は、喫食がよくなるよう調理面の工夫や分量の見直し等も行っていきます。

児童生徒への食育 【学校教育部】

食育だよりや給食一口メモを活用し、児童生徒および保護者への周知・啓発を行っています。

<主な内容>

- ・ローリングストック法の紹介
- ・10月「世界食料デー月間」
- ・10月16日「世界食料デー」
- ・ろすのんの紹介 など

(3) 事業者へのアプローチ

ふなR連携事業者認定 【環境部】

①小盛りメニューなど食べきれる量の提供、②衛生面に配慮した持ち帰り運動（ドギーバッグ、mottECO（もってこ））の実施、③3010運動による食べきりの実施、④食品ロスに係る啓発や情報提供のいずれかを実施する事業者について認定し、市ホームページ等で紹介しています。

(4) 発生した食品ロス対策

フードドライブ 【環境部】（再掲）

食品ロス削減のため、家庭や職場などで余っている未使用食品の提供を受け、それらをまとめてフードバンクふなばしへ寄付をしています。市では、コロナ禍により食に不安を抱く子育て世帯を支援するため、令和2（2020）年度より事業規模の拡充を行いました。

写真 フードドライブで集まった食品（左）とフードバンクへの提供（右）



防災備蓄品（食料・飲料水）の有効活用 【市長公室】

賞味期限のある備蓄食料品等の更新・入れ替えの際に、回収した備蓄食料品等を廃棄しないため、町会・自治会等の自主防災組織、フードバンクや市内の保育園等の希望する団体に配布しています。

4.4.2 実施を検討する取り組み

(1) 市民へのアプローチ

消費者講座 【経済部】

専門家による消費生活に関する各種講座を開催する中で、食品ロスに関する講座を開催します。

防災教育との連携 【学校教育部】

賞味期限間近の防災備蓄食品を取り入れた給食レシピの開発を行い、児童生徒の食品ロスと防災に対する意識を高めます。

教科等における指導（授業展開） 【学校教育部】

学習指導要領においても「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されていることから、今後 SDGs の視点からの教育の推進をしていきます。

<具体的な取り組み>

- ・各教科の目標と発達段階に応じた指導の実践

(2) 事業者へのアプローチ

事業者への指導 【環境部】

一般廃棄物減量等計画書を提出している事業者に対し、ごみとして排出された食品廃棄物について、再生利用（堆肥化、飼料化等）を検討するよう、食品ロス削減に向けた処理について指導していきます。また、食品衛生講習会に参加する事業者に対し、食品ロス削減に向けた取り組みについて周知・啓発を行います。

食品関連事業者への周知・啓発 【経済部】

農林漁業者や食品製造業者に対し、規格外や未・低利用を含む商品の加工・販売等に向けた周知・啓発を行います。また、フードバンク活動に関する情報提供を行うことにより、3分の1ルールにより廃棄されることとなる商品の活用を促進します。

～ごみを減らそう チャレンジ7～

食品ロス削減につながる取り組み

(54pから抜粋)

4. 買い物の前に冷蔵庫の中身を確認しましょう！

買い物の前に冷蔵庫の中の食材を確認し、買い過ぎに注意しましょう。また、消費期限が切れそうな食品がないか確認し、食品を無駄にしないようにしましょう。



5. すぐに使う食材は「てまえどり」しましょう！

すぐに使う予定の食材は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、お店の食品棚の手前から取ることで食品ロスが減らせます。食品の「てまえどり」にご協力ください。



6. 外食の食べ残しをなくしましょう！

宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らしましょう。小盛りを頼んだり、お店の方に確認して持ち帰りも利用しましょう。



7. 余った食材は寄付をお願いします！

フードバンクとは、賞味期限前の未利用食品を個人や団体などから引き取り、子ども食堂や子育て家庭など、食料を必要としている人へ届ける団体です。買いすぎた食材や贈答品などで、食べきれずに家で眠っている賞味期限前の未利用食品は、フードバンクなどへの寄付をお願いします。



第3章 生活排水編

第 1 節 生活排水處理基本計畫

1.1 船橋市の生活排水処理の現状

1.1.1 船橋市のし尿・浄化槽汚泥の処理の流れ

本市のし尿・浄化槽汚泥は、西浦処理場で処理しています。し尿・浄化槽汚泥の処理に伴って発生する脱水汚泥の一部は、最終処分量の削減及び環境負荷の少ない循環型社会の実現の観点から、堆肥化を行う処理業者に委託して処理しています。堆肥化以外の脱水汚泥については本市清掃工場で焼却処理しています（図3-1）。

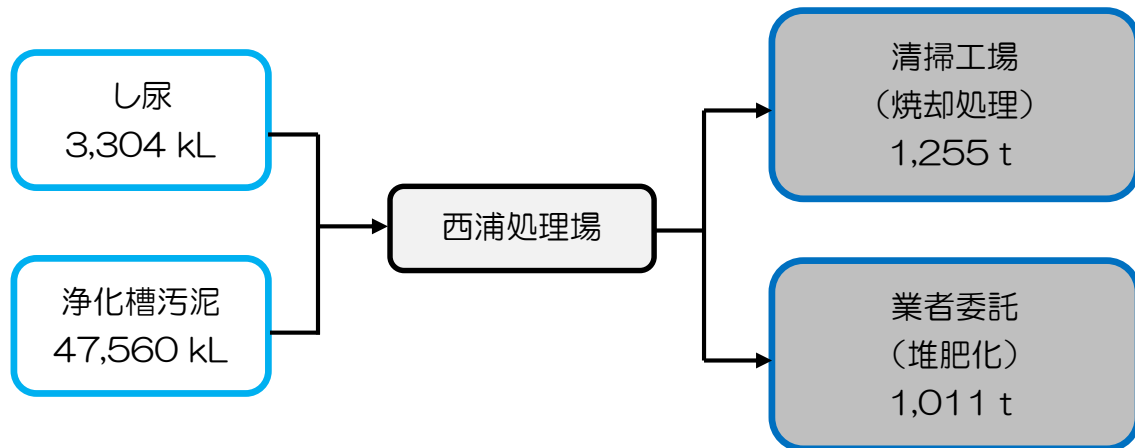


図3-1 本市のし尿・浄化槽汚泥の処理の流れ（令和2（2020）年度実績）

1.1.2 処理状況

(1) 人口

処理形態別の人口の推移は令和2（2020）年度現在、浄化槽処理人口は94,030人（14.6%）、くみ取り人口は2,128人（0.3%）となっています。

(2) 浄化槽数

浄化槽の設置数は公共下水道の普及により、年々減少傾向にあり、平成13（2001）年度以降、単独処理浄化槽の新設が禁止されていることから、合併処理浄化槽の比率が増加しています。令和2（2020）年度における浄化槽の設置数は23,706基で、うち合併処理浄化槽の設置数は12,625基（53.3%）、単独処理浄化槽は11,081基（46.7%）となっています。

(3) 収集量

し尿及び浄化槽汚泥の合計収集量は年々減少しており、令和2（2020）年度における収集量は50,864kLとなっています。

表 3-1 処理状況の推移

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
公共下水道人口（人）	442,866	447,642	460,786	475,075	549,292
浄化槽処理人口（人）	186,307	186,009	176,622	166,529	94,030
汲み取り人口（人）	3,168	2,888	2,604	2,367	2,128
自家処理人口（人）	0	0	0	0	0
総人口（人）	632,341	636,539	640,012	643,971	645,450
合併処理浄化槽（基）	13,579	13,191	12,990	12,861	12,625
単独処理浄化槽（基）	17,200	15,230	12,938	12,056	11,081
合計（基）	30,779	28,421	25,928	24,917	23,706
し尿（kL）	4,246	3,852	3,439	3,658	3,304
浄化槽汚泥（kL）	54,554	52,574	52,964	48,572	47,560
合計（kL）	58,800	56,426	56,403	52,230	50,864

※公共下水道人口：水洗化済人口

浄化槽人口：総人口-水洗化済人口-汲み取り人口-自家処理人口

総人口：住民基本台帳（各年3月末日）

1.1.3 中間処理の現状

西浦処理場の概要

本市で発生するし尿・浄化槽汚泥は、西浦処理場で処理しています。西浦処理場の概要は表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 西浦処理場の概要

施設名	対象	処理方法	処理能力
西浦処理場	し尿・浄化槽汚泥	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式	180k L/日



図 3-2 西浦処理場の位置図

1.2 将来予測

1.2.1 人口及びし尿・浄化槽汚泥の将来予測

公共下水道の整備に伴い、浄化槽処理人口及びくみ取り人口は、減少するものと予測されます。

し尿・浄化槽汚泥の将来予測については、処理形態別の人口にし尿・浄化槽汚泥の1人1日あたりの発生量に乗じて求めます。し尿・浄化槽汚泥の発生量は、今後減少することが予想され、令和13(2031)年度にはし尿と浄化槽汚泥の合計で31,506kLになると予測されます(表3-3)。

表3-3 人口及びし尿・浄化槽汚泥の将来予測結果(推計分のみ)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
公共下水道人口	557,358	565,238	574,607	586,934	589,294	591,841
浄化槽処理人口	89,010	84,250	76,466	65,708	64,903	63,899
汲み取り人口	1,940	1,762	1,599	1,452	1,319	1,198
自家処理人口	0	0	0	0	0	0
総人口	648,308	651,250	652,672	654,094	655,516	656,938
し尿(kL)	3,012	2,736	2,483	2,254	2,048	1,860
浄化槽汚泥(kL)	45,021	42,614	38,676	33,235	32,828	32,320
合計(kL)	48,033	45,349	41,159	35,489	34,876	34,180

	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
公共下水道人口	594,394	595,499	597,466	599,674	601,943
浄化槽処理人口	62,878	62,957	62,165	61,122	60,013
汲み取り人口	1,088	989	898	817	742
自家処理人口	0	0	0	0	0
総人口	658,360	659,444	660,529	661,613	662,698
し尿(kL)	1,689	1,536	1,394	1,269	1,152
浄化槽汚泥(kL)	31,803	31,843	31,443	30,915	30,354
合計(kL)	33,492	33,379	32,837	32,184	31,506

※公共下水道人口は各年3月末日の水洗化済人口

※総人口の将来予測については、人口推計調査報告書(令和元年5月)の推計値を参考値として独自に算出したものである。なお、公共下水道人口の基準日は3月末日、人口推計の基準日は4月1日であることから、生活排水編では、次年度の総人口を採用している。

1.3 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

1.3.1 普及・啓発の課題

(1) 生活排水に関する情報提供

公共下水道あるいは合併処理浄化槽への切替え事業は、生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から必要な事業であり、事業を進めていくにあたっては、公共下水道の整備等を迅速に行うことはもちろん、切替えの必要性を市民に理解してもらうことが不可欠です。

排水処理施設の切替え事業を円滑に進めていくために、今後とも、市民へ排水処理に関する情報の提供及び切替えの呼びかけを行っていく必要があります。

1.3.2 収集・運搬の課題

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、将来の収集量の減少を考慮し、効果的で効率的な収集運搬を検討する必要があります。

1.3.3 処理・処分の課題

(1) 生活雑排水

本市では、単独浄化槽が令和 2（2020）年度時点で 11,081 基も利用されており、生活雑排水の未処理放流が課題となっています。

この課題に対処するため、公共下水道の整備を急速に進めているところですが、市全域へ公共下水道が普及するまでには相当な期間を要するため、それまでの間は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や高度処理型合併処理浄化槽の普及・促進を図る必要があります。

(2) 西浦処理場

西浦処理場では、平成 11（1999）年 4 月に稼働してから、市内のし尿・浄化槽汚泥を処理してきましたが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換により、搬入されるし尿・浄化槽汚泥の減少や質の変化が課題となっています。

そのため、現在の稼働状況や公共下水道の普及率の見通し等を踏まえ、今後の西浦処理場の更なる活用手法の検討をする必要があります。

1.4 基本計画



1.4.1 普及・啓発計画

(1) 施策項目

1. 水質浄化に対する意識啓発
2. 地域に根ざした普及・啓発活動の推進

(2) 施策の内容

1) 高度処理型合併処理浄化槽への転換の推進

東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンなどによる富栄養化を防止するため、くみ取り便槽・単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合を対象にした設置補助事業を実施し、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

2) 水質浄化に対する意識の高揚

身近な水路・側溝等の水質を改善していくためには、くみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換していくことが必要であるということを認識してもらえるように、市民・事業者に対し広報・啓発を行い、水質浄化に対する意識の高揚に努めていきます。

3) 浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導

浄化槽が期待される処理能力を発揮するためには、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施が必要であり、法的にも浄化槽管理者に対して義務付けられています。

広報・ホームページ掲載及びイベント等で浄化槽パンフレットの配布を行う等、浄化槽管理者に対し適正な維持管理の重要性について、周知徹底を図っていきます。



1.4.2 収集・運搬計画

(1) 施策項目

安定的かつ経済的な収集・運搬体制の確保

(2) 施策の内容

1) 効率的な収集体制の見直し

公共下水道の普及がさらに進み、し尿・浄化槽汚泥の発生量は、今後減少することが予想されるため、収集量の減少に併せて、効率的に収集ができるように、収集車両及び人員配置等の収集体制について随時、検討していきます。

1.4.3 処理・処分計画

(1) 施策項目

1. 資源循環の促進
2. 効率的な中間処理体制の検討

(2) 施策の内容

1) 脱水汚泥の資源化

し尿・浄化槽汚泥の処理に伴って発生する脱水汚泥については、平成 18 (2006) 年より堆肥化による資源化を行っており、今後も最終処分量の削減及び循環型社会の実現の観点から、積極的に資源化を進めていきます。

2) 西浦下水処理場及び西浦処理場の整備計画

西浦処理場を西浦下水処理場で行っているバイオマスエネルギー利活用施設に原料を提供する前処理施設として検討を進めていきます。

西浦処理場は平成 11 (1999) 年の建て替えより 22 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、公共下水道の整備により、処理するし尿・浄化槽汚泥量は年々減少しています。

将来的にし尿・浄化槽汚泥の搬入量が西浦処理場の処理能力下限値を下回る事が予想されることから、西浦処理場を隣接する西浦下水処理場で行っているバイオマスエネルギー利活用施設に原料を提供する前処理施設として活用することを検討しています。

なお、西浦処理場は廃棄物処理法の一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の設置届出をしているため、前処理施設化を行うにあたって一般廃棄物処理施設の変更手続きを行なう必要があります。

4 資料編

1. 船橋市廃棄物減量等推進審議会概要

名称	船橋市廃棄物減量等推進審議会
設置年月日	平成5年4月1日
設置根拠	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 第37条
設置目的	一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する事項その他 市長が必要と定める事項について調査審議する。
事務局担当課	環境部 資源循環課

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例(抜粋)

第7章 廃棄物減量等推進審議会等

(平24条例72・旧第6章線下)

(廃棄物減量等推進審議会)

第37条 一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する事項その他市長が必要があると認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、法第5条の7第1項の規定により船橋市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 事業者
- (3) 廃棄物処理業者
- (4) 民間団体の代表者
- (5) その他市長が必要があると認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2.船橋市廃棄物減量等推進審議会名簿

役職	委員名	所属
会長	遠山 岳史	日本大学理工学部
委員	稲垣 正	公益社団法人 全国都市清掃会議
委員	寺内 清修	一般財団法人 日本環境衛生センター
委員	宇仁菅 伸介	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
副会長	平川 道雄	船橋市自治会連合協議会
委員	大西 智子	船橋市生活学校運動推進協議会
委員	天羽 しづえ	船橋市食品衛生協会
委員	小石 マサ子	船橋商工会議所
委員	伊藤 将美	船橋市商店会連合会
委員	山本 重	船橋市地域工業団体連合会
委員	手塚 和人	船橋大型店連絡協議会
委員	栗原 正光	市川紙原株式会社
委員	小松 恵子	市民委員
委員	鈴木 隆	市民委員

3.船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会概要

名称	船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会
設置年月日	平成21年5月11日
設置目的	一般廃棄物処理基本計画の進行状況を把握するとともに、具体的な実施手法を示した行動計画を作成及び実行することで、ごみ減量等の基本計画の目標を成し遂げることを目的として設置する。
事務局担当課	環境部 資源循環課

4.船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会名簿

役職	委員名	所属
委員長	清水 治 男	船橋市自治会連合協議会
副委員長	宮 津 隆 久	船橋商工会議所
委員	郷 昭	船橋市商店会連合会
委員	吉 野 君 江	船橋市生活学校運動推進協議会
委員	天 羽 しづえ	船橋市食品衛生協会
委員	岩 本 鐘 城	船橋市一般廃棄物協同組合
委員	三 上 等	船橋市清掃事業対策協議会
委員	高 野 昌 明	船橋市有価物回収協同組合
委員	伊 澤 哲 夫	市民委員
委員	広 瀬 正 明	市民委員

5.審議經過

第1回船橋市廃棄物減量等推進審議会 日時：令和3年 6月3日
第2回船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会 日時：令和3年 8月25日
第2回船橋市廃棄物減量等推進審議会 日時：令和3年 9月22日
第3回船橋市廃棄物減量等推進審議会 日時：令和3年 10月27日
第4回船橋市廃棄物減量等推進審議会 日時：令和3年 11月10日

6. 諮問書及び答申書

諮問書

写

船資循第633号
令和3年10月27日

船橋市廃棄物減量等推進審議会
会長 遠山 岳史 様

船橋市長 松戸 徹



船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき「船橋市一般廃棄物処理基本計画」を改定するため、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第37条第1項の規定に基づき諮問します。

写

令和3年11月17日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市廃棄物減量等推進審議会
会長 遠山 岳史

船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和3年10月27日付、船資循第633号により当審議会に諮問された船橋市一般廃棄物処理基本計画の改定について、当審議会で審議した結果、別添の船橋市一般廃棄物処理基本計画（案）に下記の意見を付して答申といたします。

記

1. 持続可能な循環型社会の実現と環境負荷の低減

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、適正に利用または処分されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来るだけ低減される社会をいうが、自然や生態系の維持といった自然共生社会と温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素社会を統合的に進めることで、持続可能な社会が実現される。

環境負荷を低減し持続可能な社会を実現するためには、さらなる市民、事業者、行政の協働が必要であることから、それぞれが一体となった連携の強化や持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを期待する。

2. 事業系ごみの適正排出と分別の推進

船橋市が行う事業系ごみ組成調査では、資源化できる紙類が多く含まれており、分別が徹底されていないと推測されることから、事業系ごみの発生抑制によるごみ減量を図るため、排出事業者への指導および検査体制の強化など、事業系ごみの適正な排出と分別の推進を期待する。

3. 食品ロスの削減

国は平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」をふまえ、令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で食品ロス発生量を半減するという目標を設定している。

食品ロスの削減のためには市民、事業者、行政がそれぞれの立場から主体的にこの問題に取り組み、食べ物を無駄にしない社会の形成が必要であることから、世代

写

別の食育や事業者への啓発などを通じ食品を大切にすることを醸成するほか、やむを得ず不要となった食品を有効活用するなど食品ロスの削減に向けた取り組みを期待する。

4. 水質浄化に対する意識啓発

東京湾や印旛沼など閉鎖性水域の窒素・リンなどによる富栄養化を防止するため、くみ取り便槽、単独処理浄化槽から、より処理能力の高い高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進するほか、市民、事業者に対し水質浄化に対する意識が高揚するよう周知、啓発を行うことを期待する。

【付帯意見】

1. 家庭系可燃ごみの戸別収集について

家庭系可燃ごみの戸別収集の導入により「排出者責任の明確化」が実現され、市民のごみ分別の徹底や減量意識の促進、ごみ排出及びごみ収集ステーション管理の負担軽減、事業系ごみの家庭系ごみへの流入や処理不適物の流入防止といった効果が期待できる一方、プライバシーの問題が指摘されるほか、ごみ収集ステーションの設置されていない集合住宅への対応、交通量の多い道路や狭隘道路での通行の妨げや収集運搬経費の増加など、船橋市としての課題もあると思われるため他市状況も注視しつつ、その必要性について検討することを要望する。

2. プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化について

船橋市では、ペットボトル以外のプラスチック使用製品廃棄物を可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより得られる熱エネルギーを利用した廃棄物発電を行い、余った電気は売電することで、温室効果ガスの削減に寄与しているが、プラスチック使用製品廃棄物については、徹底したリサイクルによる再生利用を図る必要があるとの国の考え方もあることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するための必要な措置を国、近隣自治体や民間事業者などの動向を注視しながら、検討することを要望する。

3. 使用済み紙おむつの分別収集と資源化について

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済み紙おむつについては、国が令和2年（2020）年3月に策定した「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を基に検証されたが、使用済み紙おむつの分別収集と資源化については、資源化の手法が再生パルプなどへのリサイクルやバイオマスボイラー用の燃料としてのペレット化と限られているうえ、その利用先が確立されていないこと、および、全国的にも参考事例が少なく比較・検討が難しいと思われるが、他市の状況や資源化技術の動向も注視しながら、その必要性を検討することを要望する。

7.船橋市の地域特性

(1) 自然的特性

1) 位置・面積

本市は、千葉県の北西部に位置し、東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市に隣接し、南は東京湾に面しており、市域の総面積は 85.62km²、東西の距離は 13.86km、南北の距離は 14.95kmとなっています。このような立地条件のもと、本市は首都東京と県庁所在地である千葉市とのほぼ中間に位置するということや、陸上及び海上交通の要衝地にあることなどを生かして、京葉都市圏の中核都市として発展してきました。



図 4-1 船橋市の位置

2) 気象

過去 16 年間の本市の気象を見ると、年間の平均気温は約 15.2~17.1℃、平均湿度は 64.0~76.1%、平均風速は 2.1~2.4m/s、年間降水量は約 1,000~1,700mmであり、比較的温暖な海洋性気候を示しています。

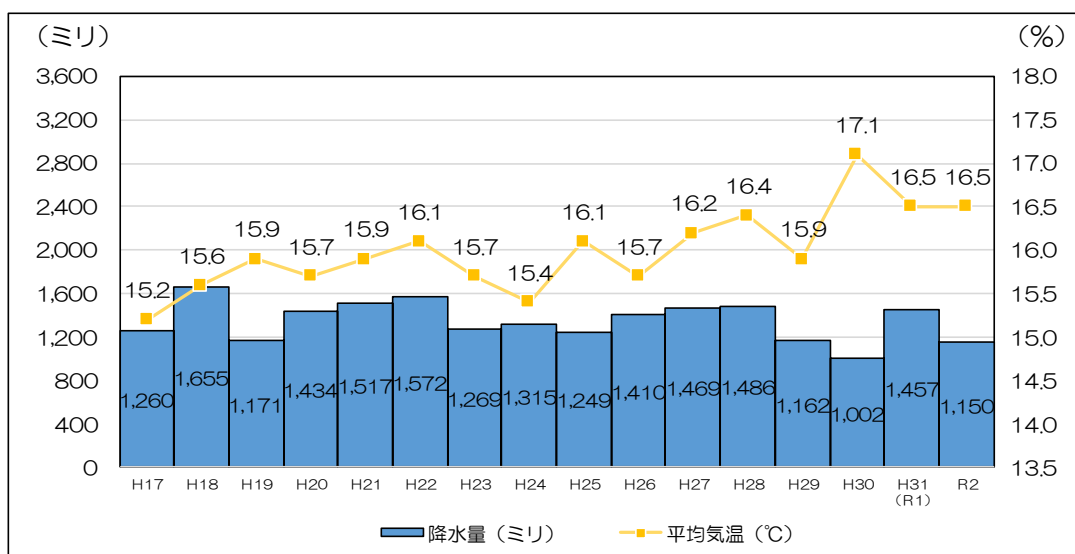


図 4-2 年平均気温と年間降水量の推移

表 4-1 船橋市の気象

西暦	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
和暦	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
気温 (℃)	最高	36.0	36.0	37.1	35.6	34.4	37.0	35.4	35.2
	最低	-2.0	-4.0	-1.0	-1.1	-0.4	-2.0	-2.2	-2.3
	平均	15.2	15.6	15.9	15.7	15.9	16.1	15.7	15.4
平均湿度 (相対湿度) (%)	68.0	71.0	68.0	64.0	65.0	68.7	66.5	69.3	
平均風速 (m/s)	2.3	2.3	2.2	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3	
降水量 (ミリ)	1,260	1,655	1,171	1,434	1,517	1,572	1,269	1,315	

西暦	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
和暦	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	
気温 (℃)	最高	39.0	36.0	36.9	37.2	36.5	37.7	35.3	36.2
	最低	-1.9	-1.8	-1.7	-1.4	-1.6	-3.0	-1.0	-2.4
	平均	16.1	15.7	16.2	16.4	15.9	17.1	16.5	16.5
平均湿度 (相対湿度) (%)	70.3	72.2	76.1	70.4	67.8	69.4	70.3	71.7	
平均風速 (m/s)	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.2	2.2	
降水量 (ミリ)	1,249	1,410	1,469	1,486	1,162	1,002	1,457	1,150	

資料：船橋市統計書（平成22、令和2年版）

3) 土地利用状況

令和2（2020）年1月1日現在の地目別面積を見ると、船橋市域の約半分を宅地が占めており、田畑の面積は14.3%、山林は3.5%となっています。

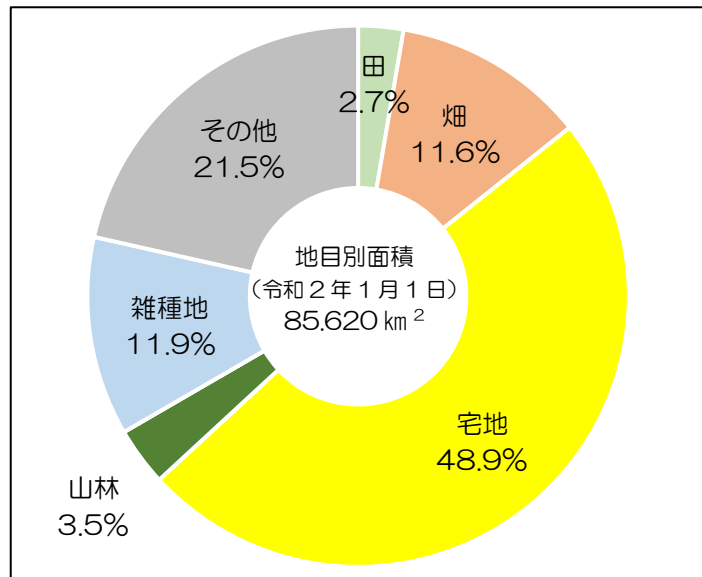


図 4-3 地目別面積の内訳

表 4-2 船橋市の地目別面積

令和2年1月1日現在

地目	田	畑	宅地	池・沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	2.295	9.910	41.838	0.000	2.971	0.022	0.023	10.183	18.378	85.620
占有率 (%)	2.7	11.6	48.9	0.0	3.5	0.0	0.0	11.9	21.5	100.0

資料：船橋市統計書（令和2年版）

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 社会的特性

1) 人口の推移及び将来予測

令和2（2020）年度における本市の人口は 643,971 人であり、全国的にはすでに人口減少局面を迎えている中で、市全体では人口・世帯数ともに増加を続けています。

また、高齢化率は増加傾向にあり、令和13（2031）年度には25%を超えるという推計結果になっています。

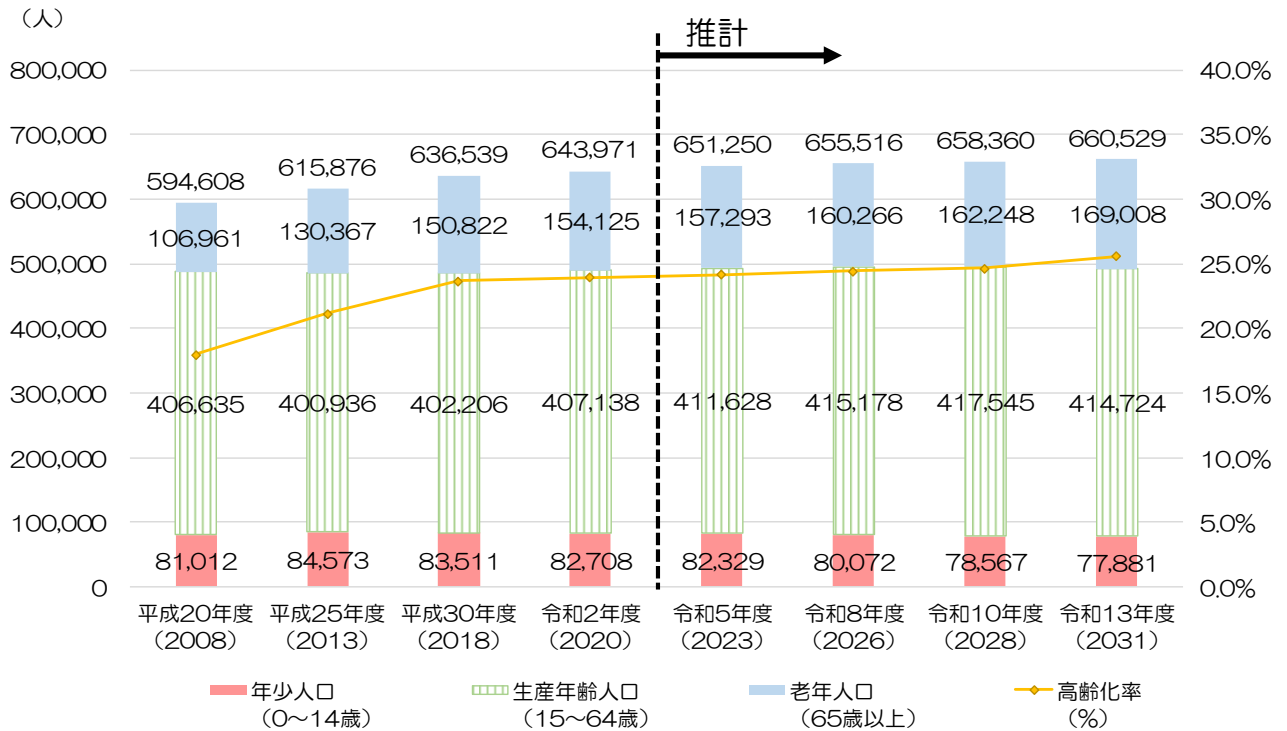


図 4-4 人口及び世帯数の推移

表 4-3 船橋市の人口及び世帯数

区分		実績値（各年4月1日現在）				将来推計値			
年度		平成20年度 (2008)	平成25年度 (2013)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)	令和13年度 (2031)
人口 (人)		594,608	615,876	636,539	643,971	651,250	655,516	658,360	660,529
年齢3区 分別人口 (人)	年少人口 (0~14歳)	81,012	84,573	83,511	82,708	82,329	80,072	78,567	77,881
	生産年齢人口 (15~64歳)	406,635	400,936	402,206	407,138	411,628	415,178	417,545	414,724
	老年人口 (65歳以上)	106,961	130,367	150,822	154,125	157,293	160,266	162,248	169,008
高齢化率 (%)		18.0%	21.2%	23.7%	23.9%	24.2%	24.4%	24.6%	25.6%

資料：住民基本台帳、人口推計報告書

※総人口の将来予測については、人口推計調査報告書（令和元年5月）の推計値を参考値として独自に算出したものである。

2) 事業所数及び従業員数

本市は、古くは宿場町として、近年では臨海工業地帯の一部として発展してきました。

人口約 60 万人の大都市でありながら、豊かな自然の恵みを背景に、現在も野菜、果実などを中心とする都市型農業や、漁業が営まれています。

本市の事業所数および従業者数は、平成 18（2006）年度までは減少傾向にありましたが、平成 18（2006）年度以降は増加の傾向にあります。

なお、次回の経済センサス調査年度である令和 3（2021）年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、傾向に変化がみられる可能性があります。

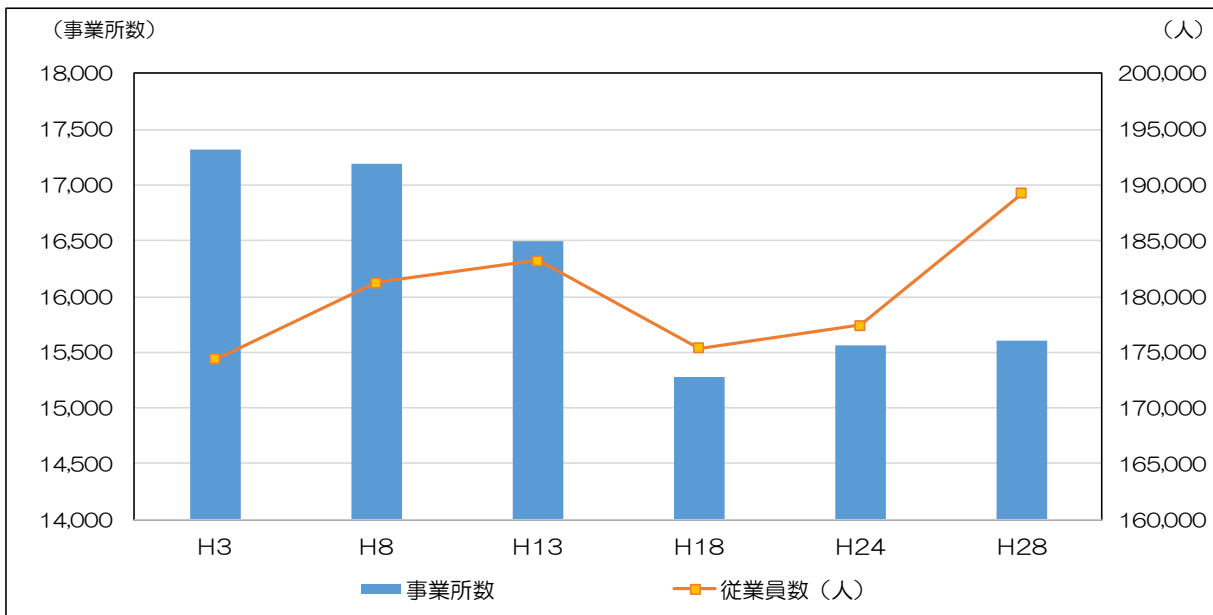


図 4-5 事業所数及び従業者数の推移

表 4-4 船橋市の事業所数及び従業者数

西暦	1991	1996	2001	2006	2012	2016
和暦	平成3年度	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成24年度	平成28年度
事業所数	17,314	17,188	16,491	15,272	15,567	15,603
従業員数 (人)	174,362	181,222	183,203	175,377	177,392	189,232

資料：事業所・企業統計調査（平成3、8、13、18年）、経済センサス（平成24、28年）

(2) 現状のまま推移した場合 (原単位)

(単位:g/人・日)

年度	記号	実績					予測値	推計値										備考			
		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13				
年間日数	(1)	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366				
人口(人) ※1	(2)	627,073	631,973	635,947	639,107	640,906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
将来人口(人) ※2	(3)	-	-	636,539	-	-	645,366	648,308	651,250	652,672	654,094	655,516	656,938	658,360	659,444	660,529	661,613				
家庭系	直営収集 委託収集 直接搬入	ごみ	(4)	556.3	546.8	538.7	534.2	550.8	539.5	536.1	531.5	530.7	528.6	526.5	523.2	522.4	520.6	518.8	515.7	= (5)+(6)+(7)	
		可燃ごみ	(5)	519.1	510.1	498.8	492.1	501.9	492.2	487.1	480.7	478.1	474.1	470.3	465.1	462.5	458.9	455.3	450.5	R13にR3から総量5.9%減少	
		粗大ごみ	(6)	21.4	21.5	24.2	26.4	31.4	31.0	32.1	33.3	34.5	35.7	36.8	38.0	39.2	40.4	41.5	42.7		
		不燃ごみ	(7)	15.8	15.2	15.6	15.7	17.5	16.3	16.9	17.6	18.2	18.8	19.4	20.0	20.6	21.3	21.9	22.5		
		資源ごみ	(8)	39.1	38.2	37.9	37.4	39.6	38.8	38.6	38.5	38.4	38.2	38.1	38.0	37.9	37.8	37.7	37.7		
	合計	(9)	595.4	585.0	576.5	571.6	590.4	578.3	574.8	570.0	569.1	566.8	564.6	561.2	560.3	558.4	556.5	553.4			
	集団回収	有価物回収	(10)	75.6	72.0	73.3	74.5	78.7	75.8	75.4	75.2	75.0	74.9	74.9	75.0	75.1	75.3	75.6	75.9		
		新聞	(11)	23.5	20.4	18.8	17.0	14.7	13.8	13.0	12.3	11.6	10.9	10.3	9.8	9.2	8.7	8.2	7.7		
		雑誌	(12)	20.7	19.3	19.7	20.1	20.5	18.1	17.1	16.2	15.3	14.4	13.6	12.9	12.1	11.5	10.8	10.2		
		雑がみ	(13)	0.0	0.5	2.0	3.5	4.0	4.5	5.7	6.9	8.1	9.3	10.5	11.7	12.9	14.1	15.3	16.5		
		段ボール	(14)	23.5	23.8	24.6	25.4	29.9	30.6	30.7	30.7	30.7	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8		
		古着・毛布	(15)	7.7	7.8	7.9	8.3	9.4	8.5	8.7	8.8	9.0	9.2	9.4	9.6	9.8	10.0	10.2	10.4		
	拠点回収	紙パック	(16)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	R3の値が継続すると仮定	
		小型家電	(17)	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
	家庭系合計	(18)	671.0	657.2	650.1	646.4	669.4	654.4	650.5	645.5	644.4	642.1	639.9	636.5	635.8	634.1	632.5	629.7	= (9)+(10)+(17)		
	事業系 (t/日)	許可業者 直接搬入	ごみ	(19)	141.5	140.9	139.7	142.2	127.3	127.9	133.0	142.8	142.8	142.8	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	142.9	
			可燃ごみ	(20)	133.0	133.1	132.6	133.8	119.7	120.3	125.1	134.4	134.4	134.4	134.4	134.4	134.4	134.4	134.4	134.4	
粗大ごみ			(21)	8.5	7.8	7.0	8.3	7.6	7.6	7.9	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5		
資源ごみ			(22)	1.0	0.9	0.8	1.0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6		
食品残渣			(23)	3.1	3.1	3.4	3.3	2.7	2.6	2.7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9		
その他			(24)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0とする	
事業系合計		(25)	145.5	145.4	143.9	146.4	130.7	131.1	136.3	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4	146.4	146.5	146.5	146.5			
合計	(26)	903.1	887.2	876.4	875.5	873.4	857.4	860.7	870.3	868.8	866.0	863.3	859.4	858.2	856.2	854.2	851.1	ごみ総排出量÷人口÷年間日数			
(うち資源除く)	(27)	786.8	775.4	763.6	761.7	753.7	741.7	745.4	755.4	754.1	751.5	748.9	745.1	743.8	741.7	739.5	736.1				
(うち資源)	(28)	116.3	111.8	112.7	113.7	119.7	115.8	115.3	115.0	114.7	114.5	114.4	114.3	114.4	114.5	114.7	115.0				
リサイクル率(家庭系+事業系)	(29)	12.9%	12.6%	12.9%	13.0%	13.7%	13.5%	13.4%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%	13.3%	13.3%	13.4%	13.4%	13.5%				

※1 常住人口(各年10月1日)

※2 人口推計調査報告書(令和元年5月)より

(4) 減量目標値 (原単位)

(単位:g/人・日)

年度	記号	実績					予測値	目標値										備考			
		H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13				
年間日数	(1)	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366				
人口(人) ※1	(2)	627,073	631,973	635,947	639,107	640,906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
将来人口(人) ※2	(3)	-	-	636,539	-	-	645,366	648,308	651,250	652,672	654,094	655,516	656,938	658,360	659,444	660,529	661,613				
家庭系	直営収集 委託収集 直接搬入	ごみ	(4)	556.3	546.8	538.7	534.2	550.8	539.5	529.6	519.6	509.7	499.7	489.8	479.8	469.9	459.9	450.0	440.0	R13に440g、直線	
		可燃ごみ	(5)	519.1	510.1	498.8	492.1	501.9	492.2	481.7	471.3	460.9	450.6	440.3	430.1	419.9	409.7	399.5	389.3		
		粗大ごみ	(6)	21.4	21.5	24.2	26.4	31.4	31.0	31.3	31.6	31.9	32.1	32.4	32.6	32.7	32.9	33.1	33.2		
		不燃ごみ	(7)	15.8	15.2	15.6	15.7	17.5	16.3	16.5	16.7	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.3	17.4	17.5		
		資源ごみ	(8)	39.1	38.2	37.9	37.4	39.6	38.8	38.3	37.8	37.2	36.7	36.1	35.6	35.1	34.5	34.0	33.4		
	合計	(9)	595.4	585.0	576.5	571.6	590.4	578.3	567.8	557.4	546.9	536.4	525.9	515.4	504.9	494.4	483.9	473.4			
	集団回収	有価物回収	(10)	75.6	72.0	73.3	74.5	78.7	75.8	80.9	86.2	91.5	96.8	102.3	107.8	113.3	118.9	124.9	130.7		
		新聞	(11)	23.5	20.4	18.8	17.0	14.7	13.8	14.0	14.3	14.6	14.9	15.3	15.7	16.2	16.6	17.1	17.7		
		雑誌	(12)	20.7	19.3	19.7	20.1	20.5	18.1	18.4	18.8	19.2	19.7	20.2	20.7	21.3	21.9	22.6	23.3		
		雑がみ	(13)	0.0	0.5	2.0	3.5	4.0	4.5	6.9	9.2	11.6	13.8	16.1	18.3	20.5	22.7	24.9	27.1		
		段ボール	(14)	23.5	23.8	24.6	25.4	29.9	30.6	31.6	32.7	33.6	34.7	35.8	36.9	38.0	39.2	40.4	41.6		
		古着・毛布	(15)	7.7	7.8	7.9	8.3	9.4	8.5	9.7	11.0	12.2	13.4	14.7	15.9	17.1	18.3	19.6	20.8		
	拠点回収	紙パック	(16)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
		小型家電	(17)	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0		
	家庭系合計		(18)	671.0	657.2	650.1	646.4	669.4	654.4	649.1	644.0	638.8	633.7	628.8	623.9	619.0	614.2	609.7	605.1	= (9)+(10)+(17)	
	事業系 (t/日)	許可業者 直接搬入	ごみ	(19)	141.5	140.9	139.7	142.2	127.3	127.9	128.2	133.3	128.5	123.8	119.0	114.3	109.5	104.7	100.0	95.2	
			可燃ごみ	(20)	133.0	133.1	132.6	133.8	119.7	120.3	120.6	125.4	120.9	116.5	112.0	107.5	103.0	98.5	94.0	89.6	
粗大ごみ			(21)	8.5	7.8	7.0	8.3	7.6	7.6	7.6	7.9	7.6	7.3	7.0	6.8	6.5	6.2	5.9	5.6		
資源ごみ			(22)	1.0	0.9	0.8	1.0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4		
食品残渣			(23)	3.1	3.1	3.4	3.3	2.7	2.6	2.6	2.7	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0		
その他			(24)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0と	
事業系合計		(25)	145.5	145.4	143.9	146.4	130.7	131.1	131.4	136.6	131.7	126.9	122.0	117.1	112.2	107.4	102.5	97.6			
合計		(26)	903.1	887.2	876.4	875.5	873.4	857.4	859.3	868.8	863.1	857.6	852.2	846.8	841.4	836.3	831.4	826.5	ごみ総排出量÷人口÷年間日数		
(うち資源除く)		(27)	786.8	775.4	763.6	761.7	753.7	741.7	738.9	743.4	733.0	722.6	712.2	701.7	691.3	681.0	670.7	660.4			
(うち資源)		(28)	116.3	111.8	112.7	113.7	119.7	115.8	120.5	125.3	130.1	135.0	140.1	145.1	150.1	155.3	160.7	166.0			
リサイクル率(家庭系+事業系)		(29)	12.9%	12.6%	12.9%	13.0%	13.7%	13.5%	14.0%	14.4%	15.1%	15.7%	16.4%	17.1%	17.8%	18.6%	19.3%	20.1%			

※1 常住人口(各年10月1日)

※2 人口推計調査報告書(令和元年5月)より

9. 特定テーマ

(1) 戸別収集

表 4-5 戸別収集の検討結果

		現状 (令和元年度実績)	戸別収集を実施した場合		備考
家庭系可燃ごみ排出量（収集量）		113,671 t/年	113,671 t/年		a
回収箇所数		19,197箇所	北部 89,598箇所 南部 34,230箇所 計 123,828箇所	6.45倍	
年間走行距離		1,630,782 km	1,927,287 km	1.18 倍	
コスト	収集運搬経費	2,089,771 千円	2,372,571 千円	+282,800 千円 +15 台	b
	燃料費	49,860 千円	57,273 千円	+7,413 千円	c
	計	2,139,631 千円	2,429,844 千円	+290,213 千円 +13.6%	d=b+c
	収集単価	19 千円/t	21 千円/t	+3 千円 +13.6%	e=d/a
温室効果ガス 排出量	収集運搬	1,039 t-CO ₂	1,206 t-CO ₂	+167 t-CO ₂ +16.1%	f
	計	1,039 t-CO ₂	1,206 t-CO ₂	+167 t-CO ₂ +16.1%	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集と資源化

表 4-6 容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別収集と資源化の検討結果

		現状 (令和元年度実績)	パターン① (容器包装のみ)		パターン② (容器包装 + 製品プラ)		備考
資源化量 (可燃ごみ量115,102トン)		容器包装 14,480ト (12.58%) 製品プラ 3,142ト (2.73%) 計 17,622ト	4,923ト	協力率 容器包装40% 不適物割合15%	6,259ト	協力率 容器包装40% 製品プラ50% 不適物割合15%	a
資源化費用	施設整備費		2,894,360千円	25.7ト	3,679,328千円	32.67ト	他市事例
資源化費用 (ランニング コスト)	運転管理費		240,912千円		306,249千円		b
	収集運搬費		420,000千円	+28台	465,000千円	+31台	c
	計	2,974,023千円	3,634,935千円	+660,912千円 +22.2%	3,745,272千円	+771,249千円 +25.9%	d=b+c
	資源化処理単価		738千円/t		598千円/t		e=d/a
温室効果ガス 排出量	収集運搬	1,039 t-CO2	1,081 t-CO2	+42 t-CO2 +4.0%	1,092 t-CO2	+53 t-CO2 +5.1%	f
	焼却	109,629 t-CO2	95,909 t-CO2	-13,720 t-CO2 -12.5%	92,185 t-CO2	-17,444 t-CO2 -15.9%	g
	再商品化・中間処理		10,766 t-CO2	+10,766 t-CO2	13,689 t-CO2	+13,689 t-CO2	h
	計	110,668 t-CO2	107,756 t-CO2	-2,912 t-CO2 -2.6%	106,966 t-CO2	-3,702 t-CO2 -3.3%	i=f+g+h

※ 温室効果ガス排出量については、中間処理施設で圧縮梱包してから再商品化までの過程における排出量も考慮している。

※ 廃棄物発電（発電効率22.4%）による温室効果ガスの削減量は、考慮していない。

(3) 使用済み紙おむつの分別収集と資源化

表 4-7 使用済み紙おむつの分別収集と資源化の検討結果

		現状 (令和元年度実績)	(全量資源化)		(公立保育園のみ)		備考
資源化量			2,875ト	291 施設	190ト	27 施設	a
資源化費用	施設整備費		1,762,950千円		116,508千円		ヒアリング
資源化費用 (ランニング コスト)	運転管理費		208,438千円		13,775千円		b
	収集運搬費		45,000千円	+3台	15,000千円	+1台	c
	計	2,974,023千円	3,227,461千円	+253,438千円 +8.5%	3,002,798千円	+28,775千円 +1.0%	d=b+c
	資源化処理単価		88千円/ト		151千円/ト		e=d/a
温室効果ガス 排出量	収集運搬	1,039 t-CO2	1,060 t-CO2	21 t-CO2 2.0%	1,046 t-CO2	7 t-CO2 0.7%	f
	焼却	109,629 t-CO2	109,580 t-CO2	-49 t-CO2 -0.04%	109,626 t-CO2	-3 t-CO2 -0.003%	g
	計	110,668 t-CO2	110,640 t-CO2	-28 t-CO2 -0.03%	110,672 t-CO2	4 t-CO2 0.004%	h=f+g
紙おむつ資源化 1トンあたりの 温室効果ガス排出量			-9.7 kg-CO2/ト		21.1 kg-CO2/ト		i=h*1000/a

10.市民アンケート結果

調査概要

本調査は、一般廃棄物処理にかかる課題等について船橋市民の意見を把握し、一般廃棄物処理基本計画を策定する上で、参考とすることを目的として実施した。

調査対象は、船橋市内在住の満18歳以上の市民計3,000人とし、調査対象の抽出方法は、多段抽出（地域、年齢、性別）とした。

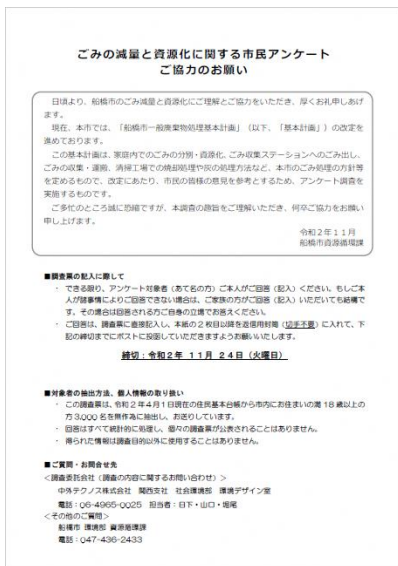
調査方法は、郵送によりアンケート用紙を配布し、返信された回答用紙についてデータ整理を行った。また、回収率の向上を目的として、お礼状をアンケート発送の2週間後に発送した。

市民アンケートの調査期間を以下に示す。

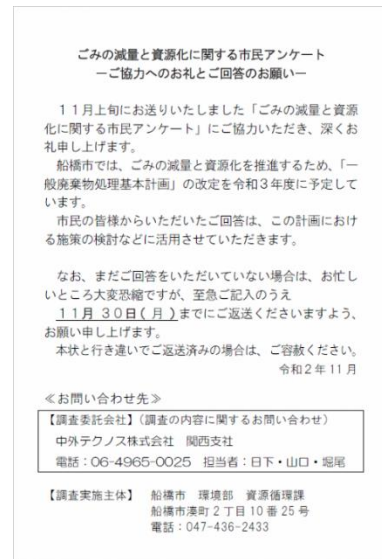
- | | |
|-------------|------------------|
| • アンケートの発送 | : 2020年11月6日(金) |
| • お礼状の発送 | : 2020年11月20日(金) |
| • アンケート回収期限 | : 2020年11月30日(月) |

アンケートの回収率は、58.3%であった。アンケート回収状況について以下に示す。

- | | |
|--------------|------------------------|
| • アンケート発送数 | : 3,000件 |
| • 無効数(宛先不明等) | : 7件 |
| • 有効数 | : 2,993件(アンケート発送数-無効数) |
| • アンケート回収数 | : 1,745件 |
| • アンケート回収率 | : 58.3%(アンケート回収数÷有効数) |



アンケート案内状



お礼状

アンケートの設問内容

実施したアンケートの設問内容を以下に示す。

I あなた自身とご家族について			
	問 1	(1) 性別	
		(2) 年齢	
		(3) 居住年数	
	問 2	(1) 世帯員数	
		(2) 紙おむつの使用有無	
		(3) 紙おむつ使用世帯状況	
		(4) 紙おむつ使用者（乳幼児）数	
		(5) 紙おむつ使用者（乳幼児以外）数	
	問 3	(1) 住居形態	
		(2) 集合住宅建物敷地内のごみ収集ステーションの有無	
	問 4	(1) 居住町名	
	II 家庭ごみの分別・処理について		
		問 5	(1) 資源物の分別状況
(2) 分別をしていない理由			
問 6		(1) 市の分別収集以外の資源物の主な排出先	
問 7		(1) 雑がみの分別状況	
		(2) 雑がみとして分別している品目	
		(3) 雑がみの分別をしていない理由	
III ごみの減量化や処理に関する情報提供について			
	問 8	(1) ごみに関する情報の入手先	
	問 9	(1) 不足していると思う情報	
		(2) 望ましいと思う周知方法	
IV 家庭から出る可燃ごみの有料化について			
	問 10	(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向	
	問 11	(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべき理由	
	問 12	(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべきではない理由	
V プラスチック製容器包装の分別収集について			
	問 13	(1) プラスチック製容器包装の分別収集への意向	
	問 14	(1) プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべき理由	
	問 15	(1) プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべきではない理由	
VI 食品ロスの削減について			
	問 16	(1) 食品ロスの認知状況	
	問 17	(1) 食品ロス削減のための家庭での取組	
	問 18	(1) 食品ロス削減のための外食時での取組	
VII ごみ問題への関心について			
	問 19	(1) 市が実施している取組の認知状況	
	問 20	(1) ごみに関しての困りごと	
VIII 現在と今後の取組について			
	問 21	(1) 現在実施している取組	
		(2) 今後実施予定の取組	
自由意見			

調査結果

実施したアンケートの調査結果を以下に示す。各設問の「未回答」には無効回答を含む。単一回答の設問において、複数の回答を選択されていた場合は無効回答とした。また、構成比は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

< I あなた自身とご家族について >

問1 あなたの性別と年齢、船橋市での居住年数をお答えください。

(1) 性別

回答者の性別についてみると、「1. 男」が38.3%、「2. 女」が61.2%と、「2. 女」の割合の方が大きくなった。

表 3-1 性別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 男	669	38.3%
2. 女	1,068	61.2%
3. その他	1	0.1%
未回答	7	0.4%
合計	1,745	100.0%

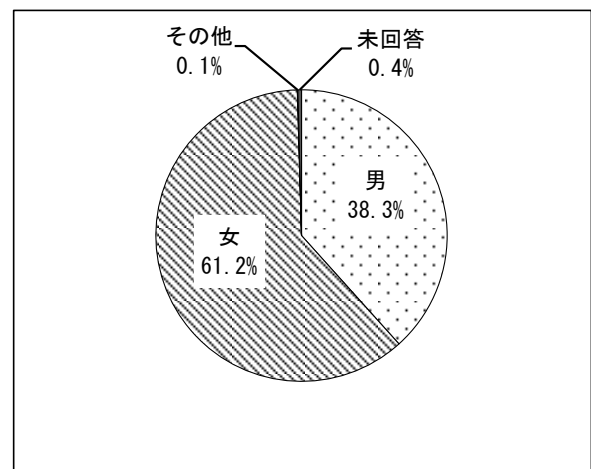


図 3-1 性別回答数

(2) 年齢

回答者の年代についてみると、「7. 70代以上」が28.9%と最も多く、次いで「4. 40代」が18.2%、「5. 50代」が17.2%であった。また、「1. 10代」及び「2. 20代」は合計で9.6%と、割合は小さくなった。

表 3-2 年代別回答数

選択肢	回答数	構成比	(参考) 人口比※
18歳未満	—	—	16.1%
1. 10代	30	1.7%	1.8%
2. 20代	138	7.9%	11.3%
3. 30代	192	11.0%	12.3%
4. 40代	318	18.2%	16.3%
5. 50代	301	17.2%	13.7%
6. 60代	254	14.6%	9.7%
7. 70代以上	504	28.9%	18.8%
未回答	8	0.5%	—
合計	1,745	100.0%	100.0%

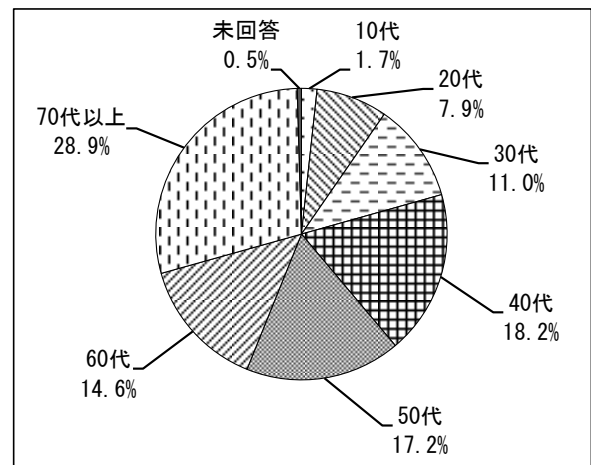


図 3-2 年代別回答数

※令和2年10月1日現在
※1. 10代は18~19歳

(3) 居住年数

回答者の居住年数についてみると、「6. 30年以上」が41.9%と最も多く、次いで「4. 10年以上～20年未満」が19.7%、「5. 20年以上～30年未満」が17.3%の順であった。また、「1. 2年未満」の新規転入者は2.7%であった。

問1の2) 年齢(年代)において「7. 70代以上」の割合が大きかったことから、居住年数も「6. 30年以上」の割合が大きくなっている可能性が考えられる。

表 3-3 居住年数別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 2年未満	47	2.7%
2. 2年以上～5年未満	124	7.1%
3. 5年以上～10年未満	194	11.1%
4. 10年以上～20年未満	344	19.7%
5. 20年以上～30年未満	302	17.3%
6. 30年以上	731	41.9%
未回答	3	0.2%
合計	1,745	100.0%

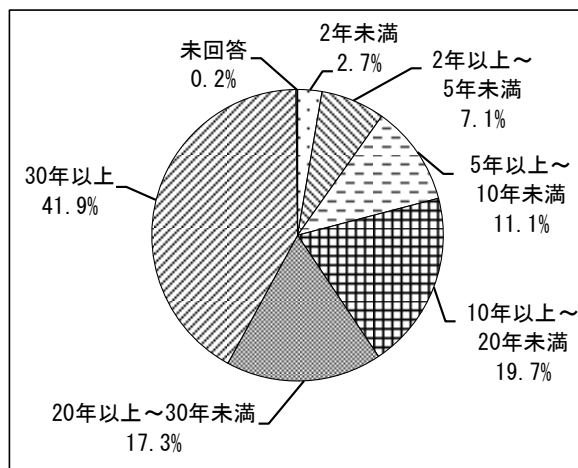


図 3-3 居住年数別回答数

問2 あなたを含め同居している世帯員の人数と、乳児または高齢者の方などで紙おむつを使用している方の有無及びその人数についてお答えください。

(1) 世帯員数

回答者の世帯員数についてみると、「2. 2人」が32.6%と最も多く、次いで「3. 3人」が26.3%、「4. 4人」が21.4%の順であった。また、単身世帯は11.4%であった。

表 3-4 世帯員数別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 1人	199	11.4%
2. 2人	568	32.6%
3. 3人	459	26.3%
4. 4人	374	21.4%
5. 5人	90	5.2%
6. 6人	26	1.5%
7. 7人	5	0.3%
8. 8人	2	0.1%
9. 9人	1	0.1%
未回答	21	1.2%
合計	1,745	100.0%

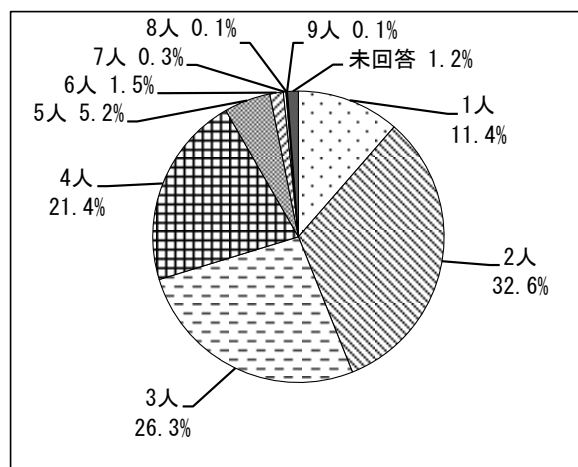


図 3-4 世帯員数別回答数

(2) 紙おむつの使用有無

各世帯で紙おむつを使用している方の有無についてみると、紙おむつを使用している世帯は 10.9%であった。

表 3-5 紙おむつの使用有無別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 使用していない	1,499	85.9%
2. 使用している	191	10.9%
未回答	55	3.2%
合計	1,745	100.0%

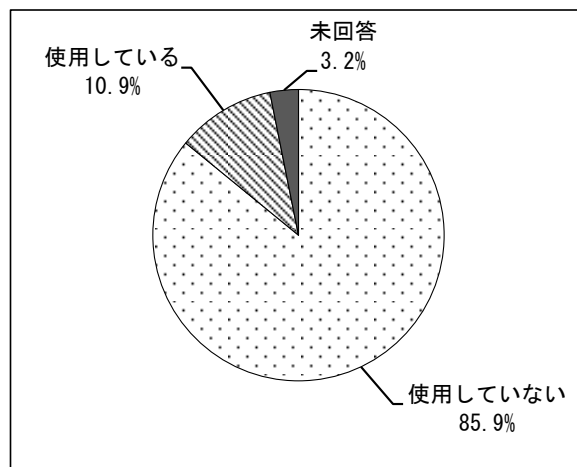


図 3-5 紙おむつの使用有無別回答数

(3) 紙おむつ使用世帯状況

紙おむつ使用者を乳幼児と乳幼児以外別にみると、「1. 乳幼児がいる世帯」は 53.9%、「2. 乳幼児以外の方がいる世帯」は 44.5%、「3. 乳幼児及び乳幼児以外がいる世帯」は 1.6%であった。

表 3-6 紙おむつ使用世帯状況別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 乳幼児	103	53.9%
2. 乳幼児以外	85	44.5%
3. 乳幼児及び乳幼児以外	3	1.6%
未回答	0	0.0%
合計	191	100.0%

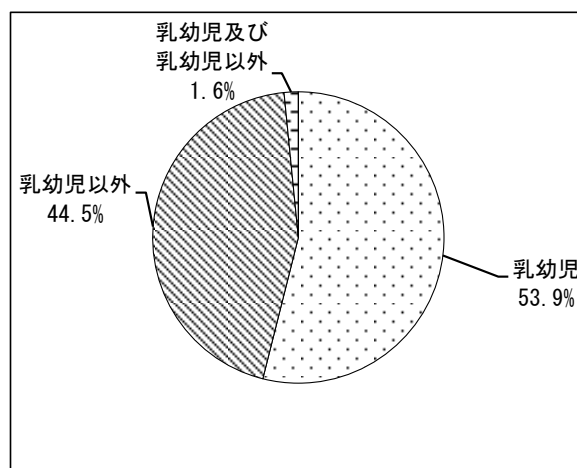


図 3-6 紙おむつ使用世帯状況別回答数

(4) 紙おむつ使用者数（乳幼児）

紙おむつを使用している乳幼児がいる世帯は 106 世帯で、使用者数は合計 121 人であった。また、紙おむつを使用している乳幼児の、1 世帯当たりの人数は、「1. 1 人」が 86.8%と大半を占めており、「2. 2 人」が 12.3%、「3. 3 人」が 0.9%であった。4 人以上の回答はなかった。

表 3-7 紙おむつ使用者数（乳幼児）別
回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 1人	92	86.8%
2. 2人	13	12.3%
3. 3人	1	0.9%
合計	106	100.0%

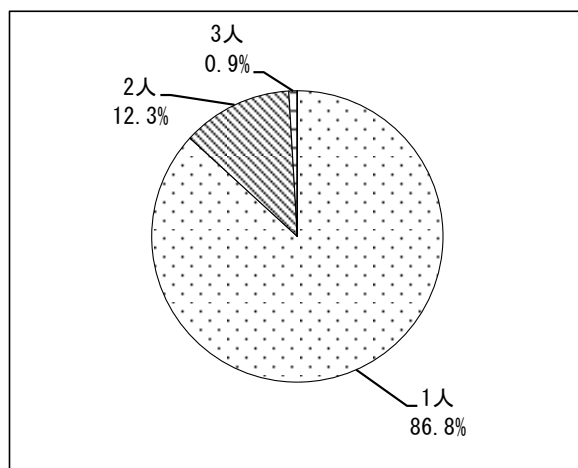


図 3-7 紙おむつ使用者数（乳幼児）別
回答数

(5) 紙おむつ使用者数（乳幼児以外）

乳幼児以外で紙おむつを使用している世帯は 88 世帯で、使用者数は合計 93 人であった。また、紙おむつを使用している方（乳幼児以外）の 1 世帯当たりの人数は、「1. 1 人」が 94.3%であり、「2. 2 人」が 5.7%であった。3 人以上の回答はなかった。

表 3-8 紙おむつ使用者数（乳幼児以外）別
回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 1人	83	94.3%
2. 2人	5	5.7%
合計	88	100.0%

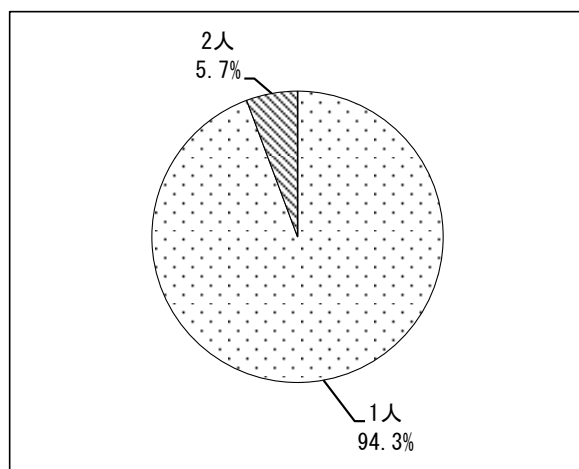


図 3-8 紙おむつ使用者数
（乳幼児以外）別回答数

問3 あなたのお住まいの形態とごみ収集ステーションについてお答えください。

(1) 居住形態

回答者の居住形態についてみると、「1. 集合住宅(長屋建て含む)」が43.1%、「2. 戸建て住宅」が54.8%と、「2. 戸建て住宅」の割合の方が大きくなった。

表 3-9 居住形態別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. 集合住宅(長屋建て含む)	752	43.1%
2. 戸建て住宅	956	54.8%
未回答	37	2.1%
合計	1,745	100.0%

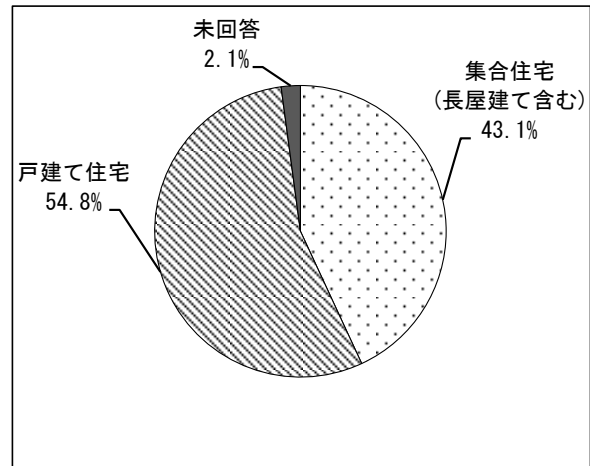


図 3-9 居住形態別回答数

(2) 集合住宅建物敷地内のごみ収集ステーションの有無

上記の質問で「1. 集合住宅(長屋建て含む)」と回答された方について、建物敷地内のごみ収集ステーションの有無についてみると、「1. ある」が95.9%、「2. ない」が3.2%と、95%以上の集合住宅においてごみ収集ステーションが設置されている。

表 3-10 集合住宅建物敷地内のごみ収集ステーションの有無別回答数

選択肢	回答数	構成比
1. ある	721	95.9%
2. ない	24	3.2%
未回答	7	0.9%
合計	752	100.0%

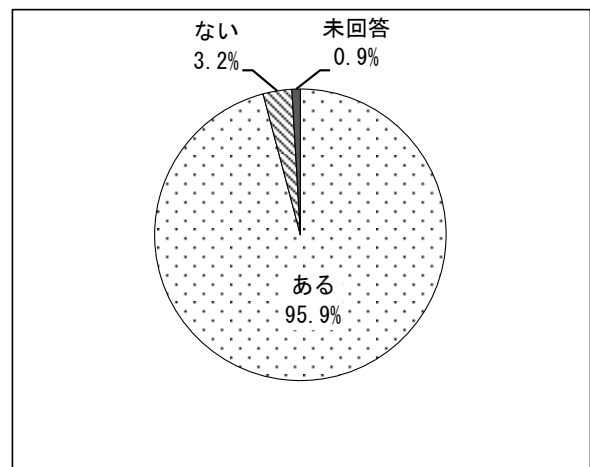


図 3-10 集合住宅建物敷地内のごみ収集ステーションの有無別回答数

問4 あなたのお住いの住所をお答えください。

(1) 居住地域

回答者の居住地域について、5つの行政ブロックで比較すると、南部が17.4%、西部が24.3%、中部が13.0%、東部が27.1%、北部が17.1%であった。

表 3-11 居住地域別回答数

区域	回答数	構成比	(参考) 人口比※
南部	304	17.4%	18.8%
西部	424	24.3%	24.4%
中部	226	13.0%	12.9%
東部	473	27.1%	27.0%
北部	299	17.1%	16.9%
未回答	19	1.1%	—
合計	1,745	100.0%	100.0%

※令和2年10月1日現在

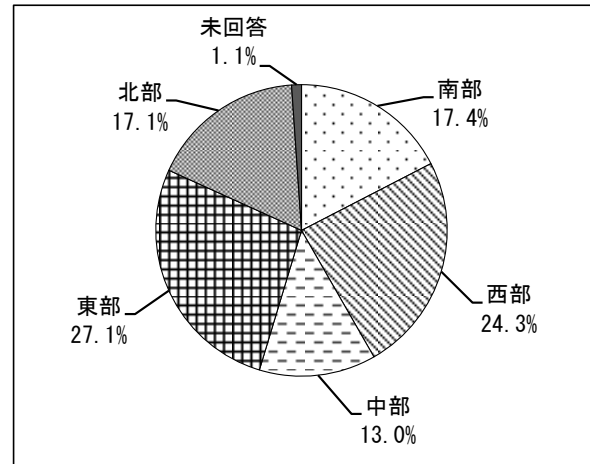


図 3-11 居住地域別回答数

【24 地区コミュニティ別町丁目】

行政 ブロッ ク	地区 コミュニ ティ	町丁目
南部	湊町	本町 3 丁目、若松 1~3 丁目、浜町 1~3 丁目、湊町 1~3 丁目、日の出 1~2 丁目、西浦 1~3 丁目、栄町 1~2 丁目、潮見町、高瀬町
	宮本	宮本 1~9 丁目、市場 1~5 丁目、駿河台 1~2 丁目、東船橋 1~7 丁目、東町
	本町	本町 1~2 丁目・4~7 丁目
	海神	海神 1~6 丁目、海神町 2~3 丁目、海神町西 1 丁目、海神町東 1 丁目、海神町南 1 丁目、南海神 1~2 丁目、南本町
西部	葛飾	印内 1~3 丁目、印内町、葛飾町 2 丁目、古作 1~4 丁目、古作町、山野町、西船 1~7 丁目、東中山 1~2 丁目、本郷町
	中山	二子町、本中山 1~7 丁目
	塚田	旭町 1~6 丁目、旭町（住居表示外）、行田 1~3 丁目、行田町、山手 1~3 丁目、前貝塚町、北本町 1~2 丁目
	法典	丸山 1~5 丁目、上山町 1~3 丁目、藤原 1~8 丁目、馬込町、馬込西 1~3 丁目
中部	夏見	夏見 1~7 丁目、夏見台 1~6 丁目、米ヶ崎町、夏見町 2 丁目
	高根・金杉	金杉 1~9 丁目、金杉台 1~2 丁目、金杉町、高根町、緑台 1~2 丁目
	高根台	高根台 1~6 丁目
	新高根・芝山	芝山 1~7 丁目、新高根 1~6 丁目、高根台 7 丁目
東部	前原	前原西 1~8 丁目、前原東 1~6 丁目、中野木 1~2 丁目
	三山・田喜野井	三山 1~9 丁目、習志野 1~5 丁目、田喜野井 1~7 丁目
	二宮・飯山満	滝台 1~2 丁目、滝台町、二宮 1~2 丁目、飯山満町 1~3 丁目
	薬円台	七林町、薬円台 1~6 丁目、薬園台町 1 丁目
	習志野台	習志野台 1~8 丁目、習志野台 4 丁目（住居表示外）、西習志野 1~4 丁目
北部	二和	二和西 1~6 丁目、二和東 1~6 丁目
	三咲	三咲 1~9 丁目、三咲町、南三咲 1~4 丁目
	八木が谷	みやぎ台 1~4 丁目、高野台 1~5 丁目、咲が丘 1~4 丁目、八木が谷 1~5 丁目、八木が谷町
	松が丘	松が丘 1~5 丁目
	大穴	大穴町、大穴南 1~5 丁目、大穴北 1~8 丁目
	豊富	金堀町、古和釜町、車方町、小室町、小野田町、神保町、大神保町、楠が山町、豊富町、鈴身町
	坪井	坪井西 1~2 丁目、坪井町、坪井東 1~6 丁目

出典：第 2 期船橋市子ども・子育て支援事業計画

< II 家庭ごみの分別・処理について >

問5 以下の品目について、あなたはどのようにごみを分別していますか。

(1) 資源物の分別状況

資源物の分別状況について「1. きちんと分別している」と回答された割合は大きく、スプレー缶が 81.6%、鍋・やかん等が 76.8%、乾電池が 72.8%、蛍光管が 68.8%、割れた蛍光管が 58.3%、小型家電が 53.8%、充電式電池が 47.6%であった。

また、「3. あまり分別していない」または「4. 分別していない」と回答された割合は、小型家電で 8.2%、乾電池で 7.6%、充電式電池で 6.9%、割れた蛍光管で 4.1%、蛍光管で 3.9%、鍋・やかん等で 3.3%、スプレー缶で 1.8%であった。

表 3-12 品目別の資源物の分別状況

選択肢		1. きちんと分別している	2. だいたい分別している	3. あまり分別していない	4. 分別していない	5. ごみとして出したことがない	未回答	合計
小型家電	回答数	938	176	74	70	410	77	1,745
	構成比	53.8%	10.1%	4.2%	4.0%	23.5%	4.4%	100.0%
充電式電池	回答数	830	146	62	57	568	82	1,745
	構成比	47.6%	8.4%	3.6%	3.3%	32.6%	4.7%	100.0%
鍋・やかん等	回答数	1,340	131	32	26	158	58	1,745
	構成比	76.8%	7.5%	1.8%	1.5%	9.1%	3.3%	100.0%
スプレー缶	回答数	1,424	148	19	12	81	61	1,745
	構成比	81.6%	8.5%	1.1%	0.7%	4.6%	3.5%	100.0%
蛍光管	回答数	1,201	190	30	38	224	62	1,745
	構成比	68.8%	10.9%	1.7%	2.2%	12.8%	3.6%	100.0%
割れた蛍光管	回答数	1,017	164	38	33	426	67	1,745
	構成比	58.3%	9.4%	2.2%	1.9%	24.4%	3.8%	100.0%
乾電池	回答数	1,271	220	60	73	62	59	1,745
	構成比	72.8%	12.6%	3.4%	4.2%	3.6%	3.4%	100.0%

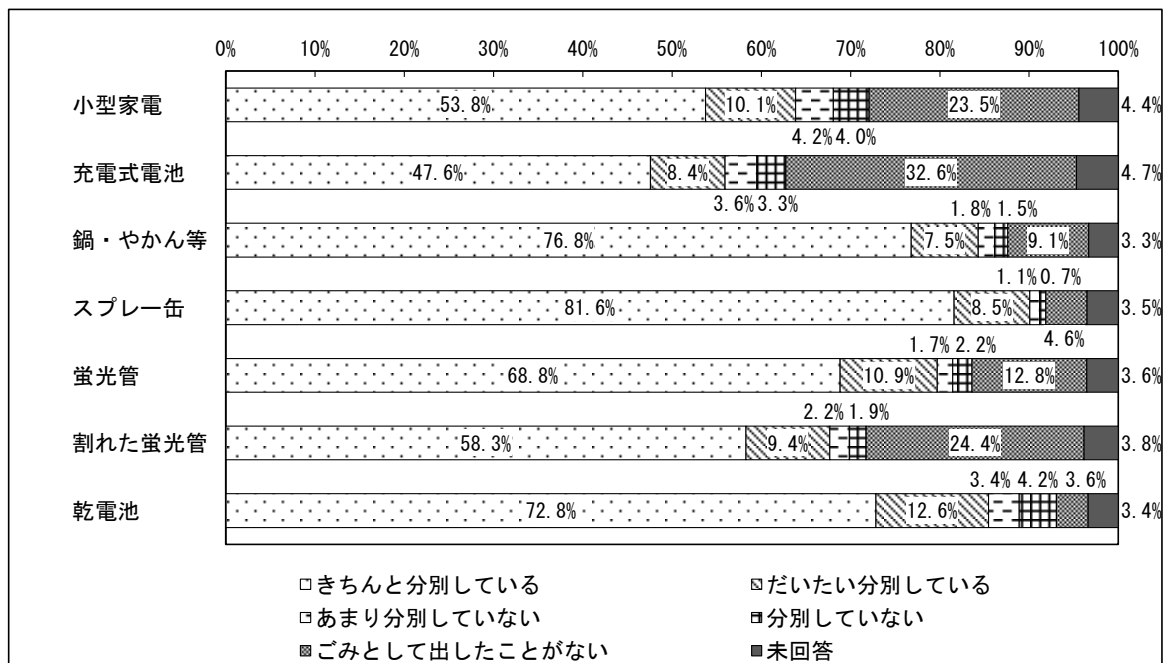


図 3-12 品目別の資源物の分別状況

(2) 分別をしていない理由

問5の1)で「3. あまり分別していない」または「4. 分別していない」と回答された方で、分別をしていない主な理由は、小型家電、充電式電池では、「②分別や排出方法がわからないため」や「⑤小型家電回収ボックスが近くにないから」の割合が大きく、鍋・やかん等、蛍光管、割れた蛍光管、乾電池では、「②分別や排出方法がわからないため」の割合が大きくなった。また、スプレー缶では「②分別や排出方法がわからないため」に加えて「①面倒だから」の割合が大きくなった。

表3-13 品目別の分別をしていない理由

選択肢		①面倒だから	②分別や排出方法がわからないため	③ごみの減量やリサイクルに関心がないから	④少量であれば問題ないと思うから	⑤小型家電回収ボックスが近くにないから	⑥その他	未回答	合計
小型家電	回答数	7	39	1	1	44	45	7	144
	構成比	4.9%	27.1%	0.7%	0.7%	30.6%	31.3%	4.9%	100.0%
充電式電池	回答数	7	46	0	1	24	35	6	119
	構成比	5.9%	38.7%	0.0%	0.8%	20.2%	29.4%	5.0%	100.0%
鍋・やかん等	回答数	2	29	0	0	0	23	4	58
	構成比	3.4%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	39.7%	6.9%	100.0%
スプレー缶	回答数	5	8	0	2	0	14	2	31
	構成比	16.1%	25.8%	0.0%	6.5%	0.0%	45.2%	6.5%	100.0%
蛍光管	回答数	2	38	0	1	2	24	1	68
	構成比	2.9%	55.9%	0.0%	1.5%	2.9%	35.3%	1.5%	100.0%
割れた蛍光管	回答数	5	43	0	0	2	20	1	71
	構成比	7.0%	60.6%	0.0%	0.0%	2.8%	28.2%	1.4%	100.0%
乾電池	回答数	6	61	0	9	6	45	6	133
	構成比	4.5%	45.9%	0.0%	6.8%	4.5%	33.8%	4.5%	100.0%

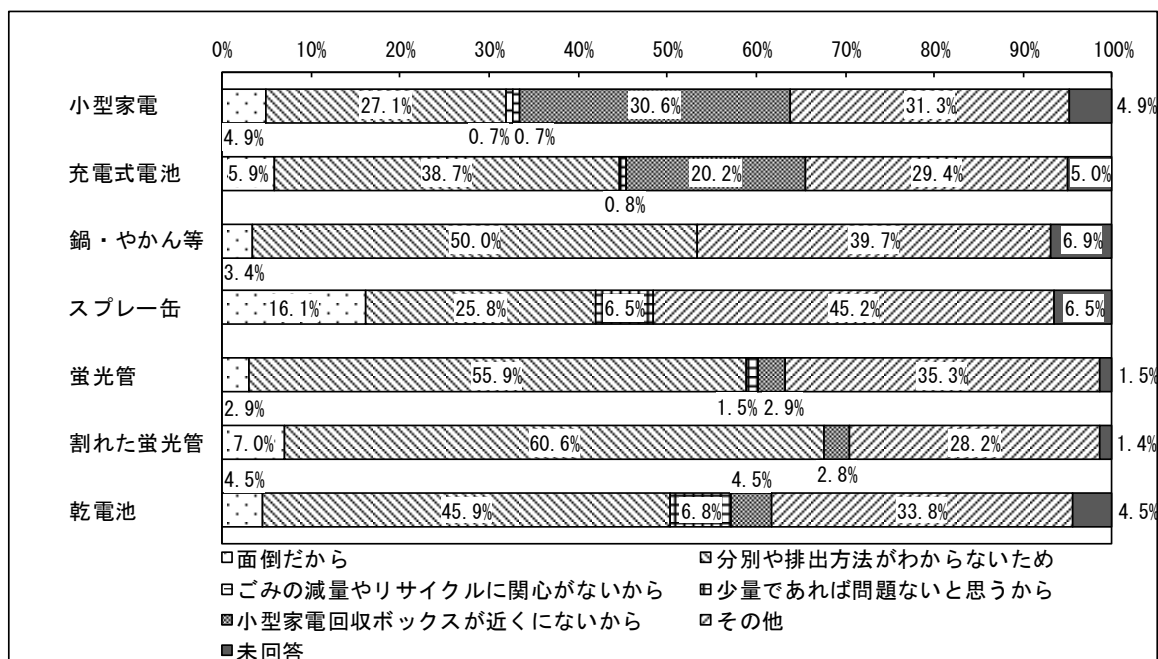


図3-13 品目別の分別をしていない理由

問6 以下の品目について、市の分別収集に出さない場合の排出先をお答えください。

(1) 市の分別収集以外の資源物の主な排出先（複数回答）

市の分別収集に出さない場合の主な排出先は、雑誌・雑がみ、ダンボール、古着では、「1. 有価物回収」の回答が多くなった。新聞・チラシは「1. 有価物回収」「3. 新聞業者の回収」の回答が多くなった。また、牛乳パックは、「1. 有価物回収」「2. スーパーなどの店頭回収」「4. その他」の回答が多くなっており、「4. その他」としては「出さない」や「可燃ごみとして出す」といった回答が多くみられた。ペットボトル、空カン・空ビンでは「4. その他」として「市の分別収集以外では出さない」といった回答が多くみられ、プラスチックトレイ類では「4. その他」として「可燃ごみとして出す」といった回答が多くみられた。

表 3-14 品目別の市の分別収集以外の資源物の主な排出先

選択肢		1. 有価物回収	2. スーパーなどの店頭回収	3. 新聞業者の回収	4. その他※	未回答	合計
新聞・チラシ	回答数	694	34	525	341	187	1,781
雑誌・雑がみ	回答数	1,110	54		296	299	1,759
ダンボール	回答数	1,217	51		210	273	1,751
牛乳パック	回答数	578	393		468	321	1,760
古着	回答数	1,105	30		346	280	1,761
ペットボトル	回答数		408		341	1,004	1,753
空カン・空ビン	回答数		294		370	1,082	1,746
プラスチックトレイ類	回答数		437		348	963	1,748

※「4. その他」の回答には、「(ごみとして) 出ない、出さない」という記載が多くみられた。

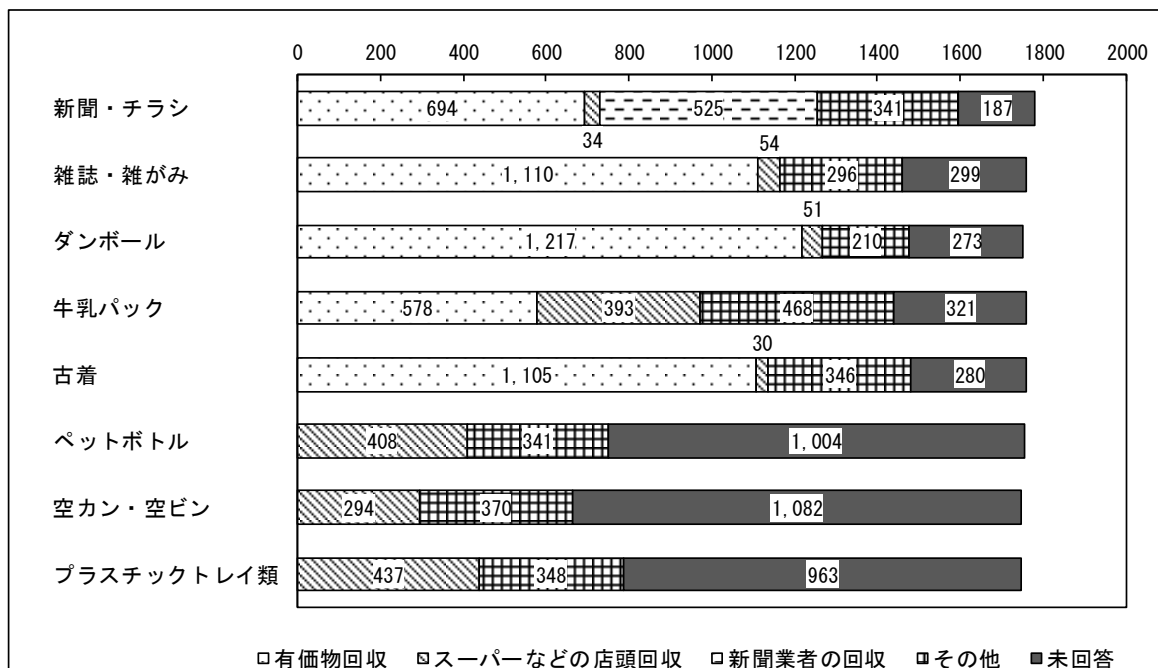


図 3-14 品目別の市の分別収集以外の資源物の主な排出先

問7 有価物の雑がみについて、あなたはどのように処理をしていますか。

(1) 雑がみの分別状況

雑がみの分別について、「1. きちんと分別している」または「2. だいたい分別している」の割合は 60.8%、「3. あまり分別していない」または「4. 分別していない」の割合は 36.9%であった。

表 3-15 雑がみの分別状況

選択肢	回答数	構成比
1. きちんと分別している	496	28.4%
2. だいたい分別している	566	32.4%
3. あまり分別していない	326	18.7%
4. 分別していない	318	18.2%
未回答	39	2.2%
合計	1,745	100.0%

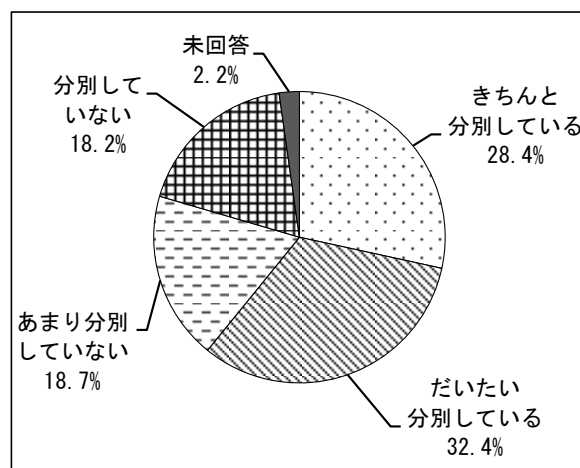


図 3-15 雑がみの分別状況

(2) 雑がみとして分別している品目（複数回答）

問7の1)で「1. きちんと分別している」または「2. だいたい分別している」と回答された方が分別している品目は、「②菓子や食品の箱」が最も多く77.2%、次いで「①ティッシュ箱」が70.1%であった。また、半数以上が分別している品目は、割合が大きい順に、「②菓子や食品の箱」「①ティッシュ箱」「④紙袋」「③カレンダー」「⑦包装紙や折り紙」「⑤ラップ・トイレトペーパーの芯」であった。

表 3-16 雑がみとして分別している品目

選択肢	回答数	回答割合
①ティッシュ箱（ビニール除く）	744	70.1%
②菓子や食品の箱	820	77.2%
③カレンダー（金具などは除く）	579	54.5%
④紙袋（持ち手が紙以外の場合は持ち手を除く）	637	60.0%
⑤ラップ・トイレトペーパーの芯	543	51.1%
⑥封筒・ハガキ	384	36.2%
⑦包装紙や折り紙	568	53.5%
⑧タグや名刺	190	17.9%
⑨プリント用紙	389	36.6%
⑩その他	44	4.1%
未回答	33	3.1%
合計	4,931	—
回答者数	1,062	—

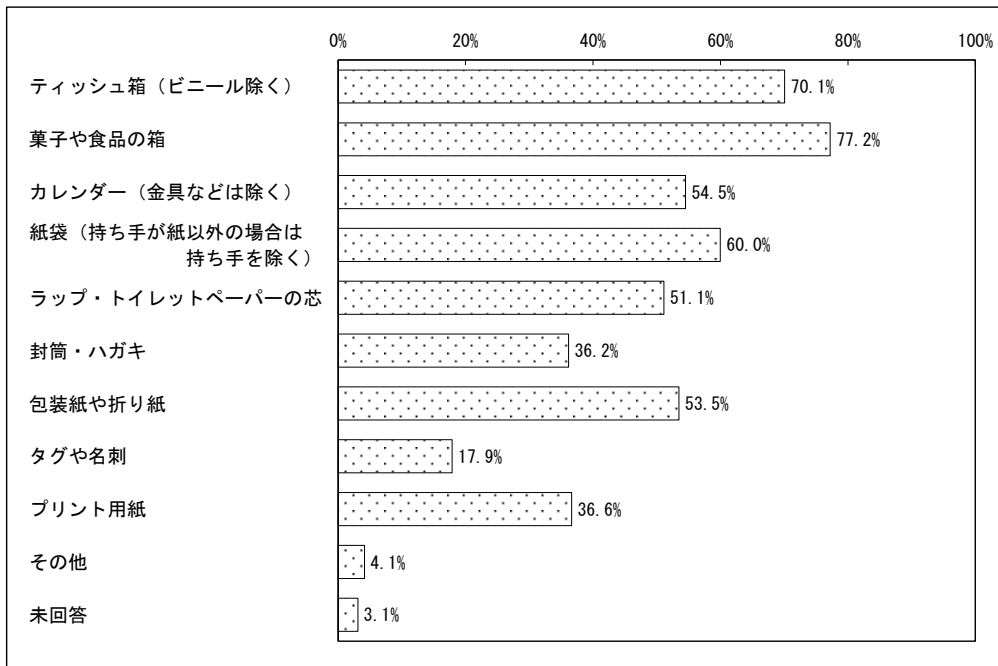


図 3-16 雑がみとして分別している品目

(3) 雑がみの分別をしていない理由 (複数回答)

問 7 の 1) で「3. あまり分別していない」または「4. 分別していない」と回答された方が、雑がみを分別していない理由は、「②分別や排出方法が分からないから」が最も多く 43.8%、次いで「④少量であれば問題ないと思うから」が 27.0%、「①面倒だから」が 25.2%の順であった。

表 3-17 雑がみの分別をしていない理由

選択肢	回答数	回答割合
①面倒だから	162	25.2%
②分別や排出方法がわからないから	282	43.8%
③ごみの減量やリサイクルに関心がないから	15	2.3%
④少量であれば問題ないと思うから	174	27.0%
⑤その他	88	13.7%
未回答	10	1.6%
合計	731	—
回答者数	644	—

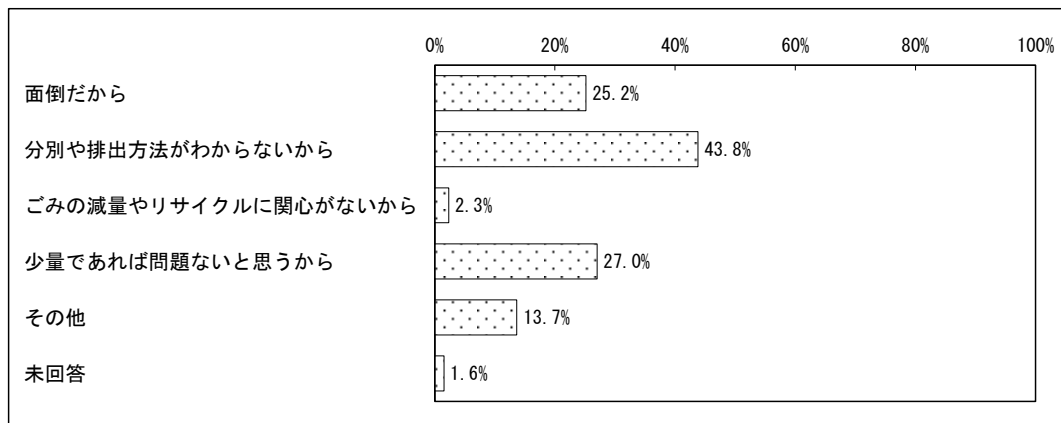


図 3-17 雑がみの分別をしていない理由

<Ⅲ ごみの減量化や処理に関する情報提供について>

問8 市のごみに関する情報は何かから得ていますか。

(1) ごみに関する情報の入手先（複数回答）

市のごみに関する情報の入手先は、「2. 家庭ごみの出し方（ごみの出し方カレンダー）」が最も多く74.2%であった。次いで「1. 広報ふなばし」が34.6%、「7. 資源物とごみの分別ガイド」が28.5%、「4. 船橋市ホームページ」が21.1%の順であった。

「8. スマートフォン向けごみ分別アプリ」は4.0%と割合が小さくなった。これは、本アンケートの回答者が、一般的にICT等による新サービスの利用度が若年層と比較して低いと考えられる「70代以上」の占める割合が大きいことも影響しているものと考えられる。なお、「10. その他」の回答としては、「家族」といった回答がみられた。

表 3-18 ごみに関する情報の入手先

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報ふなばし	603	34.6%
2. 家庭ごみの出し方（ごみの出し方カレンダー）	1,294	74.2%
3. リサちゃんだより+（プラス）	140	8.0%
4. 船橋市ホームページ	369	21.1%
5. 地区・地域での説明会	20	1.1%
6. 市主催のイベント等	5	0.3%
7. 資源物とごみの分別ガイド	497	28.5%
8. スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」	70	4.0%
9. 地域の回覧板	113	6.5%
10. その他	40	2.3%
未回答	89	5.1%
合計	3,240	-
回答者数	1,745	-

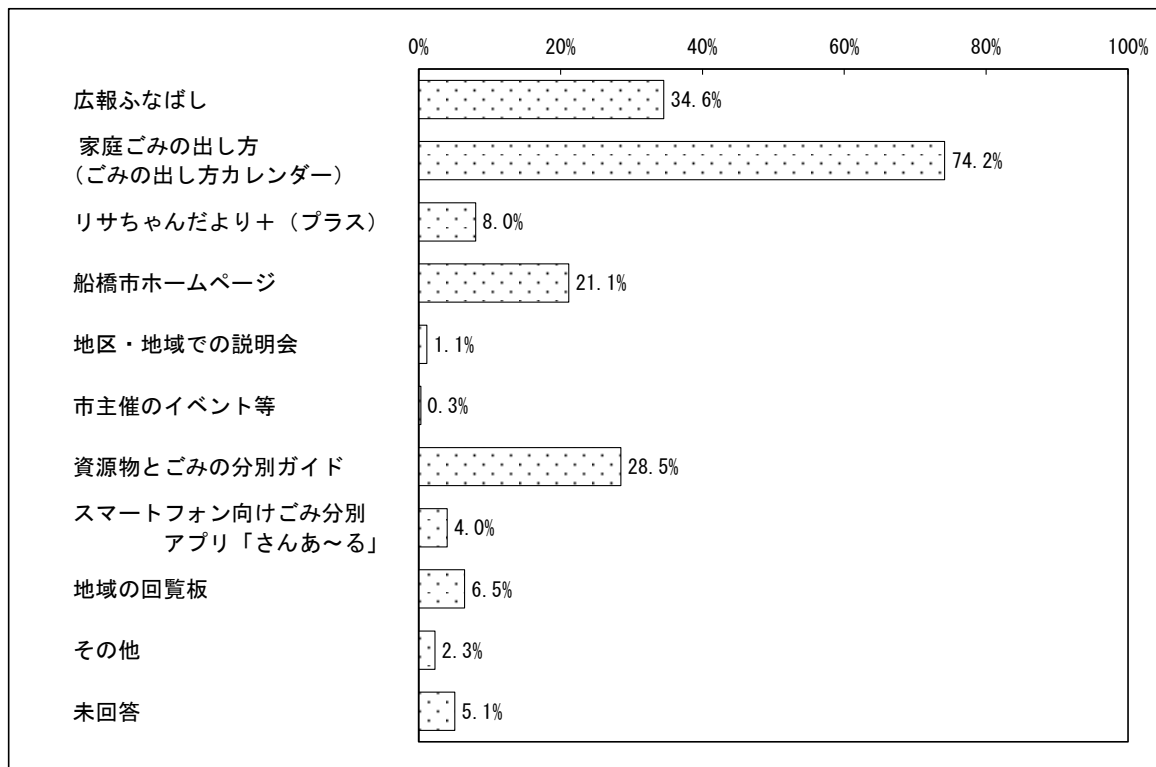


図 3-18 ごみに関する情報の入手先

【クロス集計】

市のごみに関する情報の入手先について、年代別に傾向をみると、「2. 家庭ごみの出し方（ごみの出し方カレンダー）」は、どの年代においても60%以上となった。「1. 広報ふなばし」は20代、30代では20%以下と小さく、年代が上がるにつれて大きくなる傾向がみられた。「7. 資源物とごみの分別ガイド」は30代以上の年代では20%以上となっているが、10代、20代では20%以下と小さくなった。「4. 船橋市ホームページ」は30代、40代は30%以上、10代、20代、50代は20%以上となっているが、60代以上は20%以下となった。

表 3-19 ごみに関する情報の入手先—年代別

選択肢	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		未回答	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合
1. 広報ふなばし	7	23.3%	16	11.6%	26	13.5%	80	25.2%	97	32.2%	109	42.9%	263	52.2%	5	62.5%
2. 家庭ごみの出し方 （ごみの出し方カレンダー）	20	66.7%	84	60.9%	124	64.6%	231	72.6%	250	83.1%	203	79.9%	375	74.4%	7	87.5%
3. リサちゃんだより+（プラス）	3	10.0%	6	4.3%	8	4.2%	16	5.0%	29	9.6%	23	9.1%	55	10.9%	0	0.0%
4. 船橋市ホームページ	6	20.0%	39	28.3%	74	38.5%	111	34.9%	76	25.2%	31	12.2%	32	6.3%	0	0.0%
5. 地区・地域での説明会	0	0.0%	2	1.4%	0	0.0%	2	0.6%	3	1.0%	2	0.8%	11	2.2%	0	0.0%
6. 市主催のイベント等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.8%	0	0.0%
7. 資源物とごみの分別ガイド	5	16.7%	19	13.8%	56	29.2%	73	23.0%	85	28.2%	96	37.8%	161	31.9%	2	25.0%
8. スマートフォン向けごみ 分別アプリ「さんあ〜る」	0	0.0%	6	4.3%	17	8.9%	15	4.7%	20	6.6%	7	2.8%	5	1.0%	0	0.0%
9. 地域の回覧板	1	3.3%	12	8.7%	7	3.6%	18	5.7%	12	4.0%	15	5.9%	48	9.5%	0	0.0%
10. その他	2	6.7%	6	4.3%	10	5.2%	2	0.6%	8	2.7%	7	2.8%	5	1.0%	0	0.0%
未回答	1	3.3%	7	5.1%	6	3.1%	13	4.1%	7	2.3%	10	3.9%	44	8.7%	1	12.5%
合計	45	—	197	—	328	—	562	—	587	—	503	—	1,003	—	15	—
回答者数	30	—	138	—	192	—	318	—	301	—	254	—	504	—	8	—

問9 ごみに関して、どのような情報が不足していると思いますか。また、その情報はどのように周知していくのが望ましいと思いますか。

(1) 不足していると思う情報（複数回答）

ごみに関する情報で不足していると思われるのは、「1. ごみの分別排出方法」が最も多く30.1%、次いで「5. ごみ処理経費」が24.9%、「3. ごみの資源化方法」が24.4%の順であった。また、「7. その他」の回答としては、「外国人への情報の伝達」といった回答があった。

表 3-20 不足していると思う情報

選択肢	回答数	回答割合
1. ごみの分別排出方法	525	30.1%
2. ごみ処理方法	397	22.8%
3. ごみの資源化方法	426	24.4%
4. 発生するごみ量	330	18.9%
5. ごみ処理経費	435	24.9%
6. ごみに関する問題点	382	21.9%
7. その他	101	5.8%
未回答	684	39.2%
合計	3,280	—
回答者数	1,745	—

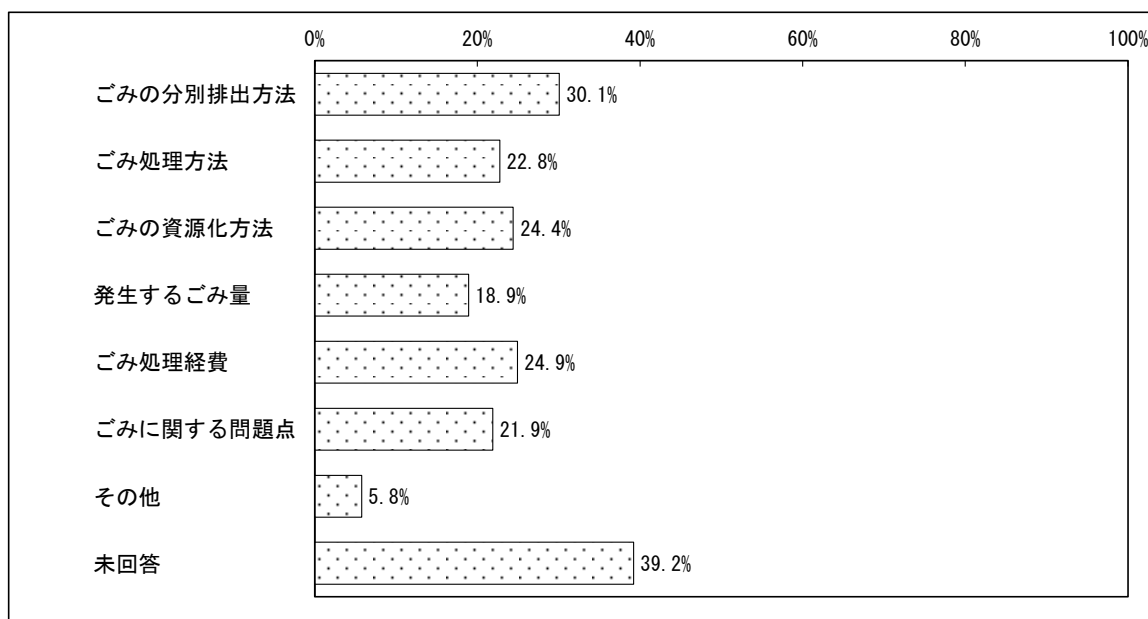


図 3-19 不足していると思う情報

(2) 望ましいと思う周知方法（3つまで）

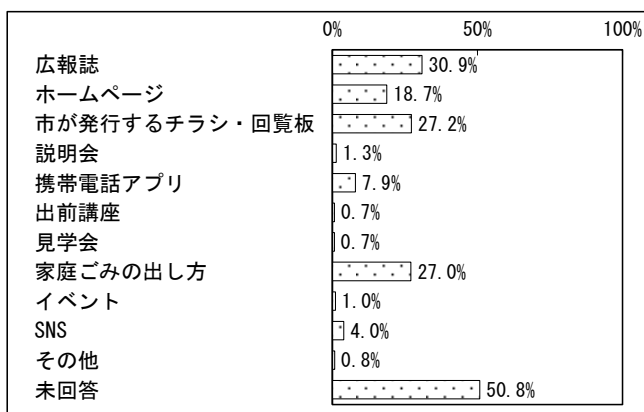
ごみに関する情報で望ましいと思う周知方法は、「1. 広報誌」「2. ホームページ」「3. 市が発行するチラシ・回覧板」「8. 家庭ごみの出し方」の順に割合が大きくなった。

「5. 携帯電話アプリ」は上記の4つの方法の次に割合が大きくなっているが「ごみに関する情報の入手先」（問8）の質問では割合が小さかったことから、アプリの存在を知らない市民が一定数いることがうかがえる。また、「4. 説明会」や「6. 出前講座」、「7. 見学会」についても、割合は小さかったが、行政と市民が対面し、ごみに関する情報をより詳しく周知するためには効果的と考えられる。

表3-21 望ましいと思う周知方法

ごみの分別排出方法

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	539	30.9%
2. ホームページ	327	18.7%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	475	27.2%
4. 説明会	23	1.3%
5. 携帯電話アプリ	138	7.9%
6. 出前講座	13	0.7%
7. 見学会	12	0.7%
8. 家庭ごみの出し方	472	27.0%
9. イベント	18	1.0%
10. SNS	69	4.0%
11. その他	14	0.8%
未回答	886	50.8%
合計	2,986	—
回答者数	1,745	—



ごみ処理方法

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	401	23.0%
2. ホームページ	270	15.5%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	372	21.3%
4. 説明会	22	1.3%
5. 携帯電話アプリ	106	6.1%
6. 出前講座	10	0.6%
7. 見学会	29	1.7%
8. 家庭ごみの出し方	300	17.2%
9. イベント	18	1.0%
10. SNS	63	3.6%
11. その他	8	0.5%
未回答	1,082	62.0%
合計	2,681	—
回答者数	1,745	—

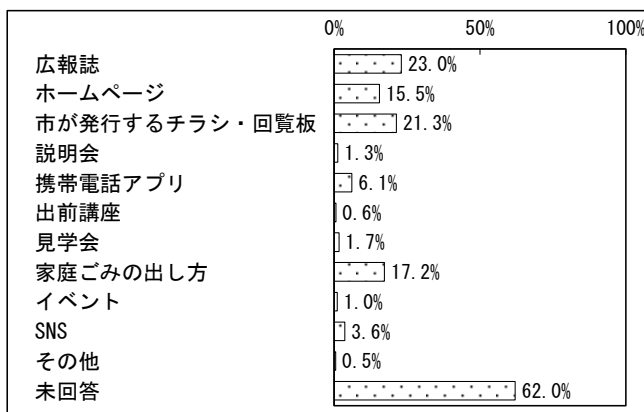
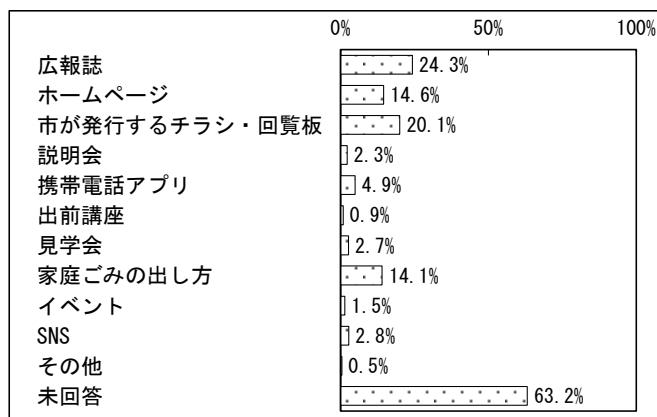


図3-20 望ましいと思う周知方法

表 3-22 望ましいと思う周知方法

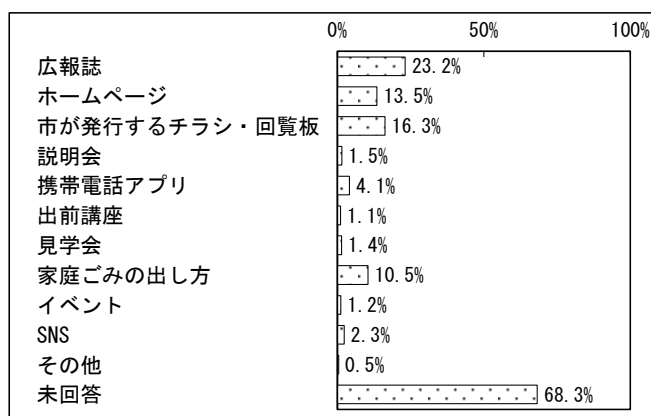
ごみの資源化方法

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	424	24.3%
2. ホームページ	254	14.6%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	350	20.1%
4. 説明会	40	2.3%
5. 携帯電話アプリ	86	4.9%
6. 出前講座	16	0.9%
7. 見学会	47	2.7%
8. 家庭ごみの出し方	246	14.1%
9. イベント	26	1.5%
10. SNS	49	2.8%
11. その他	8	0.5%
未回答	1,102	63.2%
合計	2,648	—
回答者数	1,745	—



発生するごみ量

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	404	23.2%
2. ホームページ	236	13.5%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	284	16.3%
4. 説明会	27	1.5%
5. 携帯電話アプリ	72	4.1%
6. 出前講座	19	1.1%
7. 見学会	25	1.4%
8. 家庭ごみの出し方	183	10.5%
9. イベント	21	1.2%
10. SNS	41	2.3%
11. その他	8	0.5%
未回答	1,191	68.3%
合計	2,511	—
回答者数	1,745	—



ごみ処理経費

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	467	26.8%
2. ホームページ	280	16.0%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	336	19.3%
4. 説明会	44	2.5%
5. 携帯電話アプリ	75	4.3%
6. 出前講座	20	1.1%
7. 見学会	19	1.1%
8. 家庭ごみの出し方	185	10.6%
9. イベント	26	1.5%
10. SNS	48	2.8%
11. その他	10	0.6%
未回答	1,118	64.1%
合計	2,628	—
回答者数	1,745	—

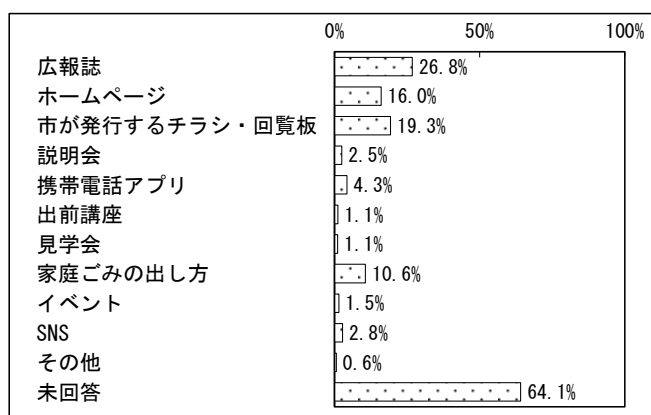
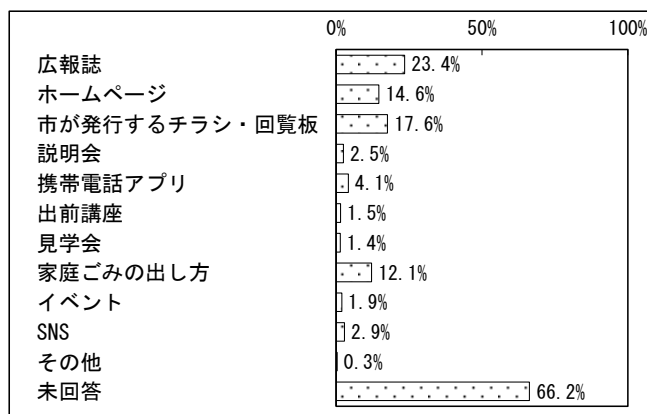


図 3-21 望ましいと思う周知方法

表 3-23 望ましいと思う周知方法

ごみに関する問題点

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	409	23.4%
2. ホームページ	255	14.6%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	307	17.6%
4. 説明会	43	2.5%
5. 携帯電話アプリ	72	4.1%
6. 出前講座	26	1.5%
7. 見学会	25	1.4%
8. 家庭ごみの出し方	211	12.1%
9. イベント	33	1.9%
10. SNS	50	2.9%
11. その他	6	0.3%
未回答	1,156	66.2%
合計	2,593	—
回答者数	1,745	—



その他

選択肢	回答数	回答割合
1. 広報誌	20	1.1%
2. ホームページ	21	1.2%
3. 市が発行するチラシ・回覧板	21	1.2%
4. 説明会	5	0.3%
5. 携帯電話アプリ	3	0.2%
6. 出前講座	3	0.2%
7. 見学会	1	0.1%
8. 家庭ごみの出し方	16	0.9%
9. イベント	3	0.2%
10. SNS	5	0.3%
11. その他	4	0.2%
未回答	1,703	97.6%
合計	1,805	—
回答者数	1,745	—

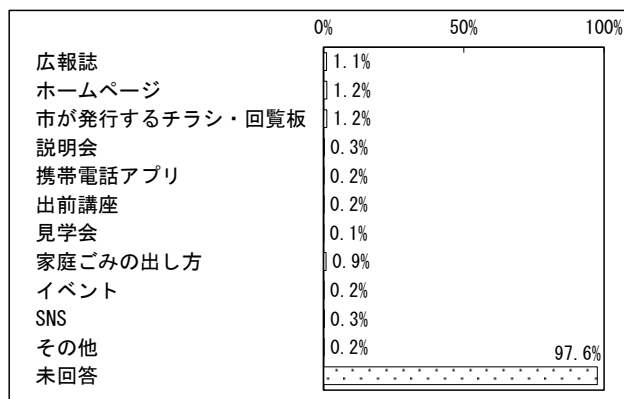


図 3-22 望ましいと思う周知方法

<Ⅳ 家庭から出る可燃ごみの有料化について>

問10 「家庭から出る可燃ごみの有料化」は各家庭の可燃ごみ排出量に応じてごみ処理手数料を負担していただくという家庭の可燃ごみ減量の努力が負担額に反映される制度です。「家庭から出る可燃ごみの有料化」について、あなたの考えをお答えください。

(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向

家庭から出る可燃ごみの有料化への意向についてみると、「1. 実施すべき」または「2. どちらかというを実施すべき」の割合が42.2%、「3. 実施すべきではない」または「4. どちらかというを実施すべきではない」の割合が44.3%であり、ほぼ同程度の割合となった。

表 3-24 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向

選択肢	回答数	構成比
1. 実施すべき	308	17.7%
2. どちらかというを実施すべき	427	24.5%
3. 実施すべきではない	415	23.8%
4. どちらかというを実施すべきではない	358	20.5%
5. わからない	178	10.2%
未回答	59	3.4%
合計	1,745	100.0%

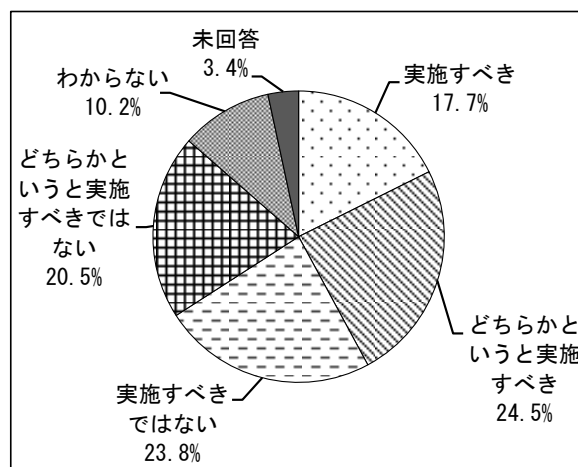


図 3-23 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向

【クロス集計】

家庭から出る可燃ごみの有料化への意向について、年代別に傾向をみると、「1. 実施すべき」または「2. どちらかというを実施すべき」の割合が最も高いのは40代、最も低いのは20代となった。「3. 実施すべきではない」または「4. どちらかというを実施すべきではない」の割合が最も高いのは20代、最も低いのは70代となった。

表 3-25 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向一年代別

選択肢	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		未回答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 実施すべき	4	13.3%	14	10.1%	31	16.1%	57	17.9%	60	19.9%	39	15.4%	102	20.2%	1	12.5%
2. どちらかという 実施すべき	9	30.0%	28	20.3%	44	22.9%	98	30.8%	67	22.3%	64	25.2%	113	22.4%	4	50.0%
3. 実施すべきではない	7	23.3%	41	29.7%	53	27.6%	65	20.4%	83	27.6%	66	26.0%	100	19.8%	0	0.0%
4. どちらかという 実施すべきではない	4	13.3%	31	22.5%	36	18.8%	61	19.2%	71	23.6%	55	21.7%	99	19.6%	1	12.5%
5. わからない	4	13.3%	23	16.7%	23	12.0%	33	10.4%	13	4.3%	24	9.4%	57	11.3%	1	12.5%
未回答	2	6.7%	1	0.7%	5	2.6%	4	1.3%	7	2.3%	6	2.4%	33	6.5%	1	12.5%
合計	30	100.0%	138	100.0%	192	100.0%	318	100.0%	301	100.0%	254	100.0%	504	100.0%	8	100.0%

問11 問 10で「1. 実施すべき」「2. どちらかという実施すべき」と回答された主な理由をお答えください。

(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべき理由

問 10で「1. 実施すべき」または「2. どちらかという実施すべき」と回答された方の、主な回答理由は、「2. 可燃ごみの減量・資源化が進むことを期待するから」が最も多く 42.7%、次いで「1. 家庭での可燃ごみ減量の努力が負担額に反映し、公平化が図られるから」が 35.6%であった。

表 3-26 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべき理由

選択肢	回答数	構成比
1. 家庭での可燃ごみ減量の努力が負担額に反映し、公平化が図られるから	262	35.6%
2. 可燃ごみの減量・資源化が進むことを期待するから	314	42.7%
3. 新たなサービスの充実を期待するから	35	4.8%
4. 市の財政負担を軽減するから	63	8.6%
5. その他	11	1.5%
未回答	50	6.8%
合計	735	100.0%

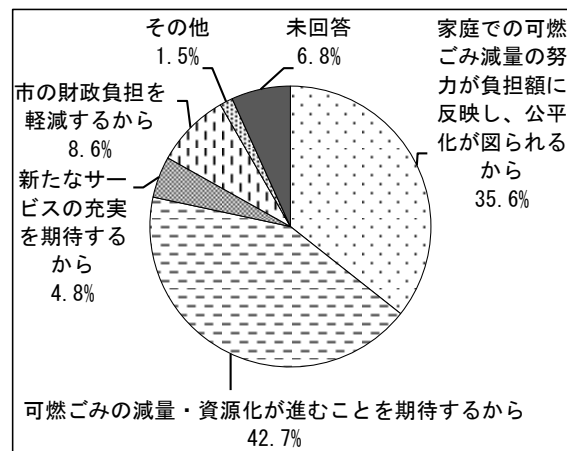


図 3-24 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべき理由

問12 問 10で「3. 実施すべきではない」「4. どちらかというとな実施すべきではない」と回答された主な理由をお答えください。

(1) 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべきではない理由

問 10で「3. 実施すべきではない」または「4. どちらかというとな実施すべきではない」と回答された方の主な回答理由は、「1. 家計の経済的負担が増えるから」が最も多く 29.0%、次いで「2. 不法投棄が増えそうだから」が 28.1%、「3. ごみ処理費用は、税金の中から支出すべきだから」が 18.9%であった。

表 3-27 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべきではない理由

選択肢	回答数	構成比
1. 家計の経済的負担が増えるから	224	29.0%
2. 不法投棄が増えそうだから	217	28.1%
3. ごみ処理費用は、税金の中から支出すべきだから	146	18.9%
4. 可燃ごみの減量・資源化につながらないから	36	4.7%
5. その他	40	5.2%
未回答	109	14.1%
合計	772	100.0%

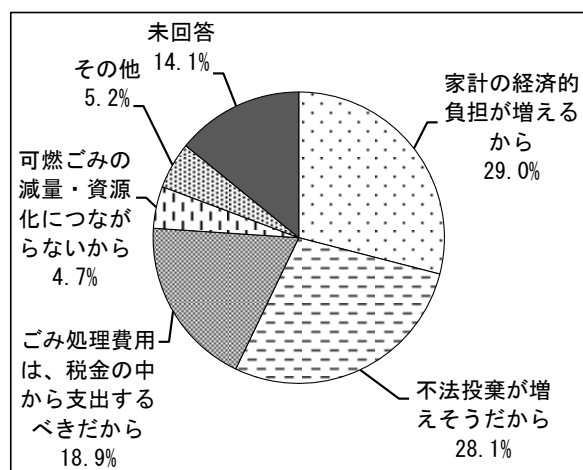


図 3-25 家庭から出る可燃ごみの有料化を実施すべきではない理由

<Ⅴ プラスチック製容器包装の分別収集について>

問13 「プラスチック製容器包装の分別収集」について、あなたの考え方として該当するものをお答えください。

(1) プラスチック製容器包装の分別収集への意向

プラスチック製容器包装の分別収集への意向についてみると、「1. 実施すべき」または「2. どちらかというと実施すべき」の割合が48.9%、「3. 実施すべきではない」または「4. どちらかというと実施すべきではない」の割合が33.7%であった。「1. 実施すべき」または「2. どちらかというと実施すべき」の割合の方が大きくなった。

表 3-28 プラスチック製容器包装の分別収集への意向

選択肢	回答数	構成比
1. 実施すべき	420	24.1%
2. どちらかというと実施すべき	432	24.8%
3. 実施すべきではない	253	14.5%
4. どちらかというと実施すべきではない	335	19.2%
5. わからない	193	11.1%
未回答	112	6.4%
合計	1,745	100.0%

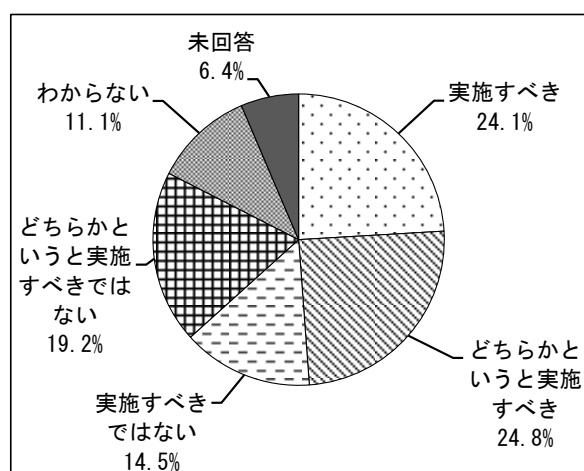


図 3-26 プラスチック製容器包装の分別収集への意向

【クロス集計】

プラスチック製容器包装の分別収集への意向について、地域別の傾向をみると、すべての地域で「1. 実施すべき」または「2. どちらかというと実施すべき」のどちらかの割合が最も大きくなっている。また、以降は「4. どちらかというと実施すべきではない」、「3. 実施すべきではない」、「5. わからない」の順となっており、地域による明確な差はみられなかった。

表 3-29 プラスチック製容器包装の分別収集への意向—地域別

選択肢	南部		西部		中部		東部		北部		未回答	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1. 実施すべき	80	26.3%	95	22.4%	63	27.9%	102	21.6%	76	25.4%	4	21.1%
2. どちらかという と実施すべき	69	22.7%	104	24.5%	56	24.8%	128	27.1%	71	23.7%	4	21.1%
3. 実施すべきではない	45	14.8%	62	14.6%	33	14.6%	71	15.0%	39	13.0%	3	15.8%
4. どちらかという と実施すべきではない	64	21.1%	88	20.8%	42	18.6%	88	18.6%	49	16.4%	4	21.1%
5. わからない	32	10.5%	46	10.8%	22	9.7%	53	11.2%	37	12.4%	3	15.8%
未回答	14	4.6%	29	6.8%	10	4.4%	31	6.6%	27	9.0%	1	5.3%
合計	304	100.0%	424	100.0%	226	100.0%	473	100.0%	299	100.0%	19	100.0%

問14 問13で「1. 実施すべき」「2. どちらかというと実施すべき」と回答された主な理由をお答えください。

(1) プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべき理由

問13で「1. 実施すべき」または「2. どちらかというと実施すべき」と回答された方の、プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべき理由としての回答は、「1. 二酸化炭素の排出量が削減されるから」が最も多く45.0%、次いで「4. 資源化可能なものは全て資源化すべきだから」が30.7%、「5. ごみ減量につながるから」が14.8%であった。

表 3-30 プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべき理由

選択肢	回答数	構成比
1. 二酸化炭素の排出量が削減されるから	341	45.0%
2. 天然資源の使用が抑制されるから	40	5.3%
3. 多くの自治体を実施しているから	28	3.7%
4. 資源化可能なものは全て資源化すべきだから	233	30.7%
5. ごみ減量につながるから	112	14.8%
6. その他	4	0.5%
未回答	0	0.0%
合計	758	100.0%

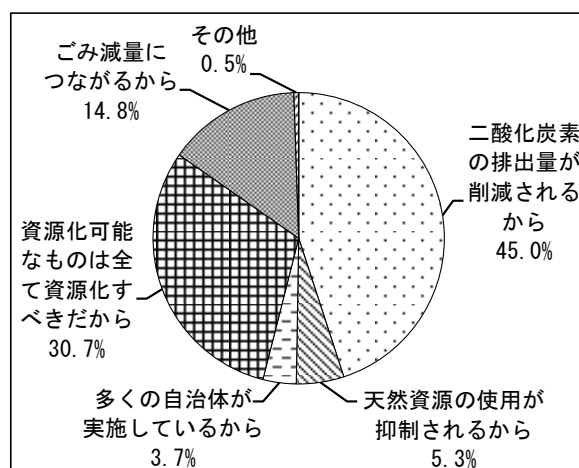


図 3-27 プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべき理由

問15 問 13で「3. 実施すべきではない」「4. どちらかというを実施すべきではない」と回答された主な理由をお答えください。

(1) プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべきではない理由

問 13で「3. 実施すべきではない」または「4. どちらかというを実施すべきではない」と回答された方の、プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべきではない理由の回答は、「6. 焼却してエネルギー回収・利用した方が良いから」が最も多く 21.4%、次いで「4. 家庭内で分別区分が多すぎて対応できないから」が 18.4%、「2. 分別が何かわかりにくいから」が 12.2%であった。

表 3-31 プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべきではない理由

選択肢	回答数	構成比
1. 排出ルールが面倒そうだから	57	9.7%
2. 分別が何かわかりにくいから	72	12.2%
3. 家庭内に保管するスペースがないから	39	6.6%
4. 家庭内で分別区分が多すぎて対応できないから	108	18.4%
5. プラスチックに資源化される率が低いから	53	9.0%
6. 焼却してエネルギー回収・利用した方が良いから	126	21.4%
7. 収集運搬費等のコストがかかるから	33	5.6%
8. その他	22	3.7%
未回答	78	13.3%
合計	588	100.0%

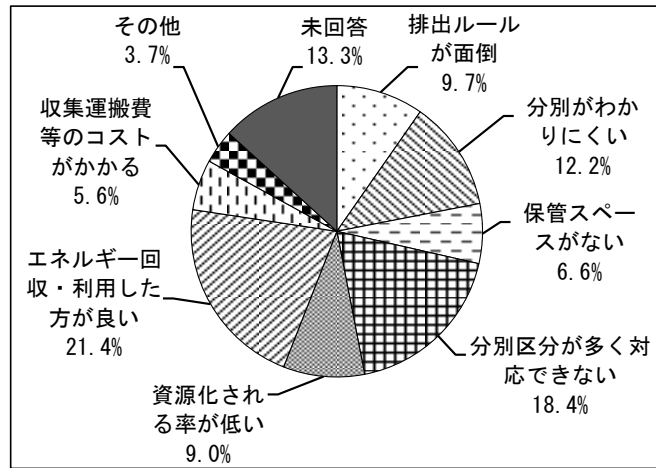


図 3-28 プラスチック製容器包装の分別収集を実施すべきではない理由

<Ⅵ 食品ロスの削減について>

問16 「食品ロス」という言葉とその意味をご存知でしたか。

(1) 食品ロスの認知状況

食品ロスに関して、「1. 言葉も意味も知っていた」の割合が84.9%、「2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった」の割合が7.4%、「3. (言葉も意味も) 知らなかった」の割合が2.5%と、食品ロスに対する認知度は高いことがうかがえる。

表 3-32 食品ロスの認知状況

選択肢	回答数	構成比
1. 言葉も意味も知っていた	1,481	84.9%
2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった	129	7.4%
3. 知らなかった	43	2.5%
未回答	92	5.3%
合計	1,745	100.0%

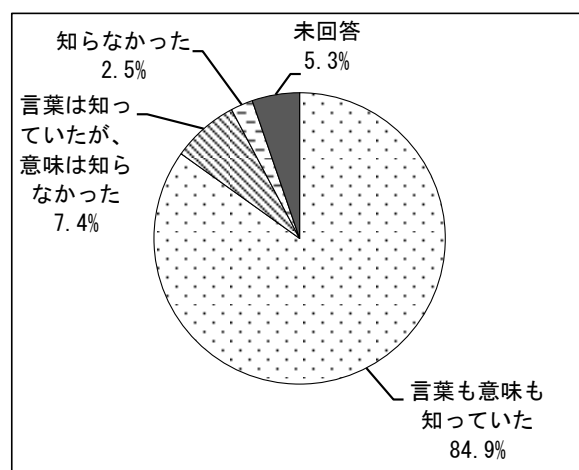


図 3-29 食品ロスの認知状況

問17 「食品ロス」の削減のために家庭で取り組んでいることはありますか。

(1) 食品ロス削減のための家庭での取組（複数回答）

食品ロスを削減するための家庭での取組は、「7. 残さずに食べるようにしている」が最も多く64.2%、次いで「1. 買い物前には、冷蔵庫の中身などを確認してから買い物に行く」が63.4%、「2. 調理するときには、食べきれぬ量だけ作る」が51.6%、「6. 賞味期限や消費期限をこまめに確認している」が50.6%であった。

一方、「8. 余った食品や食べきれない食品はフードバンク等に提供している」は1.3%に留まっており、各家庭での食品ロス削減の取組としては浸透していないことがうかがえる。

「9. その他」の回答としては、「賞味期限が近づいた食品で作れるメニューを考える」、「賞味期限が過ぎても気にせず食べる」、「翌日の弁当や食卓に出

す」、「少し別の物に調理して食べる」、「食べきれない食品は庭の草花の肥料にしている」といった回答があった。

表 3-33 食品ロス削減のための家庭での取組

選択肢	回答数	回答割合
1. 買い物前には、冷蔵庫の中身などを確認してから買い物に行く	1,106	63.4%
2. 調理するときには、食べきれる量だけ作る	901	51.6%
3. 皮や脂など、必要以上に取り除かないように注意し、食材を無駄なく使うようにしている	326	18.7%
4. ばら売りや、量り売り、少量パック等を必要に応じて利用している	559	32.0%
5. 冷蔵庫の機能（チルド室やパーシャル室等）をうまく使い分け、保存方法を工夫している	750	43.0%
6. 賞味期限や消費期限をこまめに確認している	883	50.6%
7. 残さずに食べるようにしている	1,120	64.2%
8. 余った食品や食べきれない食品はフードバンク等に提供している	23	1.3%
9. その他	55	3.2%
未回答	89	5.1%
合計	5,812	—
回答者数	1,745	—

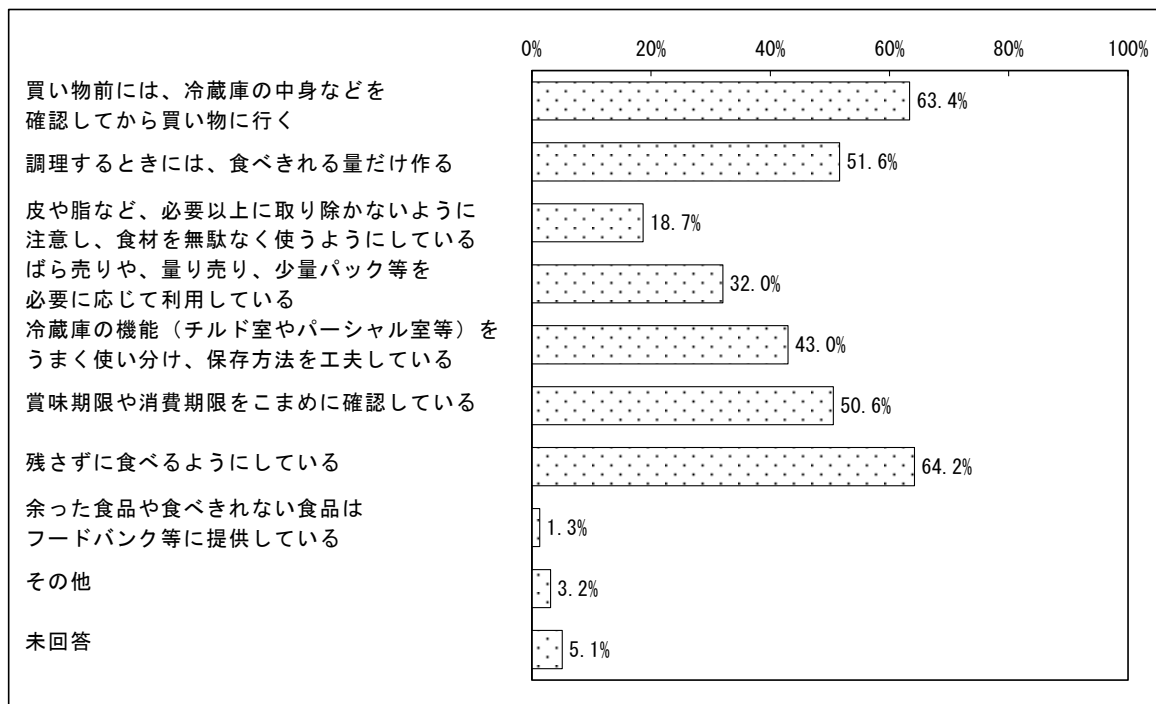


図 3-30 食品ロス削減のための家庭での取組

問18 「食品ロス」の削減のために外出時に取り組んでいることはありますか。

(1) 食品ロス削減のための外出時での取組（複数回答）

食品ロスを削減するための外出時での取組は、「1. 小盛のメニューなどを活用し、食べきれない量を頼んでいる」が最も多く69.7%、次いで「3. 持ち帰りができる場合には、積極的に利用している」が33.1%、「2. 宴会時等の最初は、まず料理を食べるなど、食べ残しを減らすよう意識している」が13.9%であった。「4. その他」としては、「全部食べきる」や「外出しない」といった回答があった。

表 3-34 食品ロス削減のための外出時での取組

選択肢	回答数	回答割合
1. 小盛のメニューなどを活用し、食べきれない量を頼んでいる	1,216	69.7%
2. 宴会時等の最初は、まず料理を食べるなど、食べ残しを減らすよう意識している（3010運動）	243	13.9%
3. 持ち帰りができる場合には、積極的に利用している	577	33.1%
4. その他	127	7.3%
未回答	170	9.7%
合計	2,333	—
回答者数	1,745	—

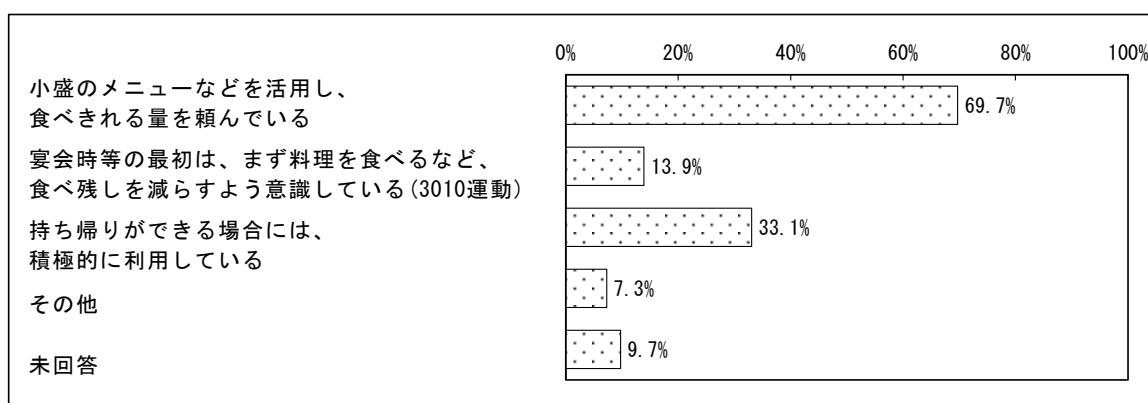


図 3-31 食品ロス削減のための外出時での取組

<Ⅶ ごみ問題への関心について>

問19 市が現在行っている取組の中で、知っているものを挙げてください。

(1) 市が実施している取組の認知状況（複数回答）

市が実施しているごみに関する取組の認知状況について、「11. クリーン船橋530の日」が最も多く43.1%、次いで「5. マイバッグ運動」が38.2%、「12. 船橋をきれいにする日」が29.7%、「7. 清掃工場見学」が29.5%であった。また、「13. 全て知らない」は、18.5%であった。

表 3-35 市が実施している取組の認知状況

選択肢	回答数	回答割合
1. 夏休み親子見学会	109	6.2%
2. ふなR連携事業者認定制度	9	0.5%
3. ふれあい収集	46	2.6%
4. 3010運動	54	3.1%
5. マイバッグ運動	667	38.2%
6. フードドライブ	38	2.2%
7. 清掃工場見学	515	29.5%
8. 小型家電のボックスによる回収	415	23.8%
9. クリーン船橋530推進員	205	11.7%
10. 生ごみ処理容器購入費助成制度	220	12.6%
11. クリーン船橋530の日	752	43.1%
12. 船橋をきれいにする日	518	29.7%
13. 全て知らない	322	18.5%
未回答	147	8.4%
合計	4,017	—
回答者数	1,745	—

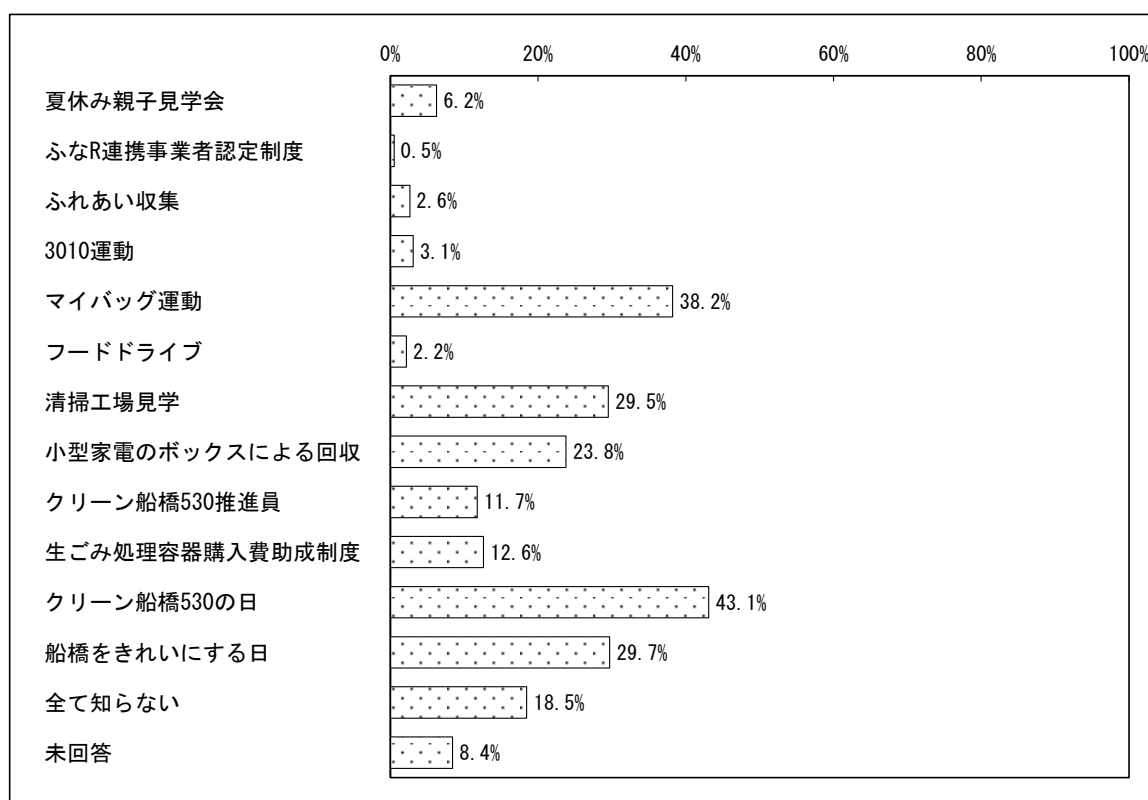


図 3-32 市が実施している取組の認知状況

【クロス集計】

市が実施しているごみに関する各取組の認知状況について、年代別に傾向をみると、「5. マイバッグ運動」はどの年代においても20%以上であった。「11. クリーン船橋 530 の日」はどの年代においても一定の割合を占めていたが、「20代」では18.8%とやや小さくなった。「7. 清掃工場見学」はどの年代においても一定の割合を占めていたが、「20代」「30代」ではやや小さくなった。

また、「13. 全て知らない」は若い年代で多く、「10代」で26.7%、「20代」で46.4%、「30代」で36.5%であった。

表 3-36 市が実施している取組の認知状況一年代別

選択肢	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合
1. 夏休み親子見学会	0	0.0%	2	1.4%	6	3.1%	10	3.1%	16	5.3%	32	12.6%	42	8.3%
2. ふなR連携事業者認定制度	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	4	1.3%	2	0.7%	1	0.4%	1	0.2%
3. ふれあい収集	0	0.0%	1	0.7%	5	2.6%	4	1.3%	12	4.0%	13	5.1%	11	2.2%
4. 3010運動	3	10.0%	2	1.4%	3	1.6%	11	3.5%	6	2.0%	9	3.5%	20	4.0%
5. マイバッグ運動	10	33.3%	36	26.1%	51	26.6%	77	24.2%	96	31.9%	116	45.7%	278	55.2%
6. フードドライブ	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%	6	1.9%	8	2.7%	10	3.9%	12	2.4%
7. 清掃工場見学	8	26.7%	21	15.2%	29	15.1%	96	30.2%	84	27.9%	89	35.0%	186	36.9%
8. 小型家電のボックスによる回収	4	13.3%	14	10.1%	34	17.7%	70	22.0%	83	27.6%	80	31.5%	128	25.4%
9. クリーン船橋530推進員	2	6.7%	6	4.3%	14	7.3%	38	11.9%	42	14.0%	37	14.6%	66	13.1%
10. 生ごみ処理容器購入費助成制度	2	6.7%	5	3.6%	12	6.3%	33	10.4%	50	16.6%	38	15.0%	78	15.5%
11. クリーン船橋530の日	9	30.0%	26	18.8%	49	25.5%	145	45.6%	160	53.2%	133	52.4%	228	45.2%
12. 船橋をきれいにする日	4	13.3%	11	8.0%	29	15.1%	82	25.8%	94	31.2%	87	34.3%	209	41.5%
13. 全て知らない	8	26.7%	64	46.4%	70	36.5%	75	23.6%	46	15.3%	27	10.6%	31	6.2%
未回答	2	6.7%	10	7.2%	21	10.9%	16	5.0%	12	4.0%	15	5.9%	69	13.7%
合計	52	—	198	—	326	—	667	—	711	—	687	—	1,359	—
回答者数	30	—	138	—	192	—	318	—	301	—	254	—	504	—

問20 ごみに関して、お困りのことをお答えください。

(1) ごみに関する困りごと（複数回答）

ごみに関する困りごとは、「3. カラス・猫などによりごみが荒らされる」が最も多く23.0%、次いで「4. ごみ出しの時間・分別を守らない人がいる」が19.8%、「2. 分別の仕方がわかりづらい」が12.6%であった。また、「8. 特になし」と回答された方は29.1%であった。「9. その他」の回答としては、「不法投棄」や「ごみステーションが遠い」といった回答があった。

表 3-37 ごみに関する困りごと

選択肢	回答数	回答割合
1. ごみ出しの時間帯が合わない	107	6.1%
2. 分別の仕方がわかりづらい	219	12.6%
3. カラス・猫などによりごみが荒らされる	401	23.0%
4. ごみ出しの時間・分別を守らない人がいる	346	19.8%
5. 資源を持ち去る人がいる	181	10.4%
6. ペットボトル等の収集用袋の管理の当番制	65	3.7%
7. 夜間収集による騒音	18	1.0%
8. 特になし	508	29.1%
9. その他	159	9.1%
未回答	241	13.8%
合計	2,245	—
回答者数	1,745	—

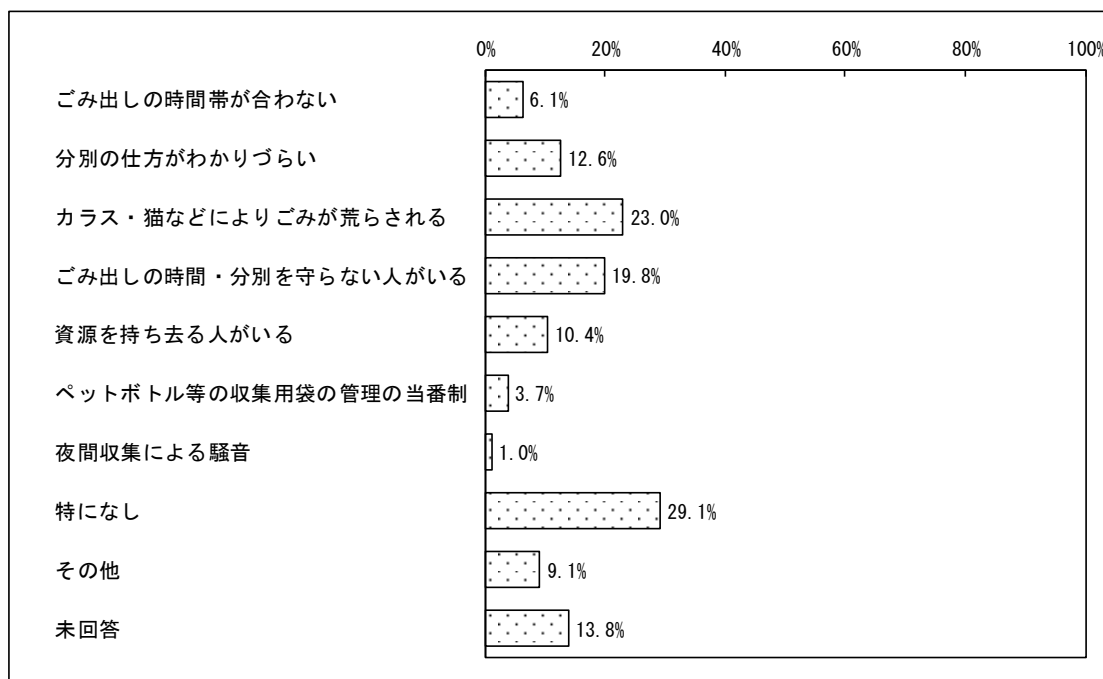


図 3-33 ごみに関する困りごと

【クロス集計】

ごみに関する困りごとについて、居住地域別に傾向をみると、「3. カラス・猫などによりごみが荒らされる」は「東部」「北部」で25%以上と高かった。また、「4. ごみ出しの時間・分別を守らない人がいる」は、「北部」が若干少ないものの、地域による大きな差異はみられなかった。

なお、「8. 特になし」は「北部」で最も低く24.1%、「南部」で最も高く35.2%となった。

表 3-38 ごみに関する困りごと—居住地域別

選択肢	南部		西部		中部		東部		北部		未回答	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合	回答数	回答割合
1. ごみ出しの時間帯が合わない	19	6.3%	24	5.7%	15	6.6%	27	5.7%	19	6.4%	3	15.8%
2. 分別の仕方がわかりづらい	41	13.5%	59	13.9%	22	9.7%	70	14.8%	25	8.4%	2	10.5%
3. カラス・猫などによりごみが荒らされる	57	18.8%	77	18.2%	42	18.6%	119	25.2%	103	34.4%	3	15.8%
4. ごみ出しの時間・分別を守らない人がいる	68	22.4%	85	20.0%	47	20.8%	91	19.2%	49	16.4%	6	31.6%
5. 資源を持ち去る人がいる	28	9.2%	50	11.8%	25	11.1%	49	10.4%	27	9.0%	2	10.5%
6. ペットボトル等の収集用袋の管理の当番制	6	2.0%	14	3.3%	10	4.4%	17	3.6%	17	5.7%	1	5.3%
7. 夜間収集による騒音	9	3.0%	6	1.4%	0	0.0%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
8. 特になし	107	35.2%	127	30.0%	74	32.7%	122	25.8%	72	24.1%	6	31.6%
9. その他	28	9.2%	38	9.0%	22	9.7%	43	9.1%	27	9.0%	1	5.3%
未回答	20	6.6%	63	14.9%	30	13.3%	77	16.3%	49	16.4%	2	10.5%
合計	383	—	543	—	287	—	618	—	388	—	26	—
回答者数	304	—	424	—	226	—	473	—	299	—	19	—

<Ⅷ 現在と今後の取組について>

問21 それぞれの取組について、「現在実施している」、「今後実施予定」かを記入してください。

(1) 現在実施している取組及び今後実施予定の取組み（複数回答）

現在実施している取組に関しては、「4. シャンプーなどの製品は、詰め替え商品を購入するよう心がけている」が最も多く86.9%、次いで「3. 買い物にはマイバッグ等を持参し、レジ袋をもらわないようにしている」が86.7%、「1. 不要なものや無駄なものは、なるべく買わないようにしている」が79.8%であった。また、「15. 特に何もしていない」と回答された方は0.5%と割合は小さく、多くの市民が日常的にごみの減量化や資源化に取り組んでいることがうかがえる。

今後実施予定の取組に関しては、「3. 買い物にはマイバッグ等を持参し、レジ袋をもらわないようにしている」が最も多く90.1%、次いで「4. シャンプーなどの製品は、詰め替え商品を購入するよう心がけている」が89.2%、「1. 不要なものや無駄なものは、なるべく買わないようにしている」が87.5%であった。「7. エコマーク商品などの環境にやさしいものを選ぶようにしている」は、「現在実施している」が16.1%だが、「今後実施予定」は52.4%と大きく増加している。

表 3-39 現在実施している取組及び今後実施予定の取組

選択肢	現在		今後	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合
1. 不要なものや無駄なものは、なるべく買わないようにしている	1,393	79.8%	1,527	87.5%
2. 過剰包装は断るようになっている	1,084	62.1%	1,326	76.0%
3. 買い物にはマイバッグ等を持参し、レジ袋をもらわないようにしている	1,513	86.7%	1,573	90.1%
4. シャンプーなどの製品は、詰め替え商品を購入するよう心がけている	1,517	86.9%	1,557	89.2%
5. 食べ残しをしない、食べ残しを減らすため、調理に工夫をするようにしている	1,274	73.0%	1,426	81.7%
6. 生ゴミ水切りや堆肥化など、生ゴミの減量化に心がけている	702	40.2%	1,111	63.7%
7. 「エコマーク」商品などの環境にやさしいものを選ぶようにしている	281	16.1%	914	52.4%
8. マイ箸、マイボトルなどを持ち歩くようにしている	606	34.7%	1,067	61.1%
9. ものが壊れた時は、なるべく修理してもう一度使うようにしている	704	40.3%	1,068	61.2%
10. フリーマーケットを活用している	164	9.4%	622	35.6%
11. リサイクルショップを活用している	421	24.1%	797	45.7%
12. ごみと資源物の分別を徹底している	879	50.4%	1,217	69.7%
13. 食品を余らせないように、毎日の献立を考えながら買い物をしている	1,103	63.2%	1,294	74.2%
14. その他	33	1.9%	41	2.3%
15. 特に何もしていない	8	0.5%	11	0.6%
未回答	110	6.3%	549	31.5%
合計	11,792	—	16,100	—
回答者数	1,745	—	1,745	—

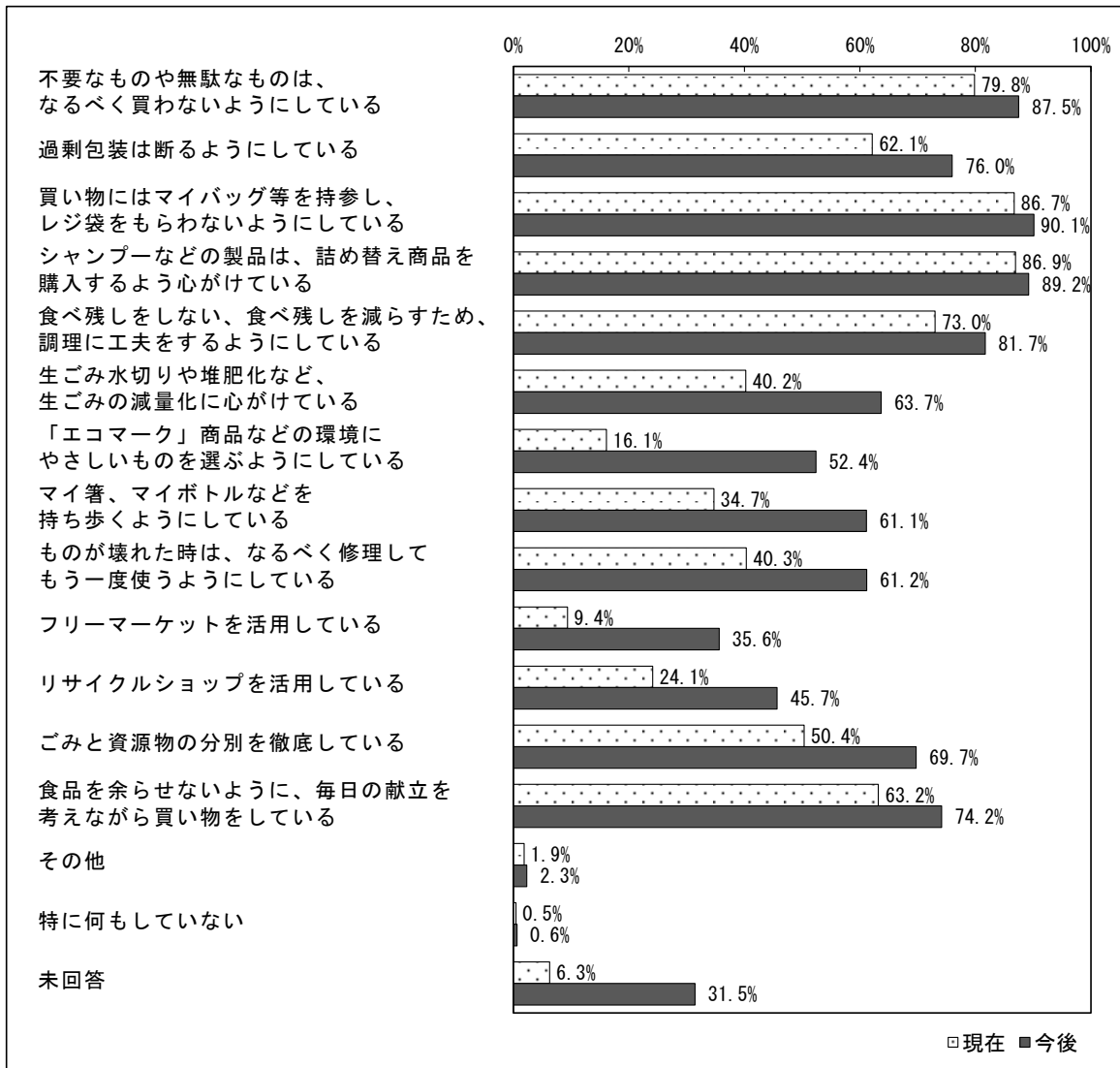


図 3-34 現在実施している取組及び今後実施予定の取組

平成 28 年度アンケート調査との比較

ごみに関する情報の入手先について（複数回答）

平成 28 年度調査（以下「前回調査」という。）と令和 2 年度調査を比較すると、「広報ふなばし」や「地域の回覧板」の割合が少なくなっており、「家庭ごみの出し方」「リサちゃんだより+」「船橋市ホームページ」は多くなっている。また、「資源物とごみの分別ガイド」や「ごみ分別アプリ」といった新たな媒体から情報を入手している方も多くなっている。

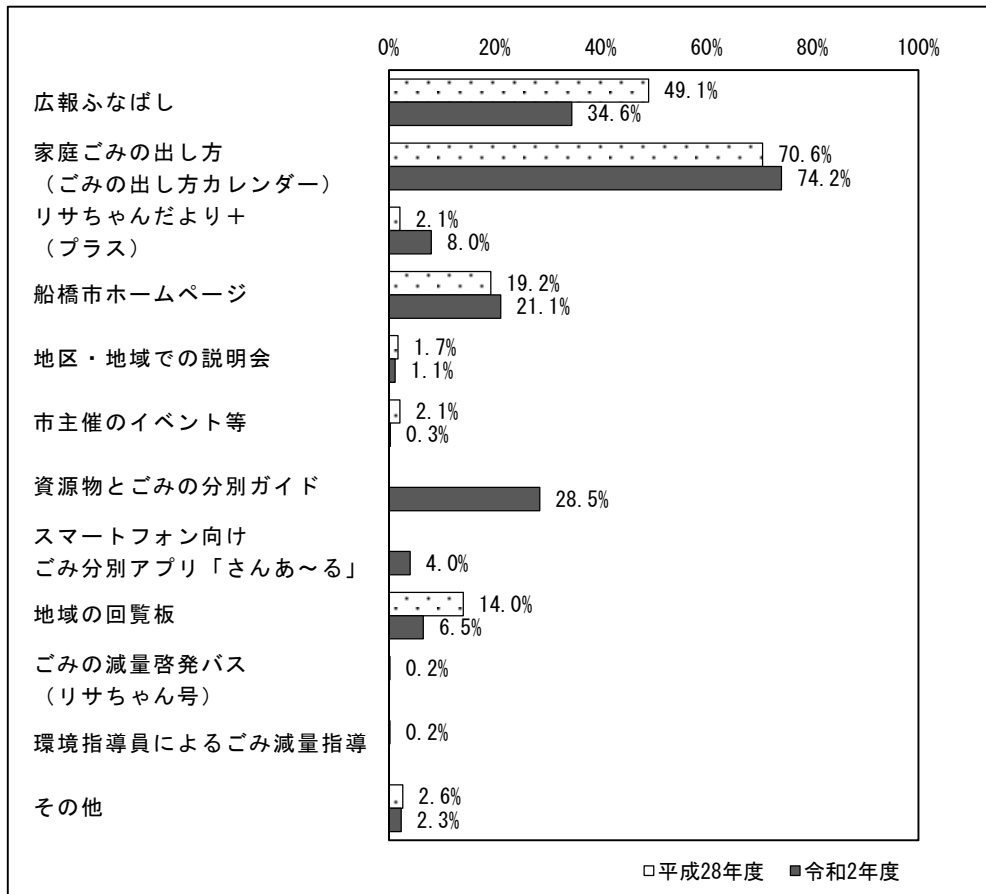


図 3-35 ごみに関する情報の入手先について前回調査と比較

不足していると思う情報について（複数回答）

前回調査と比較すると、本調査では不足していると思う情報について回答した割合は小さくなっている。前回調査、本調査ともに、「ごみの分別排出方法」が最も多くなっている。

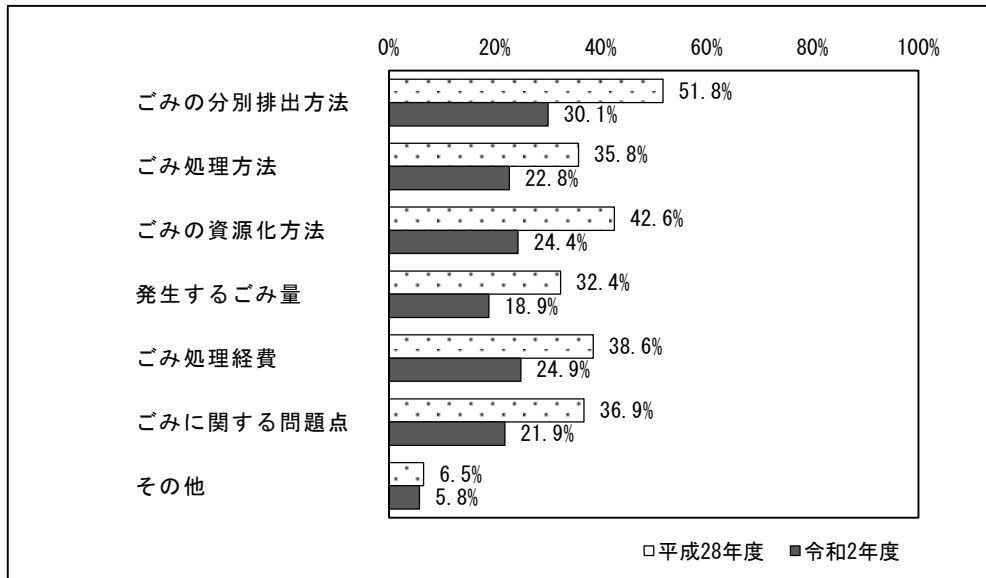


図 3-36 不足していると思う情報について前回調査と比較

家庭から出る可燃ごみの有料化について

前回調査と比較すると、本調査では、賛成が増加、反対が減少している。

賛成の理由を前回調査と比較すると、本調査では「可燃ごみの減量・資源化が進むことを期待するから」の割合が増加しており、最も多くなっている。反対の理由は、前回調査も本調査もほぼ同じ結果となっている。

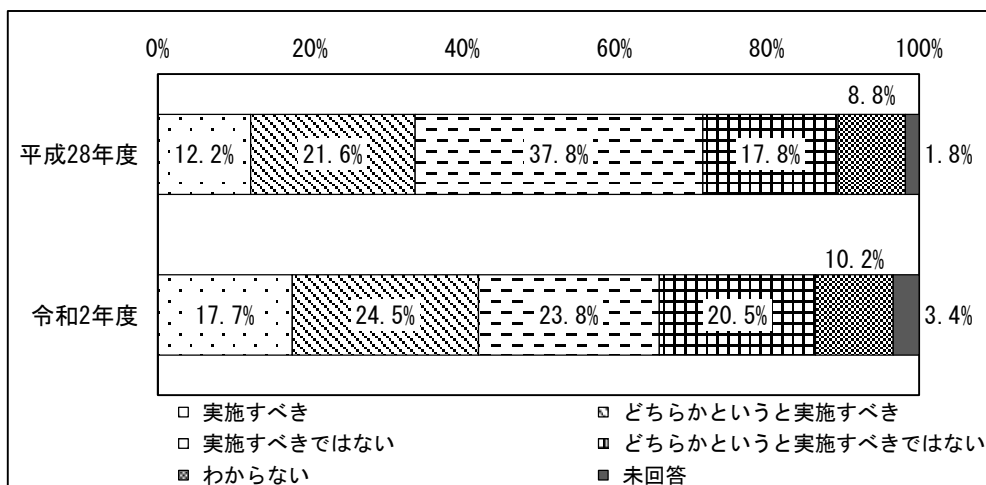


図 3-37 家庭から出る可燃ごみの有料化への意向について前回調査と比較

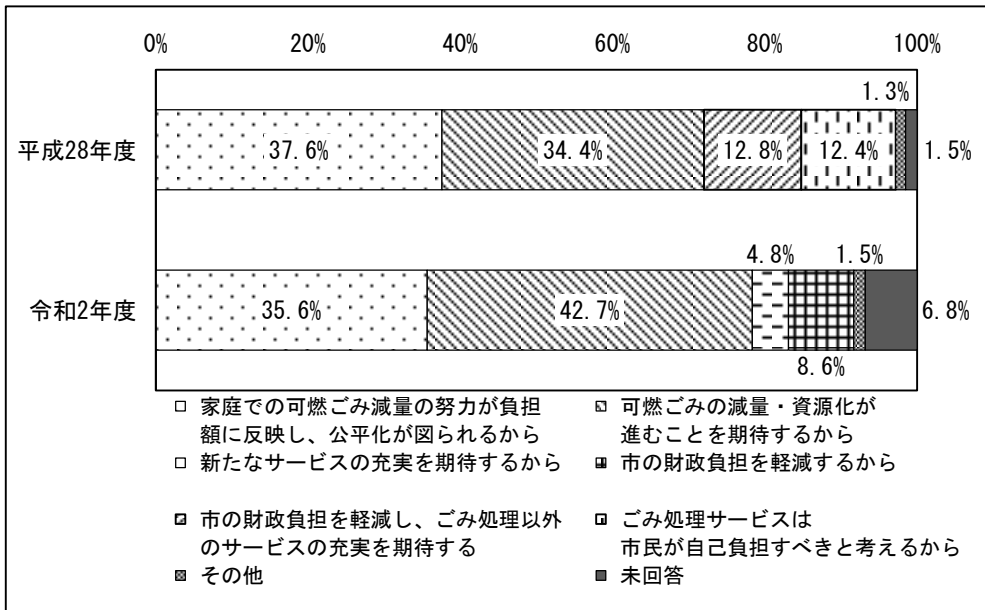


図 3-38 家庭から出る可燃ごみの有料化に賛成の理由について前回調査と比較

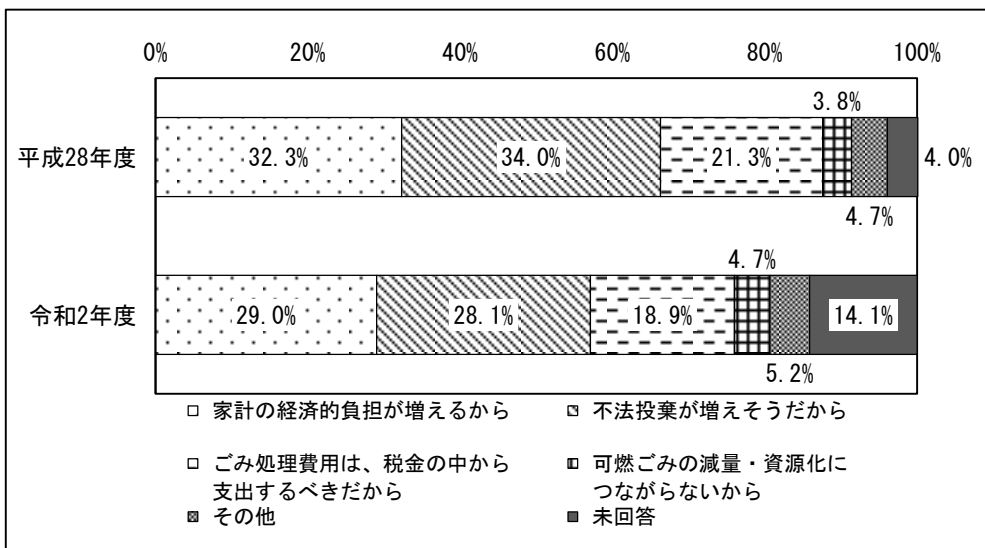


図 3-39 家庭から出る可燃ごみの有料化に反対の理由について前回調査と比較

プラスチック製容器包装の分別収集について

前回調査と比較すると、本調査では、賛成が増加、反対が減少している。

賛成の理由を前回調査と比較すると、本調査では「二酸化炭素の排出量が削減されるから」の割合が増加し、最も多くなっている。また、反対の理由を前回調査と比較すると、本調査では「エネルギー回収・利用した方が良い」の割合が増加し、最も多くなっている。

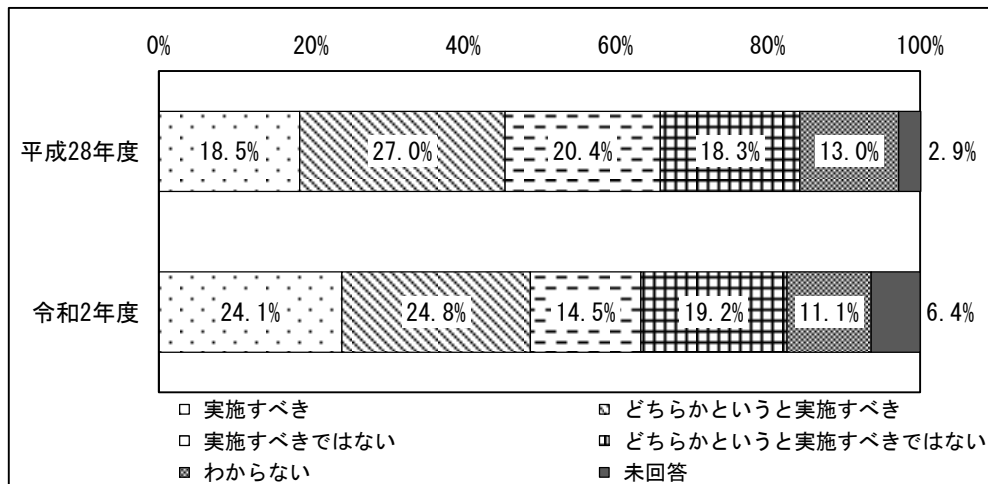


図 3-40 プラスチック製容器包装の分別収集への意向について前回調査と比較

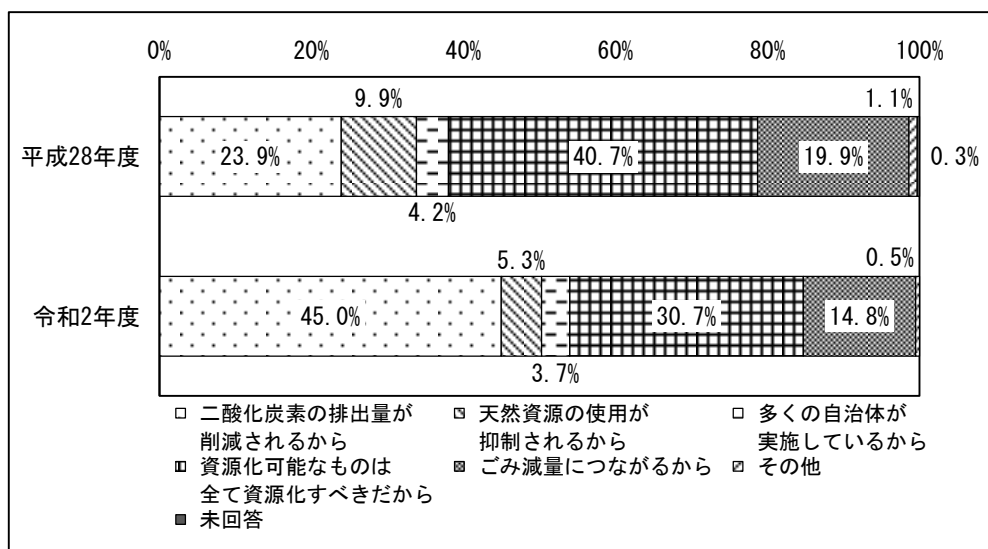


図 3-41 プラスチック製容器包装の分別収集に賛成の理由について前回調査と比較

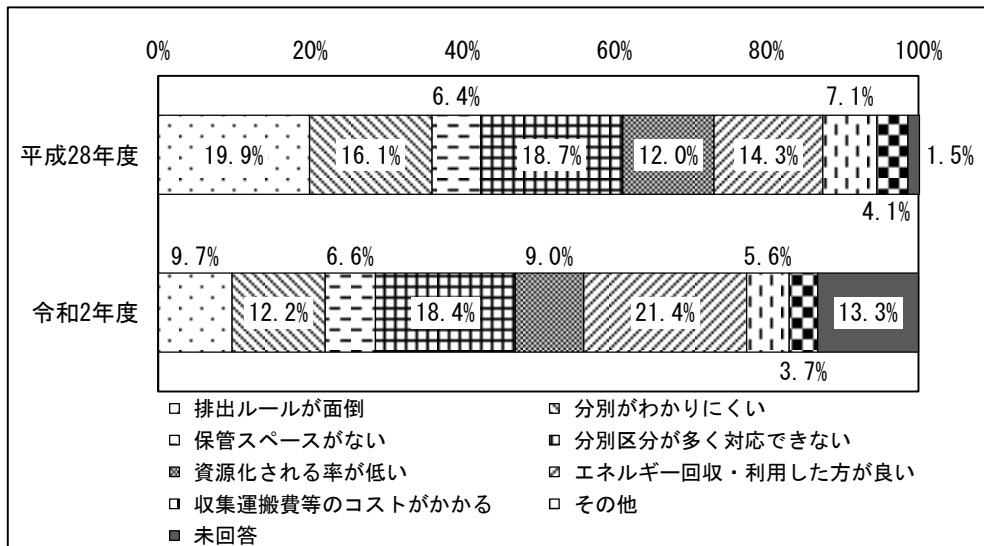


図 3-42 プラスチック製容器包装の分別収集に反対の理由について前回調査と比較

ごみに関する困りごとについて（複数回答）

前回調査と比較すると、本調査ではごみに関する困りごとについて回答した割合は小さくなっている。ごみに関する困りごとが「特になし」は同程度となっている。

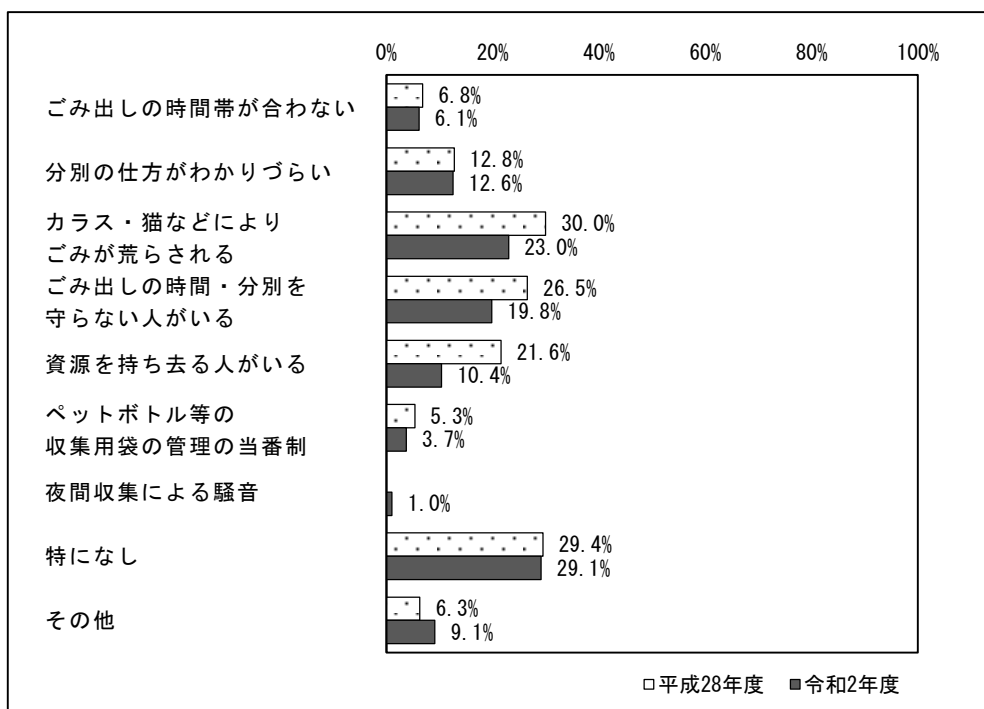


図 3-43 ごみに関する困りごとについて前回調査と比較

現在と今後の取組について（複数回答）

前回調査と本調査を比較すると、「買い物にはマイバッグ等を持参し、レジ袋をもらわないようにしている」取組を実施している割合は増加しており、今後実施予定の割合も増加している。「特に何もしていない」の割合は減少し、1%以下となっている。

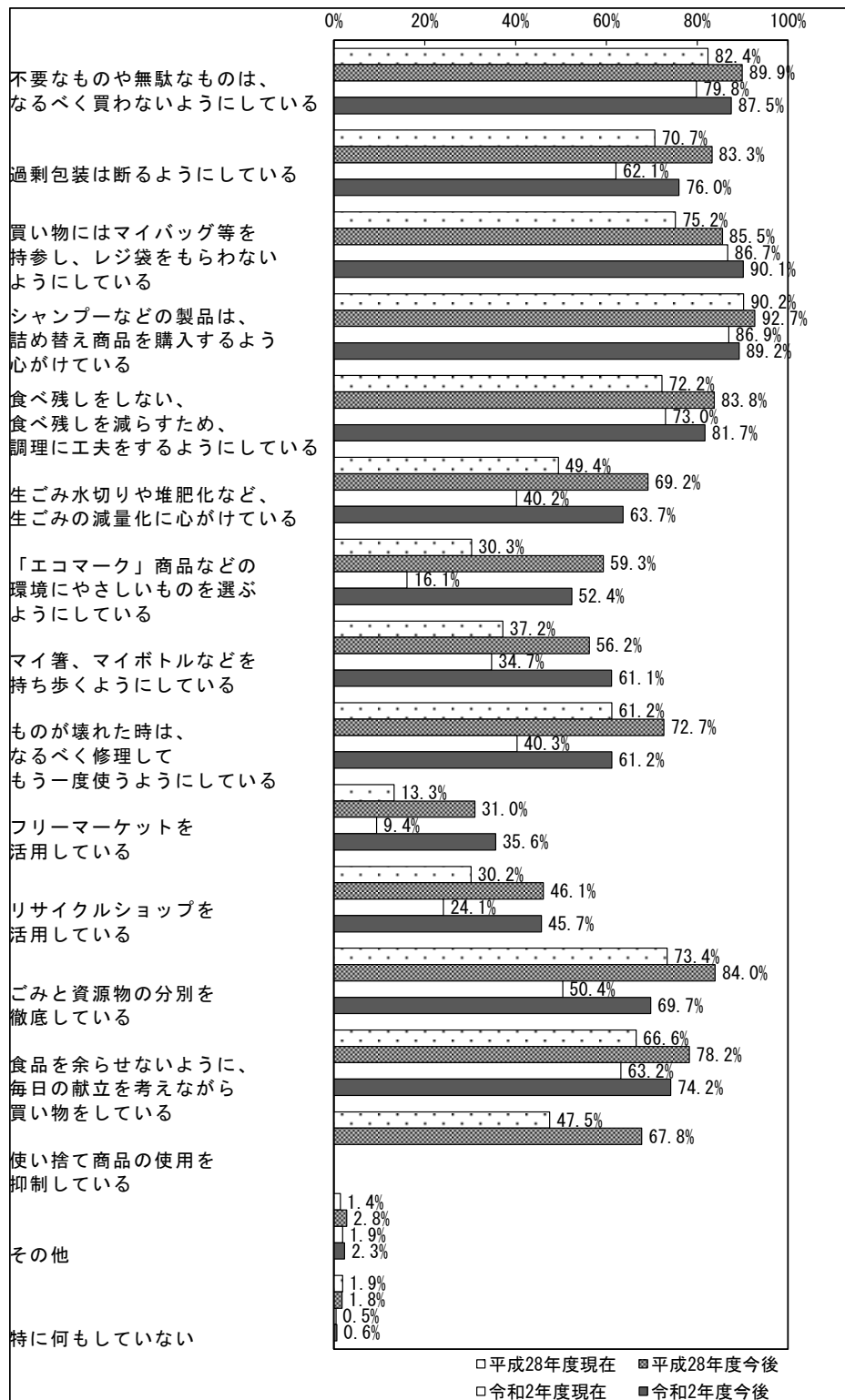


図 3-44 現在と今後の取組について前回調査と比較

市民アンケート調査結果からの考察

市民アンケート調査結果からの考察を以下に整理する。

アンケートの回答状況について

本調査は船橋市在住の満 18 歳以上の市民計 3,000 人を無作為抽出し、アンケート用紙を郵送した。回収率は 58.3%と高く、市のごみ処理への関心の高さがうかがえる。

家庭から出る可燃ごみの有料化について

家庭から出る可燃ごみの有料化について、賛成は 42.2%、反対は 44.3%と同程度の割合となっている。また、前回調査と比較すると、賛成が 8.4 ポイント増加し、反対が 11.3 ポイント減少している。

賛成意見としては、「新たなサービスの充実を期待するから」の割合が 42.7%と最も大きく、前回調査からも 8.3 ポイント増加しており、費用負担を好意的に受け止めている市民の意向が強くなっている傾向がうかがえる。しかし、反対意見では「家計の経済負担が増えるから」の割合が 29.0%と最も大きくなっており、有料化することで発生する新たな費用を負担と考えている市民の意向がうかがえることから、賛成と反対の意見が大きく分かれているところである。

プラスチック製容器包装の分別収集について

プラスチック製容器包装の分別収集について、賛成は 48.9%、反対は 33.7%と賛成の割合の方が大きくなっている。地域別の傾向を見ても、すべての地域で賛成の割合が大きくなっており、地域による明確な差は見られなかった。

また、前回調査と比較すると、賛成意見は 3.4 ポイント増加し、反対意見は 5 ポイント減少している。賛成の理由は、「二酸化炭素の排出が削減されるから」が 21.1 ポイント増加しており、反対の理由は「エネルギー回収・利用した方が良い」が 7.1 ポイント増加していた。賛成意見と反対意見ともに、環境問題に関連しており、環境意識が高まっていることがうかがえる。

食品ロスについて

食品ロスについて、「言葉も意味も知っていた」割合は 84.9%と、認知度は非常に高くなっている。

また、前計画で、ふなばしチャレンジ 7 プロジェクトとして推進してきた「食べ残しをなくす」と「買い物前には、冷蔵庫の中身などを確認してから買い物に行く」については、60%以上が取り組んでおり、一定の効果があったものと考えられる。

一方、「フードバンク等に提供している」等といった取組を実施している割合は1.3%と小さく、今後も引き続き食品ロス削減のための様々な取り組みについて、周知啓発することが必要と考えられる。

市の取組の認知状況について

ごみに関する情報の入手先については、「家庭ごみの出し方」「広報ふなばし」「資源物とごみの分別ガイド」「船橋市ホームページ」の割合が高くなっているが、60代、70代以上では「船橋市ホームページ」を利用している割合が低くなっているため、各年代に対して効果的な情報発信をしていく必要がある。

また、市が実施している取組の認知状況について、「すべて知らない」の割合が18.5%であったことや、スプレー缶の分別については、「分別や排出方法が分からない」、「面倒だから」といった理由で分別を実施していないという回答が一定数あったことから、資源物の排出方法等について、引き続き積極的な周知をしていく必要がある。

市民アンケート用紙

市民アンケート用紙を次頁以降に掲載する。

ごみの減量と資源化に関する市民アンケート

回答所要時間：5分程度(全21問)

I あなた自身とご家族について

問1 あなたの性別と年齢、船橋市での居住年数をお答えください。

1) 性別

〔該当する番号1つに○〕

1. 男 2. 女
3. その他

2) 年齢

〔該当する番号1つに○〕

1. 10代 2. 20代 3. 30代
4. 40代 5. 50代 6. 60代
7. 70代以上



3) あなたの船橋市での居住年数をお答えください。

〔該当する番号1つに○〕

1. 2年未満 2. 2年以上～5年未満 3. 5年以上～10年未満
4. 10年以上～20年未満 5. 20年以上～30年未満 6. 30年以上

問2 あなたを含め同居している世帯員の人数と、乳児または高齢者の方などで紙おむつを使用している方の有無及びその人数についてお答えください。〔該当する番号1つに○〕

世帯員数 _____人	1 紙おむつを 使用していない方	2 紙おむつを使用している方 [人数を記入してください] ア) いる(乳幼児) _____人 イ) いる(乳幼児以外) _____人
----------------	---------------------	---

問3 あなたのお住まいの形態とごみ収集ステーションについてお答えください。

〔該当する番号1つに○〕

1. 集合住宅
(長屋建てを含む)
2. 戸建て住宅



【1. 集合住宅(長屋建てを含む)と回答の方にお聞きます。】
建物敷地内にごみ収集ステーションがありますか。

〔該当する番号1つに○〕

1. ある 2. ない

問4 あなたのお住まいの住所(町名まで)をお答えください。

船橋市

【記入例】船橋市

高根台

II 家庭ごみの分別・処理について

正しい分別方法

- 小型家電 → 市内20か所に設置してある回収ボックスへ投入する。
- 充電式電池 → 電気店等にある「充電式電池リサイクルBOX」へ投入する。
- 鍋・やかん・フライパン → 空き缶等の金属回収袋へ入れる。
- スプレー缶 → 中身を使い切り、空き缶等の金属回収袋へ入れる。
- 蛍光管 → 購入時の箱に入れるか、新聞紙等にくるんで「蛍光管」と表示し、不燃ごみとは別にゴミ収集ステーションの端に出す。
- 割れた蛍光管 → 新聞紙等にくるんで、透明な袋に入れ「割れた蛍光管」と表示し、不燃ごみとは別にゴミ収集ステーションの端に出す。
- 乾電池 → 透明な袋に入れ「乾電池」と表示し、不燃ごみとは別にゴミ収集ステーションの端に出す。

問5 以下の品目について、あなたはどのようにごみを分別していますか。

(1) 当てはまる番号1つに○をつけてください。

分別状況	きちんと分別している	だいたい分別している	あまり分別していない	分別していない	ごみとして出したことがない
資源物					
小型家電	1	2	3	4	5
充電式電池	1	2	3	4	5
鍋・やかん等	1	2	3	4	5
スプレー缶	1	2	3	4	5
蛍光管	1	2	3	4	5
割れた蛍光管	1	2	3	4	5
乾電池	1	2	3	4	5

(2) [上記の表で「あまり分別していない」「分別していない」と回答した方にお聞きします。]

分別をしない理由は何ですか。品目別に主な理由の該当する番号を1つ記入してください。

資源物	分別をしない主な理由
小型家電	
充電式電池	
鍋・やかん等	
スプレー缶	
蛍光管	
割れた蛍光管	
乾電池	

【分別をしない理由】

1. 面倒だから
2. 分別や排出方法がわからないから
3. ごみの減量やリサイクルに関心がないから
4. 少量であれば問題ないと思うから
5. 小型家電回収ボックスが近くにないから
6. その他（具体的に_____）



問6 以下の品目について、市の分別収集に出さない場合の排出先をお答えください。主な排出先を当てはまる番号全てに○をつけてください。

資源物	出し方	有価物回収	スーパーなどの店頭回収	新聞業者の回収	その他 (出ない・出さないを含む)
①新聞・チラシ		1	2	3	4()
②雑誌・雑がみ		1	2		4()
③ダンボール		1	2		4()
④牛乳パック		1	2		4()
⑤古着		1	2		4()
⑥ペットボトル			2		4()
⑦空カン、空ビン			2		4()
⑧プラスチックトレイ類			2		4()

問7 有価物の雑がみについて、あなたはどのように処理をしていますか。

(1) あなたは雑がみを分別していますか。

〔該当する番号1つに○〕

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. きちんと分別している | 2. だいたい分別している |
| 3. あまり分別していない | 4. 分別していない |



(2) [(1)の質問で「1. きちんと分別している」「2. だいたい分別している」と回答した方にお聞きします。]以下の品目について、有価物の雑がみとして分別しているものに○をつけてください。

〔該当する番号すべてに○〕

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| 1. ティッシュ箱(ビニール除く) | 2. 菓子や食品の箱 | 3. カレンダー(金具などは除く) |
| 4. 紙袋(持ち手が紙以外の場合は持ち手を除く) | 5. ラップ・トイレトペーパーの芯 | |
| 6. 封筒・ハガキ | 7. 包装紙や折り紙 | 8. タグや名刺 |
| 9. プリント用紙 | | |
| 10. その他() | | |

(3) [(1)の質問で「3. あまり分別していない」「4. 分別していない」と回答した方にお聞きします。]分別をしない理由は何ですか。

〔該当する番号すべてに○〕

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 面倒だから | 2. 分別や排出方法がわからないから |
| 3. ごみの減量やリサイクルに関心がないから | 4. 少量であれば問題ないと思うから |
| 5. その他() | |

Ⅲ ごみの減量化や処理に関する情報提供について

問8 市のごみに関する情報は何から得ていますか。

〔該当する番号すべてに○〕

- | | | |
|----------------------------|--------------------------|---------------|
| 1. 広報ふなばし | 2. 家庭ごみの出し方（ごみの出し方カレンダー） | |
| 3. リサちゃんだより+（プラス） | 4. 船橋市ホームページ | 5. 地区・地域での説明会 |
| 6. 市主催のイベント等 | 7. 資源物とごみの分別ガイド | |
| 8. スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」 | 9. 地域の回覧板 | |
| 10. その他（ _____ ） | | |



(2.家庭ごみの出し方)



(3.リサちゃんだより+)



(7.資源物とごみの分別ガイド)

問9 ごみに関して、どのような情報が不足していると思いますか。また、その情報はどのように周知していくのが望ましいと思いますか。

- (1) 不足していると思う情報すべてに○をつけてください。
 (2) 望ましいと思う周知方法を選択肢から3つまで選んで記入してください。

(1) 不足している情報 〔該当する番号すべてに○〕	(2) 周知方法 〔右欄から3つ番号記入〕
1. ごみの分別排出方法	
2. ごみ処理方法	
3. ごみの資源化方法	
4. 発生するごみ量	
5. ごみ処理経費	
6. ごみに関する問題点	
7. その他 (具体的に _____)	

【周知方法】

1. 広報紙
2. ホームページ
3. 市が発行するチラシ・回覧板
4. 説明会
5. 携帯電話アプリ
6. 出前講座
7. 見学会
8. 家庭ごみの出し方
9. イベント
10. SNS
11. その他(_____)

耳より情報

スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています!

手軽にごみの分別や収集日などを確認できるスマートフォン向けのアプリ「さんあ〜る」を配信しています。ごみ出し日を通知したり、クイズで分別方法などについて学ぶことができるほか、英語、中国語にも対応しています。ぜひご利用ください。

- ダウンロード
 - 各ストアより「さんあ〜る」で検索しダウンロードしてください。
 - 右記の二次元コードからもダウンロード可能です。
- アプリ利用料
 - 無料（ただし、通信料は利用される方の負担になります）



Android 用



iOS 用

Ⅳ 家庭から出る可燃ごみの有料化について

解説

【可燃ごみの有料化とは？】

可燃ごみの有料化とは、ごみの減量を目的にごみ処理費用の一部を市民の皆様に負担していただく仕組みのことで、全国の市区町村における有料化率は約81%、千葉県内の市区町村における有料化率は約67%となっています。（平成30年度環境省一般廃棄物処理実態調査）

【有料化の方法および負担額の例】

可燃ごみの有料化の手法としては、指定袋にごみ処理費用の一部を上乗せする「指定袋制」が多く、千葉県内で有料化している市町村の負担額は、ごみ袋1リットル当たり0.6円から1.0円程度となっています。例えば、20リットルの袋の場合は、1枚12円から20円となります。

【有料化の効果と課題】

有料化の効果としては、ごみを多く出す方が処理費用を多く負担ようになるため、ごみ処理負担額の公平化やごみの減量・資源化への意識の高まりなどがあげられますが、新たな経済的負担が生じることや、紙おむつや枝木など削減できないごみを出す方に対し減免する方法を検討するなどの課題もあります。

問10 「家庭から出る可燃ごみの有料化」は各家庭の可燃ごみ排出量に応じてごみ処理手数料を負担していただくという家庭の可燃ごみ減量の努力が負担額に反映される制度です。
「家庭から出る可燃ごみの有料化」について、あなたの考えをお答えください。

〔該当する番号1つに○〕 _____

- | | | |
|----------------------|------------------|--------------|
| 1. 実施すべき | 2. どちらかというを実施すべき | 3. 実施すべきではない |
| 4. どちらかというを実施すべきではない | 5. わからない | |

問11 [問10で「1. 実施すべき」「2. どちらかというを実施すべき」と回答した方にお聞きします。]
その主な理由をお答えください。

〔該当する番号1つに○〕 _____

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| 1. 家庭での可燃ごみ減量の努力が負担額に反映し、公平化が図られるから | |
| 2. 可燃ごみの減量・資源化が進むことを期待するから | |
| 3. 新たなサービスの充実を期待するから | |
| 4. 市の財政負担を軽減するから | 5. その他 (_____) |

問12 [問10で「3. 実施すべきではない」「4. どちらかというを実施すべきではない」と回答した方にお聞きします。]
その主な理由をお答えください。

〔該当する番号1つに○〕 _____

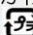
- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 家計の経済的負担が増えるから | 2. 不法投棄が増えそうだから |
| 3. ごみ処理費用は、税金の中から支出するべきだから | |
| 4. 可燃ごみの減量・資源化につながらないから | |
| 5. その他 (_____) | |

V プラスチック製容器包装の分別収集について

解説



〔プラスチック製容器包装って？〕

- ・プラスチック製容器包装とは、商品を入れたり包んだりしているプラスチックやビニール製の「容器」や「包装」で、プラマークが付いているものをいいます。国では簡単に見分けられるように平成13年4月1日から識別マークを表示することを義務付けました。
- 一部プラマークが付いていない（構造上の理由などで表示を免除されている）ものもありますが、基本的にはこの  マークが付いているものです。

〔船橋市のプラスチック製容器包装は？〕

- ・船橋市では現在、プラスチック製容器包装は「可燃ごみ」の分別となっており、令和元年度においては、可燃ごみのうち、約13%（湿重量比）がプラスチック製容器包装となっています。
- ・プラスチックを焼却することで熱エネルギーを回収し、高効率発電により余った電気を売電しています。

※清掃工場における年間売電収益（平成31年度実績）

北部清掃工場6億9千万円 旧南部清掃工場6千万円 新南部清掃工場6千万円（試運転）

〔プラスチック製容器包装の分別の課題〕

- ・プラスチック製容器包装を資源化するには、汚れ、異物の混入がないことが必要で、分別に手間がかかります。
- ・分別収集には年間で多額の費用が必要になります。
- ・収集したプラスチック製容器包装のうち半分程度しか資源化できず、その他は焼却処理されます。

〔分別の効果〕

- ・可燃ごみの減量化 ・資源化を進められる ・二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減
- ・不要なものを家庭に持ち込まないなどの発生抑制意識の向上 など

問13 「プラスチック製容器包装の分別収集」について、あなたの考え方として該当するものをお答えください。

〔該当する番号1つに○〕

1. 実施すべき 2. どちらかというを実施すべき 3. 実施すべきではない
4. どちらかというを実施すべきではない 5. わからない

問14 [問13で「1. 実施すべき」「2. どちらかというを実施すべき」と回答した方にお聞きします。] その主な理由をお答えください。

〔該当する番号1つに○〕

1. 二酸化炭素の排出量が削減されるから 2. 天然資源の使用が抑制されるから
3. 多くの自治体を実施しているから 4. 資源化可能なものは全て資源化すべきだから
5. ごみ減量につながるから 6. その他（_____）

問15 [問13で「3. 実施すべきではない」「4. どちらかというを実施すべきではない」と回答した方にお聞きします。]

その主な理由をお答えください。

〔該当する番号1つに○〕

1. 排出ルールが面倒そうだから 2. 分別が何かわかりにくいから
3. 家庭内に保管するスペースがないから 4. 家庭内で分別区分が多すぎて対応できないから
5. プラスチックに資源化される率が低いから 6. 焼却してエネルギーを回収・利用した方が良いから
7. 収集運搬費等のコストがかかるから 8. その他（_____）

VI 食品ロスの削減について

解説

食品ロスとは、本来は食べられたのに捨てられている食べ物を言います。日本では、年間 612 万トンの食品ロスが発生しています（平成 29 年度推計）。これを 1 人あたりに換算すると、毎日お茶碗約 1 杯分（約 139g）のご飯を捨てていることになります。

世界では、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、食品ロスの削減が重要な課題となっています。



【船橋市の食品ロス】

令和元年度の船橋市ごみ組成調査によると、家庭から出る可燃ごみの33.6%を占める生ごみ（厨芥類）のうち手つかず食品（※1）や食べ残し（※2）など、本来は食べられたのに捨てられてしまった食べ物が約20%もあったことになります。

※1 手つかず食品：未開封の食材や食品、若しくは開封済みで半分以上残ったもの

※2 食べ残し：開封済みの食材や食品で半分未満のもの

問16 「食品ロス」という言葉とその意味をご存知でしたか。

〔該当する番号1つに○〕

1. 言葉も意味も知っていた。
2. 言葉は知っていたが、意味は知らなかった。
3. 知らなかった。

問17 「食品ロス」の削減のために家庭で取り組んでいることはありますか。

〔該当する番号すべてに○〕

1. 買い物前には、冷蔵庫の中身などを確認してから買い物に行く。
2. 調理するときには、食べきれぬ量だけ作る。
3. 皮や脂など、必要以上に取り除かないように注意し、食材を無駄なく使うようにしている。
4. ばら売りや、量り売り、少量パック等を必要に応じて利用している。
5. 冷蔵庫の機能（チルド室やパーシャル室等）をうまく使い分け、保存方法を工夫している。
6. 賞味期限や消費期限をこまめに確認している。
7. 残さずに食べるようにしている。
8. 余った食品や食べきれない食品はフードバンク等に提供している。
9. その他（具体的に_____）

問18 【食品ロス】の削減のために外食時に取り組んでいることはありますか。

〔該当する番号すべてに○〕

1. 小盛のメニューなどを活用し、食べきれぬ量を頼んでいる。
2. 宴会時等の最初は、まず料理を食べるなど、食べ残しを減らすよう意識している。（3010運動）
3. 持ち帰りができる場合には、積極的に利用している。
4. その他（具体的に_____）

VII ごみ問題への関心について

問19 市が現在行っている以下の取組みの中で、知っているものを挙げてください。

〔該当する番号すべてに○〕

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 夏休み親子見学会 | 2. ふなR連携事業者認定制度 |
| 3. ふれあい収集 | 4. 3010運動 |
| 5. マイバッグ運動 | 6. フードドライブ |
| 7. 清掃工場見学 | 8. 小型家電のボックスによる回収 |
| 9. クリーン船橋530推進員 | 10. 生ごみ処理容器購入費助成制度 |
| 11. クリーン船橋530の日 | 12. 船橋をきれいにする日 |
| 13. 全て知らない | |

問20 ごみに関して、お困りのことをお答えください。

〔該当する番号すべてに○〕

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. ごみ出しの時間帯が合わない | 2. 分別の仕方がわかりづらい |
| 3. カラス・猫などによりごみが荒らされる | 4. ごみ出しの時間・分別を守らない人がいる |
| 5. 資源を持ち去る人がいる | 6. ペットボトル等の収集用袋の管理の当番制 |
| 7. 夜間収集による騒音 | 8. 特になし |
| 9. その他 () | |

VIII 現在と今後の取組について

問21 以下の取組に関して、「現在実施している」場合は○を現在欄に記入してください。またそれぞれの取組について「今後実施予定」の場合は○を今後欄に記入してください。

取組内容	現在	今後
1. 不要なものや無駄なものは、なるべく買わないようにしている		
2. 過剰包装は断るようになっている		
3. 買い物にはマイバッグ等を持参し、レジ袋をもらわないようにしている		
4. シャンプーなどの製品は、詰め替え商品を購入するよう心がけている		
5. 食べ残しをしない、食べ残しを減らすため、調理に工夫をするようにしている		
6. 生ごみ水切りや堆肥化など、生ごみの減量化に心がけている		
7. 「エコマーク」商品などの環境にやさしいものを選ぶようにしている		
8. マイ箸、マイボトルなどを持ち歩くようにしている		
9. ものが壊れた時は、なるべく修理してもう一度使うようにしている		
10. フリーマーケットを活用している		
11. リサイクルショップを活用している		
12. ごみと資源物の分別を徹底している		
13. 食品を余らせないように、毎日の献立を考えながら買い物をしている		
14. その他 (具体的に：)		
15. 特に何もしていない		

船橋市のごみに関する施策についてご意見があれば教えてください

<ご意見記入欄>

質問は以上で終了となります。アンケートにご協力いただきありがとうございました。
同封の返信用封筒に入れて、11月24日（火）までにポストに投函してください。

1 1.事業者ヒアリング結果

調査概要

本調査は、事業系一般廃棄物に関する課題の抽出及び将来の施策展開の方向性について把握し、一般廃棄物処理基本計画を策定する上での参考とすることを目的として実施した。

調査対象は、市が指定する 21 事業者とした。

調査は、原則として対面によるヒアリングとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各事業者にヒアリングシートと返信用封筒を郵送し、返信されたヒアリングシートについてデータ整理を行うことで実施した。また、回答内容の詳細確認のため、電話によるヒアリング結果の補足を行った。

事業者ヒアリングの調査期間及びヒアリングシートの回収状況を以下に示す。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| • ヒアリングシートの発送 | : 2021 年 2 月 2 日 (火) |
| • ヒアリングシート回収期限 | : 2021 年 2 月 15 日 (月) |
| • ヒアリングシート発送数 | : 21 件 |
| 多量排出事業者 | 9 件 |
| 食品ロス関係事業者 | 6 件 |
| 紙おむつ排出事業者 | 6 件 |
| • ヒアリングシート回収数 | : 21 件 |
| • ヒアリングシート回収率 | : 100% (回収数÷有効数) |

ヒアリングの内容

ヒアリングシートの設定内容を以下に示す。設問は、多量排出事業者、食品ロス関係事業者、紙おむつ排出事業者毎に設定し、多量排出事業者のうち、スーパーマーケットには食品ロスに関する設問を追加している。また、食品ロス関係事業者については、業種に合わせた設問としている。

<多量排出事業者>

1. 基本情報
名称
本社、支店等の区分
ご担当者名（ご回答いただいた方のお名前）
所在地・建物の名称
所有形態
使用形態（占有、複合）
来客数 ※年間あたりの概算（顧客数、来場者数、病院等の場合は定員数など）
ごみの保管場所と分類保管の有無
2. 業種
3. 事業形態
4. 従業員数（非正規従業員含む）
5. 床面積（事務所、加工場、売り場、店舗等）
6. 事業活動に伴い発生するごみや資源物の量
7. ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況
8. ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点
9. 今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目
10. 古紙のリサイクルについての状況
11. ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと
12. ごみに関する情報の入手先
13. 足りないと感じている情報
14. レジ袋についての状況
15. 食品ロス削減についての状況（スーパーマーケットのみ）
16. 従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法
17. コロナ禍の影響
18. SDGsに関する取組み状況
19. 業界としての取組み
20. 利用者（顧客）等の出すごみの減量化
21. ふなR連携事業者認定制度について
22. 事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か
23. 共同での処理・資源化が可能か
24. その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

<食品ロス関係事業者>

1. 基本情報
名称
本社、支店等の区分
ご担当者名（ご回答いただいた方のお名前）
所在地・建物の名称
所有形態
使用形態（占有、複合）
来客数 ※年間あたりの概算（顧客数、来場者数、病院等の場合は定員数など）
ごみの保管場所と分類保管の有無
2. 業種
3. 事業形態
4. 従業員数（非正規従業員含む）
5. 床面積（事務所、加工場、売り場、店舗等）
6. 事業活動に伴い発生するごみや資源物の量
7. ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況
8. ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点
9. 今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目
10. ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと
11. 食品ロス削減についての状況
12. 従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法
13. コロナ禍の影響
14. SDGsに関する取組み状況
15. 業界としての取組み
16. 利用者（顧客）等の出すごみの減量化
17. ふなR連携事業者認定制度について
18. 事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か
19. 共同での処理・資源化が可能か
20. その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

<紙おむつ関係事業者>

1. 基本情報
名称
本社、支店等の区分
ご担当者名（ご回答いただいた方のお名前）
所在地・建物の名称
所有形態
使用形態（占有、複合）
来客数 ※年間あたりの概算（顧客数、来場者数、病院等の場合は定員数など）
ごみの保管場所と分類保管の有無
2. 業種
3. 事業形態
4. 従業員数（非正規従業員含む）
5. 床面積（事務所、加工場、売り場、店舗等）
6. 施設利用者が排出するごみと従業員が排出するごみの分別について
7. 事業活動に伴い発生するごみや資源物の量
8. ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況
9. ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点
10. 今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目
11. ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと
12. 紙おむつについての状況
13. 食品リサイクル法の認知状況
14. 食品ロス削減についての状況
15. 食品ロス削減に取り組まない理由
16. 給食残渣の減量について
17. 従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法
18. コロナ禍の影響
19. SDGsに関する取組み状況
20. 業界としての取組み
21. 利用者（顧客）等の出すごみの減量化
22. 事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か
23. 共同での処理・資源化が可能か
24. その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

調査結果

実施した事業者ヒアリングの調査結果を以下に示す。各設問の「未回答」には設問内容が事業者の状況に合致していない場合を含む。

1. 多量排出事業者

表4-1 ヒアリング結果まとめ（多量排出事業者）

	名称	多量排出事業者A	多量排出事業者B	多量排出事業者C	多量排出事業者D	多量排出事業者E	多量排出事業者F	多量排出事業者G	多量排出事業者H	スーパーマーケット
事業者属性	本社、支店等の区分	未回答	支店	未回答	支店	未回答	支店	未回答	未回答	支店
	業種	未回答	不動産業、物品賃貸業	サービス業	卸売業、小売業	不動産業、物品賃貸業	卸売業、小売業	卸売業、小売業	サービス業	卸売業、小売業
	事業形態	複合ビル	ショッピングセンター	未回答	販売店、店舗	販売店、店舗、飲食店、事務所・営業所、映画館、劇場、娯楽施設等	販売店、店舗	販売店、店舗	映画館、劇場、娯楽施設等	販売店、店舗
	従業員数 (非正規従業員含む)	301~1,000人	1,001~2,000人	101~300人	51~100人	5~20人	21~50人	301~1,000人	101~300人	51~100人
	床面積 (事務所、加工場、売り場、店舗等)	1,000~2,000㎡未満	100,000㎡以上	未回答	5,000~10,000㎡未満	20,000~50,000㎡未満	2,000~5,000㎡未満	100,000㎡以上	20,000~50,000㎡未満	10,000~20,000㎡未満
	所有形態	未回答	自社所有	未回答	賃貸	共有	賃貸	未回答	自社所有	賃貸
	使用形態(占有、複合)	複合	複合	未回答	占有	複合	占有	未回答	複合	未回答
	来客数 ※年間あたりの概算	未回答	非公開	796,000人/年	未回答	未回答	250,000人/年	未回答	190,000人/年	2,000人/年
ごみの保管場所と 分類保管の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
発生ごみ量・資源物量	可燃ごみ	未回答	1,199,000 kg/年	221,890 kg/年	未回答	未回答	未回答	未回答	123,060 kg/年	未回答
	紙類 (機密文書)	未回答	-	-	未回答	未回答	未回答	未回答	1,120 kg/年	未回答
	紙類 (雑がみ)	未回答	59,000 kg/年	-	未回答	未回答	未回答	未回答	可燃ごみに含む	未回答
	紙類 (容器包装)	未回答	-	-	未回答	未回答	未回答	未回答	可燃ごみに含む	未回答
	厨芥 (食べ残し、調理くず)	未回答	475,000 kg/年	-	未回答	未回答	未回答	未回答	可燃ごみに含む	未回答
	プラスチック類	未回答	152,000 kg/年	176㎡	未回答	未回答	未回答	未回答	300 kg/年	未回答
	草木類 (剪定枝、産廃以外の木材など)	未回答	可燃に含む	-	未回答	未回答	未回答	未回答	7,400 kg/年	未回答
	その他 ※排出が多い廃棄物	未回答	-	-	未回答	未回答	未回答	未回答	2,660 kg/年	未回答
ごみや資源物の処理方法	可燃ごみ	①	①	③	未回答	①	⑨	①	①②	⑨
	紙類 (機密文書)	①	-	-	未回答	⑩	⑨	①	⑥	⑨
	紙類 (雑がみ)	②	②	③	未回答	⑤	⑨	①	②	⑨
	紙類 (容器包装)	①	-	③	未回答	⑤	⑨	⑤	①	⑨
	厨芥 (食べ残し、調理くず)	①	⑥	③	未回答	①	⑨	①	①	⑨
	プラスチック類	②	④	④	未回答	④	⑨	④	(ペットボトル) ②	⑨
	草木類 (剪定枝、産廃以外の木材など)	①	①⑦	③	未回答	-	⑨	①	(粗大、不燃ごみ) ①④	⑨
	その他 ※排出が多い廃棄物	-	-	-	未回答	-	⑨	-	(カン、瓶) ①②	⑨

<選択肢>

- ①一般廃棄物収集運搬業者にごみとして出している
- ②一般廃棄物収集運搬業者に資源物として出している
- ③自ら清掃工場に直接搬入している
- ④産業廃棄物処理業者に処理を委託している
- ⑤リサイクル業者に売却している
- ⑥処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している

- ⑦企業内・企業グループ内でリサイクルしている
- ⑧納入業者（販売者）が回収している
- ⑨本社（本店）が一括しているので分からない
- ⑩建物の管理会社に任せているので分からない
- ⑪その他

スーパーマーケット以外の回答（8社）

ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況

- 缶やびんの分別回収箱を設置している（8社）
- 書類のペーパーレス化に努めている（6社）
- 減量目標を定めて、ごみの減量に取り組んでいる（3社）
- ごみの減量化や資源化を事業所内に呼びかけている（ポスターや注意書きの掲示）（2社）
- 古紙回収箱を設置している（2社）
- 再生紙等再生用品の使用に努めている（2社）
- ごみの減量化や資源化を推進する部署や担当者を設置している（1社）
- ごみの減量化や資源化のマニュアルを作成している（1社）
- 取引先や納入業者に簡易包装等の省資源化や通い箱の使用を依頼している（1社）
- 排出するごみや資源物の計量を行っている（1社）
- 食品トレイ等の自主回収および資源化を導入している（1社）

ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点

- 特に問題ない（3社）
- 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい（2社）
- ごみの減量、分別に手間がかかる（2社）
- ごみの減量、分別に費用がかかる（2社）
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区別が難しい（2社）
- 資源物を保管しておく場所がない（1社）

今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目

- 段ボール（2社）
- 粗大ごみ（2社）
- コピー用紙、OA用紙（1社）
- 雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）（1社）
- プラスチック類（1社）
- 缶類（1社）
- ビン類（1社）
- その他（現行通り・特になし）（2社）

古紙のリサイクルについての状況

（1）雑がみ（封筒・はがき、包装紙、ティッシュ箱等）を分別していますか。

- はい（2社）
- いいえ（6社）

(2) 前問で「はい」と回答された事業所の方にお聞きします。分別している品目を具体的に教えてください。

シュレッダー、ダンボール、古紙（新聞、雑誌）、その他紙類

(3) 機密文書について、貴事業所ではどのように処理していますか。

- ・リサイクルしている（1社）
- ・可燃ごみとして排出している（1社）
- ・その他（5社）
 - テナントによって違う
 - ダンボール回収業者が回収している
 - 各事業所にて排出
 - 本社指定業者に委託
 - 溶解

(4) 前問で「1. リサイクルしている」と回答された事業所の方にお聞きします。具体的なリサイクル方法を教えてください。

リサイクル企業に直接依頼し、資源化している

ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと

- ・リサイクルの推進、マイバッグ持参の啓蒙活動（1社）
- ・現在行っているごみ減量化の継続に取り組んで行く（1社）
- ・従業員一人一人の意識改革が重要と考えている（1社）
- ・キャッシュレス化を図っている（1社）

ごみに関する情報の入手先

- ・船橋市ホームページ（3社）
- ・新聞、廃棄物関連図書（1社）
- ・その他
 - ごみ回収業者に確認（2社）
 - 本社指示（1社）

足りないと感じている情報

- ・事業所ごみの正しい出し方（可燃・プラ）
- ・資源化することによる具体的なメリット

レジ袋についての状況

(1) 令和2年7月から実施しているレジ袋有料化について、現在の状況に合致しているものを選んでください。(〇はいくつでも)

・レジ袋有料化以前と以降のマイバッグ持参率またはレジ袋の辞退率を把握している(1社)

※把握している場合 マイバッグ持参率 70%

レジ袋辞退率 80%

・プラスチック製のレジ袋の代替品を導入している(2社)

(2) どのような素材の袋を使用しているか教えてください。

・生分解性プラスチック(3社)

・紙袋(2社)

・通常のプラスチック(1社)

(3) レジ袋の販売価格を教えてください。(サイズごとの値段について)

・無償

・テナント毎に異なる

従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法

(1) 災害備蓄食品の有無

1.有(5社)

2.無(3社)

(2) 災害備蓄食品の処理方法

1.従業員に配布している(3社)

2.ローリングストック法で入れ替えながら備蓄している(1社)

4.特に実施していない(2社)

コロナ禍の影響

(1) 来客数(顧客数、来場者数など)の変化

1.減った(6社)

2.増えた(1社)

3.変わらない(1社)

(2) 来客数(顧客数、来場者数など)の変化に伴うごみ量

1.減った(5社)

2.増えた(1社)

3.変わらない(1社)

4.分からない(1社)

(3) 来客数（顧客数、来場者数など）及びごみ量について現在の状況

- 緊急事態宣言が発令された 2020 年 4 月頃と比較すると、従来に戻りつつある（2 社）
- 分からない（2 社）
- 2020 年 4 月頃と比較すると、変わらない（2 社）
- 2020 年 4 月頃と比較すると、さらに変化が大きくなっている（1 社）
- 減少傾向

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で行った対策（ごみに限らず）があれば教えてください。

- 廃棄物回収時の手袋等着用の徹底（1 社）
- アルコールスタンドの設置（1 社）
- 関係者のマスク着用、消毒の徹底（1 社）
- 業者に依頼し、煙噴霧による消毒を実施（1 社）
- 特別なことは行っていない（1 社）

(5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったごみに関する取り組みはありますか。

特になし

SDGs に関する取り組み状況

(1) SDGs を知っていますか

- 知っている（4 社）
- 知らない（3 社）

(2) 企業として掲げていること、新しく始めた取り組み

船橋市と連携した BCP 対策（1 社）
特に取組は考えていない（1 社）

業界としての取り組み

- リサイクルの推進、マイバッグ持参の啓蒙活動（1 社）
- 納品時使用されるダンボールを可能な限り折りたたみコンテナを使用する（1 社）
- リサイクルできるものはやっています（1 社）
- ペーパーレス化と商品プライスの電子表示（1 社）
- キャッシュレス化（1 社）

利用者（顧客）等の出すごみの減量化

- ・リサイクルの推進、マイバッグ持参の啓蒙活動（1社）
- ・船橋市指定ごみ袋をレジ前においてバラ売りで販売している。商品を入れて持ち帰り、最後はごみ袋として利用できる（1社）
- ・リサイクルできるものはやっています（1社）
- ・キャッシュレス化（1社）

ふなR連携事業者認定制度について

（1）ふなR連携事業者認定制度を知っていますか

- ・知らない（6社）
- ・知っている（2社）

（2）認定を希望しますか

- ・希望しない（5社）
- ・内容を聞いたうえで検討したい（2社）
理由：全社としてSDGsに取り組みだしているため、検討したい

事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か

- ・いいえ（6社） 理由：本社の判断による
- ・はい（2社） 理由：事業所間で取組み方に違いがあるため

共同での処理・資源化が可能か

- ・はい（3社）
- ・いいえ（3社）

その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

未回答

スーパーマーケットの回答（1社）

ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況

- ・食品トレイ等の自主回収および資源化を導入している
- ・その他（レジ袋を減らす）

ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点

- ・ごみの減量、分別に手間がかかる

今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目

未回答

古紙のリサイクルについての状況

（1） 雑がみ（封筒・はがき、包装紙、ティッシュ箱等）を分別していますか。

いいえ

（2） 前問で「はい」と回答された事業所の方にお聞きします。分別している品目を具体的に教えてください。

未回答

（3） 機密文書について、貴事業所ではどのように処理していますか。

- ・可燃ごみとして排出している

（4） 前問で「1.リサイクルしている」と回答された事業所の方にお聞きします。具体的なリサイクル方法を教えてください。

未回答

ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと

未回答

ごみに関する情報の入手先

- ・その他（自社からの情報）

足りないと感じている情報

未回答

レジ袋についての状況

(1) 令和2年7月から実施しているレジ袋有料化について、現在の状況に合致しているものを選んでください。(〇はいくつでも)

未回答

(2) どのような素材の袋を使用しているか教えてください。

未回答

(3) レジ袋の販売価格を教えてください。(サイズごとの値段について)

大：5円、小：3円

食品ロス削減についての状況

(1) 貴事業所では食品ロスが発生しますか。

はい

(2) (1)で「はい」と回答された事業所の方にお聞きします。発生する食品ロスを具体的に教えてください。

・販売期限がすぎた商品は廃棄しています

(3) 貴事業所で取り組んでいる食品ロス削減策についてあてはまるものを選んでください。

・企業全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるように努めている
・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等といった適正発注に努めている
・天候や日取り(曜日)等を考慮した、需要予測に基づく仕入れや販売等に努めている

(4) (2)で「19.特に実施していない」と回答された事業所の方にお聞きします。食品ロス削減策に取り組んでいない理由は何ですか。具体的に教えてください。

未回答

(5) (2)で「19.特に実施していない」と回答された事業所の方にお聞きします。どのような問題が解消すれば食品ロス削減策に取り組むことができますか。具体的に教えてください。

未回答

(6) 食品リサイクル法についてご存知ですか。

・あまりよく知らない

従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法

(1) 災害備蓄食品の有無

- 無

(2) 災害備蓄食品の処理方法

- 特に実施していない

コロナ禍の影響

(1) 来客数（顧客数、来場者数など）の変化

- 増えた

(2) 来客数（顧客数、来場者数など）の変化に伴うごみ量

- 分からない

(3) 来客数（顧客数、来場者数など）及びごみ量について現在の状況

- 緊急事態宣言が発令された2020年4月頃と比較すると、従来に戻りつつある

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で行った対策（ごみに限らず）があれば教えてください。

- マスク、アルコール消毒

(5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったごみに関する取組みはありますか。

未回答

SDGsに関する取組み状況

(1) SDGsを知っていますか

- 知っている

(2) 企業として掲げていること、新しく始めた取組み

- 役職者にエコ検定の試験を実施

業界としての取組み

未回答

利用者（顧客）等の出すごみの減量化

未回答

ふな R 連携事業者認定制度について

（１）ふな R 連携事業者認定制度を知っていますか

・知らない

（２）認定を希望しますか

未回答

事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か

・いいえ

共同での処理・資源化が可能か

・いいえ

その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

未回答

2.食品ロス関係事業者（6社）

表4-2 ヒアリング結果まとめ（食品ロス関係事業者）

	名称	食品ロス関係事業者A	食品ロス関係事業者B	食品ロス関係事業者C	食品ロス関係事業者D	食品ロス関係事業者E	食品ロス関係事業者F
事業者属性	本社、支店等の区分	本社	本社	工場	工場	未回答	本社
	業種	卸売業・小売業	宿泊業、飲食サービス業	製造業	製造業	製造業	農業
	事業形態	事務所・営業所、工場・作業所、倉庫・配送センター	飲食店	工場・作業所	工場・作業所	工場・作業所	販売店、店舗
	従業員数（非正規従業員含む）	21~50人	21~50人	51~100人	301~1,000人	101~300人	5~20人
	床面積（事務所、加工場、売り場、店舗等）	1,000~2,000㎡未満	1,000~2,000㎡未満	2,000㎡~5,000㎡未満	5,000㎡~10,000㎡未満	5,000㎡~10,000㎡未満	未回答
	所有形態	自社所有	賃貸	自社所有	自社所有	自社所有	自社所有
	使用形態（占有、複合）	複合	占有	占有	占有	占有	占有
	来客数 ※年間あたりの概算	未回答	30,000人/年	未回答	750人/年	未回答	1,000人/年
	ごみの保管場所と分類保管の有無	有	有	有	有	有	有
発生ごみ量・資源物量	可燃ごみ	7,900 kg/年	未回答	未回答	未回答	43,000 kg/年	未回答
	紙類（機密文書）	5,000 kg/年				-	
	紙類（雑がみ）	-				-	
	紙類（容器包装）	-				-	
	厨芥（食べ残し、調理くず）	100 kg/年				114,000 kg/年	
	プラスチック類	100 kg/年				5,300 kg/年	
	草木類（剪定枝、産廃以外の木材など）	-				8,000 kg/年	
	その他 ※排出が多い廃棄物	(脂、すじ、リンパ等)				(ダンボール)	
ごみや資源物の処理方法	可燃ごみ	①	①	④	①	①	①③
	紙類（機密文書・雑がみ・容器包装）	①⑤	①	④（ダンボールはリサイクル）	①	-	-
	厨芥（食べ残し）	-	①	-	②	-	-
	厨芥（調理くず）	-	①	④（飼料化）	②	⑤	-
	未利用食品	⑤	①	-	②	-	-
	プラスチック類	④	①	④（リサイクル）	①④	④	-
	草木類（剪定枝、産廃以外の木材など）	-	①	④	④	④	-
	その他 ※排出が多い廃棄物	⑤（脂・すじ・リンパ等）	⑤（天ぷら油）	-	⑤（廃油（食用油））	②（ダンボール）	-

<選択肢>

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ①一般廃棄物収集運搬業者にごみとして出している | ⑦企業内・企業グループ内でリサイクルしている |
| ②一般廃棄物収集運搬業者に資源物として出している | ⑧納入業者（販売者）が回収している |
| ③自ら清掃工場に直接搬入している | ⑨本社（本店）が一括しているので分からない |
| ④産業廃棄物処理業者に処理を委託している | ⑩建物の管理会社に任せているので分からない |
| ⑤リサイクル業者に売却している | ⑪その他 |
| ⑥処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している | |

ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況

- 書類のペーパーレス化に努めている（4社）
- 缶やびんの分別回収箱を設置している（4社）
- ごみに関する検討委員会や組織を設置している（2社）
- ごみの減量化や資源化を事業所内に呼びかけている（ポスターや注意書きの掲示等）（1社）
- ごみの減量化や資源化を推進する部署や担当者を設置している（1社）
- 古紙回収箱を設置している（1社）
- 紙コップ等使い捨て製品の使用削減に努めている（1社）
- 容器包装を削減する販売方式（量り売りやリターナブル容器販売）を導入している（1社）

ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点

- 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい（3社）
- ごみの減量化、分別に手間がかかる（3社）
- 資源物を保管しておく場所がない（2社）
- ごみの減量化、分別に費用がかかる（2社）
- 資源化できるものが出ない、または発生量が少ない（1社）
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区別が難しい（1社）

今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目

- 生ごみ（4社）
- 雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）（3社）
- コピー用紙、OA用紙（2社）
- ペットボトル（2社）
- 缶類（2社）
- ビン類（2社）
- 粗大ごみ（2社）
- 新聞、雑誌（1社）
- 段ボール（1社）
- プラスチック類（1社）
- 不燃ごみ（1社）
- その他（剪定枝）（1社）

ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うこと

- 京葉コンビナート内ですが、工場売店を設置できるようになれば、各企業大幅なごみの減量につながると思います。工場で製造時に出てしまう型くずれ品が格安で買えるとなるとお客様も喜びかと思えます（横浜の金沢工業団地では非常に賑わっています）
- 食品残渣の自社での処理機導入を検討中です
- 資源化の為の分別を行う事

食品ロス削減についての状況

(1) 発生する食品ロスを具体的に教えてください。

- 商品の真空パックの漏れなどで鮮度不良になってしまっていたり、開封後再オーダーなく期限が切れてしまったり、受注ミスで返品されたりなど
- お客様の食べ残し
- 製造時に型くずれ品やカステラやバームクーヘンなどの端
- 機械トラブルにより製品とならなかった物
- 取引先の終売（メニュー終了）に伴う食品ロスが発生しています。又、過剰製造によるロスも発生しています（弁当、おにぎり、寿司に関わる食材）
- 使用期限切れ材料
- 梨や野菜、作物の不作など

(2) 貴事業所で取り組んでいる食品ロス削減策についてあてはまるものを選んでください。

- 企業全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるように努めている（4社）
- 継続的な廃棄物の計量等自社の事業活動により発生している食品ロスを把握している（3社）
- 発生する食品ロスは、リサイクルできるように努めている（3社）
- 国や地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するように努めている（2社）
- 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努めている（2社）
- 消費者に対して、自社の取組みに関する情報提供や啓発を実施している（1社）
- サプライチェーンの強化や見直しの実施等により、食品ロスの削減に努めている（1社）
- 未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行っている（1社）
- 食品ロスの削減に向けた組織体制を整備し、取組みの内容や進捗状況等を積極的に情報開示している（1社）
- 規格外や未利用の農産物の有効活用に努めている（1社）

- 天候や日取り（曜日）等を考慮した、需要予測に基づく仕入れや販売等に努めている（1社）
- 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用に努めている（1社）
- ドギーバック（食べ残しの持ち帰り容器）等、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを導入している（1社）

(3)(2)で「19. 特に実施していない」と回答された事業所の方にお聞きします。
食品ロス削減策に取り組んでいない理由は何ですか。具体的に教えてください。

未回答

(4)(2)で「19. 特に実施していない」と回答された事業所の方にお聞きします。
どのような問題が解消すれば食品ロス削減策に取り組むことができますか。具体的に教えてください。

未回答

(5) 食品リサイクル法についてご存知ですか。

- だいたいのことは知っている（4社）
- あまりよく知らない（2社）

従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法

(1) 災害備蓄食品の有無

- 無（5社）
- 有（1社）

(2) 災害備蓄食品の処理方法

- ローリングストック法で入れ替えながら備蓄している（1社）

コロナ禍の影響

(1) 来客数（顧客数、来場者数など）の変化

- 減った（5社）

(2) 来客数（顧客数、来場者数など）の変化に伴うごみ量

- 減った（2社）
- 変わらない（2社）
- 分からない（1社）

(3) 来客数（顧客数、来場者数など）及びごみ量について現在の状況

- 緊急事態宣言が発令された 2020 年 4 月頃と比較すると、従来に戻りつつある（2 社）
- 2020 年 4 月頃と比較すると、さらに変化が大きくなっている（1 社）
- 2020 年 4 月頃と比較すると、変わらない（1 社）
- 分からない（1 社）

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で行った対策（ごみに限らず）があれば教えてください。

- 工場稼働減、定休日の設定
- 休業補償を活用した稼働人員の調整。早上がりの実施
- ネット販売や無人販売

(5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったごみに関する取組みはありますか。

未回答

SDGs に関する取組み状況

(1) SDGs を知っていますか

- 知っている（5 社）

(2) 企業として掲げていること、新しく始めた取組み

- 子ども食堂への食材提供を開始した（2020 年 11 月～）
- 梨の廃棄ゼロへの取組み

業界としての取組み

- 型くずれ品などを売れるようになる環境づくり。食品残渣に関しては処分費の方が安く済むため、飼料や燃料へのリサイクルの価格が安くなればごみではなく資源となると思います
- 見込み数での製造ではなく、各定数での製造が出来る生産体制の構築
- 自社による食品残渣処理機導入
- パック、包材使用種類の選別、アイテム数の削減
- 廃棄になる農作物を使い 6 次産業化（ごみになる木を加工し、船橋の特産物になるように動く（梨の木の皿やおりがみなど）

利用者（顧客）等の出すごみの減量化

- ・エコバックの利用、ごみの分別、過剰包装の削減
- ・プラスチックごみの回収及びリサイクルの実施

ふなR連携事業者認定制度について

(1) ふなR連携事業者認定制度を知っていますか

- ・知らない（6社）

(2) 認定を希望しますか

- ・内容を聞いたうえで検討したい（5社）
- ・希望する（1社）

事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か

- ・はい（2社）
- ・いいえ（2社）

共同での処理・資源化が可能か

- ・いいえ（2社）

その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

未回答

3.紙おむつ関係事業者（6社）

表4-3 ヒアリング結果まとめ（紙おむつ関係事業者）

	名称	紙おむつ関係事業者A	紙おむつ関係事業者B	紙おむつ関係事業者C	紙おむつ関係事業者D	紙おむつ関係事業者E	紙おむつ関係事業者F
事業者属性	本社、支店等の区分	支部	未回答	本社	本社	支部	支部
	業種	リハビリ病院	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	医療センター	認可保育園	認可外保育施設
	従業員数 (非正規従業員含む)	301~1,000人	101~300人	51~100人	1,001~2,000人	51~100人	21~50人
	床面積 (事務所、加工場、売り場、店舗等)	10,000㎡~20,000㎡未満	5,000㎡~10,000㎡未満	5,000㎡~10,000㎡未満	20,000㎡~50,000㎡未満	2,000㎡~5,000㎡未満	500㎡未満
	所有形態	賃貸	未回答	自社所有	自社所有	自社所有	未回答
	使用形態（占有、複合）	占有	未回答	複合	占有	占有	未回答
	来客数 ※年間あたりの概算	256,000人/年	【施設利用定員】 長期100名/通所40/短期20/職員105名	定員 129人/年	未回答	277人（定員）	未回答
	ごみの保管場所と 分類保管の有無	有	有	有	有	有	未回答
発生ごみ量・資源物量	可燃ごみ	未回答	80,100 kg/年	67,200 kg/年	175,930 kg/年	7,547 kg/年	未回答
	紙類 (機密文書)		-	50,000 kg/年	-	5,135 kg/年	
	紙類 (雑がみ)		8 kg/年	380 kg/年	219,351 kg/年	-	
	紙類 (容器包装)		-	-	89,939 kg/年	585 kg/年	
	厨芥 (食べ残し、調理くず)		-	-	可燃に含む	1,008 kg/年	
	プラスチック類		-	-	19,250 kg/年	410 L/年	
	草木類 (剪定枝、産廃以外の木材など)		-	-	-	-	
	その他 ※排出が多い廃棄物		-	-	-	0.8㎡/年 (汚泥)	
ごみや資源物の処理方法	可燃ごみ	④	①	①	①	①	①
	紙おむつ	④	①	①④	-	①	①
	特別管理廃棄物（医療系）	④	④	④	④	-	-
	紙類 (機密文書・雑がみ・容器包装)	④	③	②⑤	②⑥	⑨	①
	厨芥 (食べ残し、調理くず)	④	①	-	①	①	①
	プラスチック類	④	④	①	④	⑨	①
	草木類 (剪定枝、産廃以外の木材など)	④	③	①	-	-	①
	その他 ※排出が多い廃棄物	④	-	-	-	④	-

<選択肢>

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ①一般廃棄物収集運搬業者にごみとして出している | ⑦企業内・企業グループ内でリサイクルしている |
| ②一般廃棄物収集運搬業者に資源物として出している | ⑧納入業者（販売者）が回収している |
| ③自ら清掃工場に直接搬入している | ⑨本社（本店）が一括しているので分からない |
| ④産業廃棄物処理業者に処理を委託している | ⑩建物の管理会社に任せているので分からない |
| ⑤リサイクル業者に売却している | ⑪その他 |
| ⑥処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している | |

施設利用者が排出するごみと従業員が排出するごみの分別について

- 施設利用者および従業員のごみを分別している（3社）
- 分別していない（3社）

使用済み紙おむつの排出状況

（1）月間排出量

- 約 4,500 kg/月（介護老人保健施設）
- 428 kg/月（保育園）
- 不明（特別養護老人ホーム）

（2）使用済紙おむつ利用者の人数

- 2,900 人/月（介護老人保健施設）
- 98 人/月（特別養護老人ホーム）
- 62 人/月（保育園）
- 34 人/月（認可外保育施設）
- 0 人/月（リハビリ病院）

（3）使用済紙おむつの再生利用の実施状況及び今後の展望

- 現在は分別・資源化していないが、将来的には分別・資源化したいと考えている（3社）
- 現在は分別・資源化しておらず、将来的にも分別・資源化は考えていない（2社）

（4）紙おむつの分別・資源化の実施について、条件として重視する事項

- 社会的責任（3社）
- 費用（2社）
- 利便性（2社）
- その他（安全性）（感染性の廃棄物に該当するかの判断が難しい）（1社）

（5）使用済み紙おむつについて、現在どのような分別・資源化を行っているか

未回答

ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況

- 書類のペーパーレス化に努めている（4社）
- 缶やびんの分別回収箱を設置している（4社）
- 再生紙等再生用品の使用に努めている（3社）
- ごみに関する検討委員会や組織を設置している（1社）
- 古紙回収箱を設置している（1社）
- 排出するごみや資源物の計量を行っている（1社）
- 紙コップ等使い捨て製品の使用削減に努めている（1社）
- 特に取り組んでいない（1社）

ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの課題

- 資源化できるものが出ない、または発生量が少ない（3社）
- ごみの減量化・資源化に費用がかかる（2社）
- 資源物や資源化可能な不用品の引渡し先（回収業者）が分からない（1社）
- 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい（1社）
- ごみの減量化・資源化に手間がかかる（1社）
- 特にない（1社）

今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目

- 段ボール（4社）
- コピー用紙、OA用紙（3社）
- 雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）（3社）
- ペットボトル（3社）
- 缶類（3社）
- 紙おむつ（3社）
- 粗大ごみ（2社）
- 生ごみ（2社）
- 新聞、雑誌（2社）
- プラスチック類（2社）
- ビン類（1社）
- 不燃ごみ（1社）

食品リサイクル法の認知状況

- だいたいのことは知っている（4社）
- あまりよく知らない（2社）

食品ロス削減についての状況

- 需要予測に基づく仕入れをしている（5社）
- 少量等使い切りやすい（食べきりやすい）ように工夫をしている（1社）
- 端切れ等の発生抑制や有効活用をしている（1社）
- 特に実施していない（1社）

食品ロスに取組んでいない理由

- 食品ロスが発生しない（1社）

給食残渣の減量について

- 日々の提供数を把握し必要数を把握し作りすぎないようにする
- 給食施設として、野菜の廃棄をなくすために、材料仕入れの工夫として冷凍品やカット野菜を使用すると残渣減量すると考えられます
- クックチル方式での調理による仕込み材料の持ち込み無
- 予備として毎食廃棄される料理を有効活用すべきであるが、運用が難しい
- 給食の残菜を減らすため、個々の喫食状況を把握し、発注量の調整を行うこと。また、喫食率が上がるよう献立の工夫（献立内容、調理方法、盛りつけ）と、園児達が食に興味、関心をもち、食べる意欲につながるよう食育活動を取り組んでいくこと

従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法

- ローリングストック法で入れ替えながら備蓄している（3社）
- 従業員に配布している（2社）
- フードバンクや子ども食堂に提供している（1社）
- その他（ 市民（自治会など）に提供している ）（1社）

コロナ禍の影響

（1）来客数（顧客数、来場者数など）の変化

- 減った（5社）
- 変わらない（1社）

（2）来客数（顧客数、来場者数など）の変化に伴うごみ量

- 変わらない（3社）
- 減った（2社）
- 増えた（1社）

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で行った対策

- 感染防止に対する消耗品のごみが増えた（ディスポ商品が増えたため）
- 運搬業者に対する新型コロナウイルスの感染防止
- 新型コロナウイルス感染拡大以前より行ってはいるが、ゴミ箱をふたつきのものにするなど、更に回収の時の衛生面に充分注意している
- 感染性の廃棄物と一般ゴミが混じらないよう注意している

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった取組み

- 通常のビンやカン、ダンボール等のリサイクルは実施しているが、感染拡大防止のため、それ以上のリサイクルには取り組めていない

SDGsに関する取組み状況

(1) SDGsを知っていますか

- 知らない（4社）
- 知っている（2社）

(2) 企業として掲げていること、新しく始めた取組み

未回答

業界としての取組み

- ペーパーレスの推進
- 介護や医療では、「排泄関連ごみ」と「給食関連ごみ」が多く出ると考えられます。食事をして排泄をする人には欠かすことが出来ない行動であり、給食関係は如何に食品ロス削減できるかであり、排泄関連ごみは多く出ることから、介護施設がごみ減量として取組みで考えられます
- 紙おむつ→布おむつへ変更
- 厨芥ごみの減量（水分量の削減）
- 各園で、使用していない物を再利用できるよう他園へ発信する
- 紙類については、できるだけ裏紙として活用する等、減量化に務めている
- 使用済みの紙おむつの資源化

利用者（顧客）等の出すごみの減量化

- 適正なおむつを選定するなどして必要以上に交換回数が増やさない
- ご利用者の排泄関連ごみの減量化を取り組みとして、現在、おむつ交換等の回数とケアの質を確保し、ご利用者の体形に排泄用品のサイズ、予測する排泄物量に見合った排泄用品を個別に使用し、排泄用品を無駄遣いしない取り組みを行っており、ごみの減量化へもつながるのでないかと考えています
- 少ないため特に思い当たらない
- ごみの分別（リサイクル化）
- 紙類については、できるだけ裏紙として活用する等、減量化に努めている
- 使用済み紙おむつの資源化

事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か

- はい（5社）
- いいえ（1社）

共同での処理・資源化が可能か

- はい（3社）
- いいえ（3社）

【理由】資源化できないものが混入した時、どの事業者が混入させたか特定できないため

その他、市のごみ処理に関する要望・意見等

- 入居施設系、通所系、居宅系を同一敷地同一建物内で事業運営しており、ごみも一括して排出している
- 市立保育所から排出されるごみについては、使用済み紙おむつも含め、資源化できないか検討している。しかし、初期費用や運用面（現場の体制や保護者への周知等）の課題等も大きいのが現状である

事業者ヒアリング結果のまとめ

表 4-4 事業者ヒアリング調査結果のまとめ

質問項目	多量排出事業者	食品ロス関係事業者	紙おむつ関係事業者
各事業者特有のごみについて	<p>【古紙の処理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 雑がみを分別している事業者は分別していない事業者と比較して少ない。資源化している事業者は業者に直接依頼しているとの回答があった。 • 機密文書の処理は、ダンボール回収業者が回収している、本社指定する業者に委託している、溶解処理している、可燃ごみとして排出しているといった回答があった。 <p>【ごみに関する情報の入手について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 船橋市ホームページ、ごみ回収業者、本社からの情報提供（指示）といった回答があった。 • 足りないと感じている情報として、「事業所ごみの正しい出し方」、「資源化することによる具体的なメリット」が回答として挙げられた。 <p>【レジ袋について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有料化以前と以降のマイバッグ持参率、辞退率を把握している事業者は 1 社のみであった。（マイバッグ持参率：70%、レジ袋辞退率：80%） • レジ袋の素材については、生分解性プラスチック、紙袋、通常のプラスチックと回答が分かれたほか、価格も含めてテナント毎に異なるという回答がみられた。 	<p>【発生する食品ロスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「鮮度不良になってしまった商品」、「賞味期限切れ商品」、「受注ミス、返品された商品」、「お客様の食べ残し」、「製造時の型くずれ品や機械トラブルにより製品とならなかった物」、「取引先のメニュー終了に伴う食品ロス」、「過剰製造によるロス」、「不作業であった野菜」など、非常に多様なものが挙げられた。 <p>【食品ロスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「企業全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるように努めている」や「継続的な廃棄物の計量等自社の事業活動により発生している食品ロスを把握している」が複数回答として挙げられた。「特に実施していない」と回答する事業所は無く、生産者、製造・加工、卸売・小売等さまざまな立場で可能な取り組みを実施していることがうかがえる。 	<p>【紙おむつの資源化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「現在は分別・資源化していないが、将来的には分別・資源化したいと考えている」とする事業者が最も多く、次いで「現在とは分別・資源化しておらず、将来的にも分別・資源化は考えていない」であった。 • 主導の紙おむつ資源化施策が実施された場合、参加条件として重視する項目として、社会的責任が最も多く、次いで費用、利便性が続いた。感染性廃棄物に該当するかどうか判断が難しいといった安全性を懸念する回答もみられた。 <p>【紙おむつの排出状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 月間排出量は、「約 4,500 kg/月」（介護老人保健施設）、「428 kg/月」（保育園）、「不明」（特別養護老人ホーム）、使用済紙おむつ利用者の人数は、「2,900 人/月」（介護老人保健施設）、「98 人/月」（特別養護老人ホーム）、「62 人/月」（保育園）、「34 人/月」（認可外保育施設）、「0 人/月」（リハビリ病院）との回答であった。 <p>【紙おむつの資源化において重視する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「費用」（3 社）、「利便性」（2 社）、「社会的責任」（4 社）、「安全性」（1 社）と多様な回答がみられた。 <p>【給食残渣の減量について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 作りすぎの抑制や材料仕入れ時の工夫（可食部の過剰除去を減らす）、発注量の調整や喫食率の向上など、さまざまな取り組みがみられた。

事業者ヒアリング結果のまとめ

<p>ごみの減量、資源化、分別に関する取組み状況について</p>	<p>• 缶やびんの分別回収箱の設置や紙類のパーレス化に努めている事業者が複数みられた一方で、周辺の事業所と協働して古紙を資源化している事業者や、使い捨て製品の使用削減、容器包装を削減する販売方式（量り売りやリターナブル容器販売）の導入、「生ごみ処理機」を活用している事業者はなかった。</p>	<p>• 複数の事業者が、缶・びんの分別回収箱設置、書類のパーレス化の推進に取り組み、社内にごみ検討委員会や組織の設置や、担当部署・担当者を配置し、事業所全体でごみ減量や資源化に取り組み事業者もみられた。なお、「生ごみ処理機」を活用している事業者はみられなかった。</p>	<p>• 複数の事業者が、書類のパーレス化、缶・びんの分別回収箱設置、再生紙等再生用品の使用を進める一方、ごみに関する検討委員会や組織を設置していると回答した事業者は1社に留まり、事業所全体でごみ減量や資源化に取り組み事業者は少数であった。また、施設利用者が排出するごみと従業員が排出するごみを分別していない事業者が半数であった。</p>
<p>ごみ減量及び資源化を進めていくうえでの問題点について</p>	<p>• 事業者によって回答が分かれ、従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい、ごみの減量・分別に手間や費用がかかる、一般廃棄物と産業廃棄物の区別が難しい、資源物を保管しておく場所がないといった回答がみられた。</p>	<p>• 従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい、ごみの減量・分別に手間や費用がかかる、資源物を保管しておく場所がないといった回答が多々みられた。</p>	<p>• 業種的に資源化できるものの発生量が少ない（出ない）とする回答が最も多かった。個別の回答には、手間や費用がかかる、回収業者に関する情報不足、従業員への分別徹底やごみ減量意識の浸透が困難、といった回答が多くみられた。</p>
<p>今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目について</p>	<p>• 事業者によって回答が分かれるが、段ボール、コピー用紙、OA用紙、雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）、プラスチック類、粗大ごみが挙げられた。現状において雑がみを分別している事業者は少ないことがうかがえる。</p>	<p>• 生ごみを挙げる事業者が多く、次いでコピー用紙、OA用紙、雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）、ペットボトルや缶・びん類、プラスチック類、粗大ごみが挙げられた。</p>	<p>• 段ボール、コピー用紙、OA用紙、雑がみ（メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず）、ペットボトル、缶類、紙おむつなどが挙げられた。</p>
<p>ごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組みむべきと思うこと</p>	<p>• 食品トレイ等の自主回収や資源化の導入やレジ袋の削減に取り組んでいることがうかがえる。また、食品ロスの削減のため、企業全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等といった適正発注や天候や日取り（曜日）等を考慮した、需要予測に基づく仕入れや販売等に努めていることがうかがえる。</p>	<p>• 「京葉コンビニート内への工場売店の設置」、「食品残渣の自社での処理機導入」といった比較的大規模な資源化、食品ロス削減案が回答としてみられた。</p>	<p>-</p>
<p>食品リサイクル法の認知状況について</p>	<p>• 「あまりよく知らない」との回答であった。（スーパーマーケットを営んでいる事業者のみ質問）</p>	<p>• 「だいたいこのことは知っている」とする事業者が多数であったが、「あまりよく知らない」とする事業者もみられた。</p>	<p>• 「だいたいこのことは知っている」とする事業者が多数であったが、一部「あまりよく知らない」とする事業者もみられた。</p>

事業者ヒアリング結果のまとめ

<p>食品ロス削減について</p>	<p>・「企業全体で理解を深めるように努めている」、「適正発注に努めている」、「需要予測に基づく仕入れや販売等に努めている」といった回答がみられた。</p>	<p>・「企業全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるように努めている」や「継続的な廃棄物の計量等自社の事業活動により発生している食品ロスを把握している」が複数回答として挙げられた。「特に実施していない」と回答する事業所は無く、生産者、製造・加工、卸売・小売等さまざまな立場で可能な取組みを実施していることがうかがえる。(再掲)</p>	<p>・需要予測に基づく仕入れを実施していると回答した事業者が多数みられ、特に実施していないと回答した事業者は 1 社のみであった。</p>
<p>災害備蓄食品の有無と処理方法について</p>	<p>・災害備蓄食品は「有」と回答した事業者の方が「無」と回答した事業者よりも多く、処理方法としては従業員への配布が最も多かったが、ローリングストック法で入れ替えながら備蓄しているという回答もみられた。</p>	<p>・災害備蓄食品は「無」と回答した事業者がほとんどで、「有」と回答した事業者は 1 社であった。処理方法としてはローリングストック法で入れ替えをしているのとこのことであった。</p>	<p>・処理方法は事業者によって回答が分かれ、ローリングストック法で入れ替えながら備蓄している、従業員に配布している、フードバンクや子ども食堂に提供している、市民（自治会など）に提供しているといった回答がみられた。</p>
<p>コロナ禍の影響について</p>	<p>・来客数（顧客数、来場者数など）及びそれに伴うごみ量は減ったと回答する事業者が多かった。</p> <p>・現在の状況は「従来に戻りつつある」、「分らない」、「変わらない」、「さらに減少している」と回答が分かれた。</p>	<p>・来客数（顧客数、来場者数など）及びそれに伴うごみ量は減ったと回答する事業者がほとんどであった。</p> <p>・現在の状況は「従来に戻りつつある」、「分らない」、「変わらない」、「さらに減少している」と回答が分かれた。</p>	<p>・来客数（顧客数、来場者数など）は減少したが、それに伴うごみ量は変わらないと回答する事業者が多かったが、感染防止対策の一環から使い捨て商品の多用によるごみ量の増加といった回答もみられた。</p> <p>・各事業者によるコロナ禍の独自取組みとして、衛生面に配慮したごみ箱の設置、ごみ運搬業者への感染防止対策の徹底など回答として挙げられた。また、日頃から感染性の廃棄物と一般ごみが混じらないよう注意しており、感染拡大防止のため、それ以上のリサイクルには取り組めていないとの回答がみられた。</p>
<p>SDGs に関する取組みについて</p>	<p>・半数以上の事業者は「知っている」との回答であり、役職者にエコ検定の試験を実施している事業者もみられた。また、船橋市と連携した BCP 対策を実施しているという回答もみられた。</p>	<p>・ほとんどの事業者は「知っている」と回答しており、食品業界として理解が進んでいることがうかがえる。</p> <p>・SDGs に関連する取組みとしては、子ども食堂への食材提供や、農作物廃棄ゼロへの取組みなどが回答として挙げられた。</p>	<p>・半数以上の事業者は「知らない」との回答であり、「知っている」と回答した事業者からも企業として掲げられていることや新たな取組に関する回答はなかった。</p>

事業者ヒアリング結果のまとめ

<p>業界としての取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの推進、マイバッグ持参の啓蒙活動のほか、折り畳みコンテナの使用など、既に実施できる資源化は行っているという回答がみられた。また、キャッシュレス化や商品ブライスの電子表示がペーパーレス化にも寄与するという回答もみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄のない生産体制の構築やパック・包装材料使用種類の選別やアイテム数削減などごみ減量の取組みのほか、廃棄剪定枝の特定品への加工、食品残渣処理機の導入など資源化やリサイクルに関する取組が回答として挙げられた。 既に厨芥ごみをリサイクル業者に売却している事業者もあり、食品残渣のリサイクル費用（飼料化や燃料化等）が処理費用を下回れば、食品残渣は全て資源になるのではといった回答もみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレスの推進、介護施設等による排泄関連ごみと給食関連ごみの減量化、厨芥ごみの水分量削減、布おむつの使用などが回答として挙げられた。また、資源化の取組みとしては、不用品の相互利用のための情報発信、使用済み紙おむつの資源化などが挙げられた。
<p>利用者（顧客）等のお出すごみの減量化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの推進、マイバッグ持参の啓蒙活動、キャッシュレス化といった回答のほか、船橋市の指定ごみ袋をレジ前で販売しているといった独自の取組を行っている事業者もみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「エコパックの利用、ごみの分別、過剰包装の削減」、「プラスチックごみの回収及びリサイクルの実施」といった回答がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「適正なオムツを選定するなどして必要以上に交換回数が増やさない」、「利用者の体形や予測する排泄物量に見合った排泄用品を個別に使用し、排泄用品を無駄遣いしない」、「紙類について、できるだけ裏紙として活用する等」「使用済み紙おむつの資源化」といった回答がみられた。
<p>ふな R 連携事業者認定制度について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度を知らない事業者が多かったが、内容を聞いたうえで認定（申請）を検討したいという事業者が一定数みられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定制度は知らなかったが、認定（申請）を希望する、内容を聞いたうえで認定（申請）を検討したいという事業者のみであり、制度への前向きな姿勢がうかがえる。 	<p>-</p>
<p>事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する取組みが実施可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所単位での取組みは多くの事業者が不可との回答であった。多量排出事業者は規模の大きい企業が多いことから、本社等の許可がない取組は実施が難しいこととうかがえる。ただし、他の事業者との共同での処理・資源化は可能という回答が半数程度であったことから、本社等から許可が得られれば取組に参加することが可能な事業者もあるものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所単位での取組みは、「はい」と「いいえ」が同数であったが、他の事業者との共同での処理・資源化については、「いいえ」の回答のみであった。ヒアリング対象事業所の規模や業種は異なるが、本社等の許可がない取組は実施が難しい状況がうかがえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所単位での取組みは多くの事業者が可との回答であったが、他の事業者との共同での処理・資源化については、半数が不可としており、処理・資源化の過程で、問題等が起こった際に事業者を特定できないことが懸念事項として挙げられた。
<p>共同での処理・資源化が可能か</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>その他、市のごみ処理に関する要望・意見等</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済み紙おむつも含めた資源化を検討しているが、初期費用や運用面（現場の体制や保護者への周知等）の課題等も大きいのが現状」といった回答がみられた。

事業者ヒアリング調査結果からの考察

事業者ヒアリング調査結果から考えられる課題等についての考察を以下に示す。

古紙の資源化について

回答結果より、雑がみの分別を実施していない事業者が多いことがうかがえる。また、雑がみの分別を実施していない事業者の中には「実施できる資源化等はすべて実施している」と回答している事業者もいることから、事業者に対する雑がみ分別の周知が十分に行き届いていないと考えられる。

市では現在も市のホームページやチラシの配布によって古紙の資源化を啓発しているが、雑がみの分別について、深く事業者の理解が得られるように、周知啓発を行い、協力率を上げていく必要があると考えられる。

食品ロスの削減について

食品ロス削減への取組について、回答は前向きなものが多く、各事業者が様々な取組によって食品ロスの削減に努めていることがうかがえる。一方、取引先との関係の中で発生する食品ロスや、機械の不具合等により発生する食品ロスもあることから、発生抑制のための周知だけでなく、市と連携した食品の有効活用等の取組みができないか検討する必要があると考えられる。

紙おむつの資源化について

6事業者のうち3事業者が将来的な紙おむつの資源化を検討しており、ニーズは一定数あるものと考えられる。

紙おむつの資源化について、重視する事項は、「社会的責任」、「費用」、「利便性」、「安全性」と回答が分かれた。現在、紙おむつの資源化方法は確立していないため、リサイクル技術の進展や国の動向等も踏まえて検討する必要があると考えられる。

事業者ヒアリング用紙

事業者ヒアリング用紙（多量排出事業者）を次頁以降に掲載する。

1. 基本情報

項目	ご回答
名称	
本社、支店等の区分	本社 ・ 支店
ご担当者名（ご回答いただいた方のお名前）	
所在地・建物の名称	
所有形態	自社所有 ・ 賃貸
使用形態（占有、複合）	占有 ・ 複合
来客数 ※年間あたりの概算 （顧客数、来場者数、病院等の場合は定員数など）	人/年
ごみの保管場所と分類保管の有無	有 ・ 無

2. 業種

- 建設業
- 製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業
- 運輸業、郵便業
- 卸売業、小売業
- 金融業、保険業
- 不動産業、物品賃貸業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 教育、学習支援業
- 医療、福祉
- 複合サービス事業
- サービス業(他に分類されないもの)
- 公務

3. 事業形態

- 販売店、店舗
- 飲食店
- 事務所・営業所
- 工場・作業所
- ホテル・旅館
- 映画館、劇場、娯楽施設等
- その他（ ）

4. 従業員数（非正規従業員含む）

- 1～4人
- 5～20人
- 21～50人
- 51～100人
- 101～300人
- 301～1,000人
- 1,001～2,000人
- 2,001～3,000人
- 3,000人以上

5. 床面積（事務所、加工場、売り場、店舗等）

- 500㎡未満
- 500㎡～1,000㎡未満
- 1,000㎡～2,000㎡未満
- 2,000㎡～5,000㎡未満
- 5,000㎡～10,000㎡未満
- 10,000㎡～20,000㎡未満
- 20,000㎡～50,000㎡未満
- 50,000㎡～100,000㎡未満
- 100,000㎡以上

6. 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのくらい発生・処理していますか。その量を記入ください。また、どのように処理していますか。該当する欄に○を記入してください。

	品目							
	可燃ごみ	紙類 機密文書	紙類 雑がみ	紙類 容器包装	厨芥 食べ残し、調理くず	プラスチック類	草木類 剪定枝、産廃以外の木材など	その他（ ※排出が多い廃棄物 ）
発生・処理量（kg/年）								
処理単価（分かれば）※●円/kg等								
処理方法等	①一般廃棄物収集運搬業者にごみとして出している							
	②一般廃棄物収集運搬業者に資源物として出している							
	③自ら清掃工場に直接搬入している							
	④産業廃棄物処理業者に処理を委託している							
	⑤リサイクル業者に売却している							
	⑥処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している							
	⑦企業内・企業グループ内でリサイクルしている							
	⑧納入業者（販売者）が回収している							
	⑨本社（本店）が一括しているので分からない							
	⑩建物の管理会社に任せているので分からない							
⑪その他（ ）								

9. 貴事業所で、今後減量及び資源化を進めたいと考えている品目はありますか。(〇はいくつでも)

- | | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|---------------|
| 1. 生ごみ | 2. 新聞、雑誌 | 3. 段ボール | 4. コピー用紙、OA用紙 |
| 5. 機密文書 | 6. 雑がみ(メモ用紙、伝票、封筒、紙製の空箱、シュレッダーくず) | | |
| 7. ペットボトル | 8. プラスチック類 | 9. 缶類 | 10. ビン類 |
| 11. 不燃ごみ | 12. 粗大ごみ | 13. その他 () | |

10. 事業系古紙のリサイクルについて、貴事業所の状況を教えてください。

(1) 雑がみ(封筒・はがき、包装紙、ティッシュ箱等)を分別していますか。

はい いいえ

(2) 前問で「はい」と回答された事業所の方にお聞きします。分別している品目を具体的に教えてください。
()

(3) 機密文書について、貴事業所ではどのように処理していますか。

1. リサイクルしている 2. 可燃ごみとして排出している 3. その他 ()

(4) 前問で「1.リサイクルしている」と回答された事業所の方にお聞きします。具体的なリサイクル方法を教えてください。

()

11. 貴事業所でごみ減量化のために今後できると思うこと、取り組むべきと思うことがあれば教えてください。

12. 貴事業所では、ごみに関する情報をどのように手に入れていますか。

1. 事業系ごみの正しい処理方法(市発行) 2. 産業廃棄物の適正処理について(市発行)
3. 家庭ごみの出し方(市発行) 4. 船橋市ホームページ 5. 新聞・廃棄物関連図書
6. その他 ()

13. ごみに関する情報で足りないと感じている情報があれば教えてください。

14. レジ袋を扱っている事業者の方にお聞きします。

(1) 令和2年7月から実施しているレジ袋有料化について、現在の状況に合致しているものを選んでください。
(○はいくつでも)

1. マイバッグ・マイボトルなどのエコ活動に対するポイント制を導入している。
2. レジ袋有料化以前と以降のマイバッグ持参率、もしくはレジ袋の辞退率を把握している。
※把握している場合 マイバッグ持参率 _____ %
レジ袋辞退率 _____ %
3. プラスチック製のレジ袋の代替品を導入している。

(2) どのような素材の袋を使用しているか教えてください。

1. 紙袋
2. 生分解性プラスチック
3. 通常のプラスチック
4. その他 (_____)

(3) レジ袋の販売価格を教えてください。(サイズごとの値段について) ※40ℓ : 3円等

--

15. 従業員用の災害備蓄食品の有無及び消費期限間近の災害備蓄食品の処理方法について、現在実施している取組みを選んでください。

(1) 災害備蓄食品の有無

1. 有 ・ 2. 無

(2) 災害備蓄食品の処理方法 (○はいくつでも)

1. 従業員に配布している
2. ローリングストック法で入れ替えながら備蓄している
3. フードバンクや子ども食堂に提供している
4. 特に実施していない
5. その他 (_____)

16. コロナ禍の影響について教えてください。

(1) 来客数(顧客数、来場者数など)の変化

1. 減った 2. 増えた 3. 変わらない 4. 分からない

(2) 来客数(顧客数、来場者数など)の変化に伴うごみ量

1. 減った 2. 増えた 3. 変わらない 4. 分からない

(3) 来客数（顧客数、来場者数など）及びごみ量について現在の状況

1. 緊急事態宣言が発令された2020年4月頃と比較すると、従来に戻りつつある
2. 2020年4月頃と比較すると、変わらない
3. 2020年4月頃と比較すると、さらに変化が大きくなっている
4. 分からない
5. その他（ ）

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で行った対策（ごみに限らず）があれば教えてください。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったごみに関する取組みはありますか。

17. SDGsを知っていますか。知っている場合、企業として何か掲げていることや、新しく始めた取組みがあれば教えてください。

※SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



1. 知っている ・ 2. 知らない

企業として掲げていること、新しく始めた取組み（ ）

18. 貴事業所の業界におけるごみの減量化について、どんなことが実施可能と考えますか。また、どのようなことに取り組むべきと思いますか。

19. 貴事業所の利用者（顧客）等の出すごみの減量化について、どんなことが実施可能と考えますか。また、どのようなことに取り組むべきと思いますか。

20. ふな R 連携事業者認定制度を知っていますか。また、認定を希望しますか。

1. 知っている ・ 2. 知らない

1. 希望する ・ 2. 内容を聞いたうえで検討したい ・ 3. 希望しない

理由 ()

※船橋市では、ごみの減量及び資源化に取り組んでいる事業者を「ごみの減量及び資源化（名称：ふな R）連携事業者」として、認定しています。認定された事業者には認定証や認定ステッカーを交付するほか、市ホームページやごみ減量啓発紙等で、取り組み内容や PR コメントなどを紹介しています。

- 認定項目
- リデュース・リユースの推進（レジ袋の削減、簡易包装、リユース・エコ商品の取扱い等）
 - 食品ロスの削減（小盛メニュー、持ち帰り、3010 運動、食品ロスに関する啓発・情報提供等）
 - 店頭回収（食品トレー、ペットボトル等）
 - 模範的な 3R の推進（事業所内でのリデュース・リユースの推進、不要物の再商品化、従業員に対する 3R の周知や研修等）

21. 本社の判断ではなく、貴事業所単位でのごみの減量化・資源化に関する独自の取り組みを実施することは可能ですか。

例：本社等の承諾を得ることなくフードシェアリングサービスへの提供が可能等

1. はい ・ 2. いいえ

理由 ()

22. 古紙回収リサイクルシステム等といった、入居する店舗やテナント、商店街、ショッピングモール全体として共同での処理・資源化は可能ですか。


1. はい ・ 2. いいえ



理由 ()


23. その他、市のごみ処理に関する要望・意見等


12. SDGsターゲットと施策及び取り組みの関連性


SDGsターゲットと施策及び取り組みの関連性


対応するSDGs ターゲット		施策	取り組み
4 質の高い教育をみんなに 	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	1-1. 情報提供の充実	①分かりやすい情報発信 ②多様な媒体での情報発信
		1-2. 環境学習の推進	①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進 ②子ども向け環境学習の充実 ③若年層への啓発 ④ごみ処理施設見学会の開催 ⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。	【生活排水編】 1. 水質浄化に対する意識啓発 2. 地域に根ざした普及・啓発活動の推進	①高度処理型合併浄化槽への転換の推進 ②水質浄化に対する意識の高揚 ③浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導
		【生活排水編】 1. 資源循環の促進 2. 効率的な中間処理体制の検討	①脱水汚泥の資源化 ②効率的な中間処理体制の検討
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	2-4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減	①廃棄物エネルギーの利活用の推進
		3-2. 施設の適正な運営と維持管理の継続	①一般廃棄物処理施設の適正な運営 ②一般廃棄物処理施設の維持管理

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	1-5. 市民サービスの向上	①ごみ出しが困難な方への支援 ②粗大ごみ受付システムの検討
		3-3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	①災害時における廃棄物処理体制の構築
9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	1-5. 市民サービスの向上	①ごみ出しが困難な方への支援 ②粗大ごみ受付システムの検討	
	3-3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	①災害時における廃棄物処理体制の構築	
11 住み続けられるまちづくりを 	11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	1-1. 情報提供の充実	①分かりやすい情報発信 ②多様な媒体での情報発信
		1-2. 環境学習の推進	①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
			②子ども向け環境学習の充実
			③若年層への啓発
			④ごみ処理施設見学会の開催
			⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実
		1-3. 地域全体の環境美化の推進	①不法投棄防止活動の推進 ②530 推進員の育成 ③地域清掃活動の推進
1-4. 優良事業者の育成	①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実 ②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成		
1-5. 市民サービスの向上	①ごみ出しが困難な方への支援 ②粗大ごみ受付システムの検討		
2-4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減	①廃棄物エネルギーの利活用の推進		

		3-1. 効率的で安定した収集運搬体制の構築	①効率的で安定した収集運搬体制の構築
		3-2. 施設の適正な運営と維持管理の継続	①一般廃棄物処理施設の適正な運営 ②一般廃棄物処理施設の維持管理
		3-3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	①災害時における廃棄物処理体制の構築
		【生活排水編】 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の確保	効率的な収集体制の見直し
	11. b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	3-3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	①災害時における廃棄物処理体制の構築
12 つくる責任 つかう責任 	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。	1-2. 環境学習の推進	①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
			②子ども向け環境学習の充実
			③若年層への啓発
			④ごみ処理施設見学会の開催
2-1. 発生抑制行動の推進	⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実		
	①リデュース（発生抑制）行動の推奨		
2-5. 食品ロスの削減推進	①食品ロス削減推進計画の取り組み推進		

	<p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	<p>1-2. 環境学習の推進</p>	<p>①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進 ②子ども向け環境学習の充実 ③若年層への啓発 ④ごみ処理施設見学会の開催 ⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実</p>
		<p>2-1. 発生抑制行動の推進</p>	<p>①リデュース（発生抑制）行動の推奨 ②リユース（再使用）の推奨</p>
		<p>2-2. 家庭系ごみの分別の推進</p>	<p>①ごみ組成調査の実施 ②資源化できる紙類の分別 ③新たな分別と資源化の検討</p>
		<p>2-3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進</p>	<p>①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底 ②ピット前検査の強化</p>
		<p>2-5. 食品ロスの削減推進</p>	<p>①食品ロス削減推進計画の取り組み推進</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<p>1-2. 環境学習の推進</p>	<p>①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進 ②子ども向け環境学習の充実 ③若年層への啓発 ④ごみ処理施設見学会の開催 ⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実</p>
		<p>2-1. 発生抑制行動の推進</p>	<p>①リデュース（発生抑制）行動の推奨 ②リユース（再使用）の推奨</p>
		<p>2-2. 家庭系ごみの分別の推進</p>	<p>①ごみ組成調査の実施 ②資源化できる紙類の分別 ③新たな分別と資源化の検討</p>
		<p>2-3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進</p>	<p>①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底</p>
		<p>2-4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減</p>	<p>①廃棄物エネルギーの利活用の推進</p>

		2-5. 食品ロスの削減推進	①食品ロス削減推進計画の取り組み推進
		3-1. 効率的で安定した収集運搬体制の構築	①効率的で安定した収集運搬体制の構築
		3-2. 施設の適正な運営と維持管理の継続	①一般廃棄物処理施設の適正な運営 ②一般廃棄物処理施設の維持管理
		【生活排水編】 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の確保	効率的な収集体制の見直し
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>	1-1. 情報提供の充実	①分かりやすい情報発信 ②多様な媒体での情報発信
		1-2. 環境学習の推進	①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
			②子ども向け環境学習の充実
			③若年層への啓発
			④ごみ処理施設見学会の開催
		⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実	
		2-2. 家庭系ごみの分別の推進	①ごみ組成調査の実施 ②資源化できる紙類の分別 ③新たな分別と資源化の検討
2-3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進	①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底		
【生活排水編】 1. 水質浄化に対する意識啓発 2. 地域に根ざした普及・啓発活動の推進	①高度処理型合併浄化槽への転換の推進 ②水質浄化に対する意識の高揚 ③浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導		
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	1-1. 情報提供の充実	①分かりやすい情報発信 ②多様な媒体での情報発信
		1-2. 環境学習の推進	①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
			②子ども向け環境学習の充実 ③若年層への啓発

<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	1-2. 環境学習の推進	④ごみ処理施設見学会の開催 ⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実
		1-3. 地域全体の環境美化の推進	①不法投棄防止活動の推進
			②530 推進員の育成
			③地域清掃活動の推進
		1-4. 優良事業者の育成	①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
			②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成
		1-5. 市民サービスの向上	①ごみ出しが困難な方への支援
			②粗大ごみ受付システムの検討
		2-1. 発生抑制行動の推進	①リデュース（発生抑制）行動の推奨
			②リユース（再使用）の推奨
		2-2. 家庭系ごみの分別の推進	①ごみ組成調査の実施
			②資源化できる紙類の分別
			③新たな分別と資源化の検討
		2-3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進	①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
			②ピット前検査の強化
2-4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減	①廃棄物エネルギーの利活用の推進		
2-5. 食品ロスの削減推進	①食品ロス削減推進計画の取り組み推進		
3-1. 効率的で安定した収集運搬体制の構築	①効率的で安定した収集運搬体制の構築		
3-2. 施設の適正な運営と維持管理の継続	①一般廃棄物処理施設の適正な運営		
	②一般廃棄物処理施設の維持管理		
3-3. 災害時における廃棄物処理体制の構築	①災害時における廃棄物処理体制の構築		

		【生活排水編】 1. 水質浄化に対する意識啓発 2. 地域に根ざした普及・啓発活動の推進	①高度処理型合併浄化槽への転換の推進 ②水質浄化に対する意識の高揚 ③浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査の実施に対する指導
		【生活排水編】 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の確保	効率的な収集体制の見直し



船橋市一般廃棄物処理基本計画 令和4年3月

発行：船橋市 環境部 資源循環課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

TEL：047-436-2433 FAX：047-436-2448